

薬事・食品衛生審議会
血液事業部会表
座席

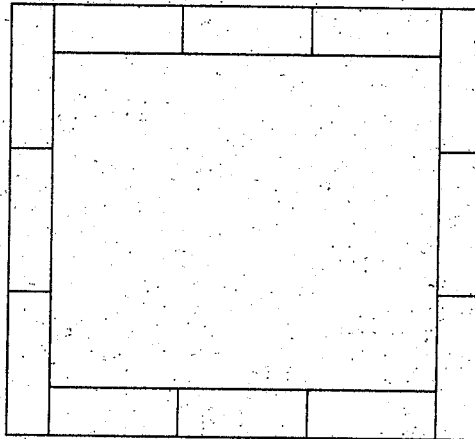
平成23年3月8日
厚生労働省共用第8会議室
午後4時から

日時:平成23年3月8日(火)16:00~18:00
場所:厚生労働省共用第8会議室(6階)

高部 審
橋会 議
委員長 官
員

速記

大戸委員
大平委員
岡田委員
小幡委員
左川委員



血液対策課長
血液対策企画官

事務局
(日本赤十字社)

花井委員
藤内委員
三谷委員
山岡(照)委員
吉澤委員

(欠席委員10名)
朝倉委員 稲田委員 大石委員
嶋委員 鈴木委員
半田委員 前野委員
三村委員 山口(一)委員 渡邊委員

傍聴席

議題:

- 議題1 平成23年度の献血の推進に関する計画(案)について
- 議題2 平成23年度の献血の受入れに関する計画(案)の認可について
- 議題3 平成23年度血液事業部会運営委員会の審議結果について
- 議題4 平成23年度の血液製剤の安定供給に関する計画(需給計画)(案)について
- 議題5 その他の報告事項

配付資料:

委員名簿

議題1関連:

- 資料 1-1 平成23年度の献血の推進に関する計画(案)について
- 資料 1-2 平成23年度の献血の推進に関する計画(案)に対するパブリックコメントについて

議題2関連:

- 資料 2 平成23年度の献血の受入れに関する計画(案)の認可について(日本赤十字社提出資料)

議題3関連:

- 資料3-1 血液製剤及び献血に関する感染症報告事項について
- 資料3-2 XMRVに関する文献報告(続報)
- 資料3-3 献血血液の研究開発等での使用に関する指針(案)
- 資料3-4 英国滞在歴に関する制限緩和に伴う献血状況(報告)(日本赤十字社提出資料)
- 資料3-5 採血基準の改定に伴う準備状況(報告)(日本赤十字社提出資料)
- 資料3-6 フィブリノゲン製剤等に関する報告について

議題4関連:

- 資料4-1 血漿分画製剤の供給のあり方に関する検討会中間報告
- 資料4-2 平成23年度の血液製剤の安定供給に関する計画(需給計画)(案)について

議題5関連:

- 資料 5 血小板がすべて成分献血由来となった経緯等について(日本赤十字社提出資料)

血液事業部会 委員名簿

氏名	ふりがな	現職
朝倉 正博	あさくら まさひろ	医療法人社団博栄会理事長
稲田 英一	いなだ えいいち	順天堂大学医学部教授
○ 大石 了三	おおいし りょうぞう	国立大学法人九州大学医学部附属病院教授・薬剤部長
大戸 斉	おおと ひとし	福島県立医科大学輸血・移植免疫部教授
大平 勝美	おおひら かつみ	はばたき福祉事業団理事長
岡田 義昭	おかだ よしあき	国立感染症研究所血液・安全性研究部第一室長
小幡 純子	おばた じゅんこ	上智大学法科大学院長
佐川 公矯	さがわ きみたか	久留米大学医学部附属病院臨床検査部教授、副院長
嶋 緑 倫	しま みどり	奈良県立医科大学小児科教授
鈴木 邦彦	すずき くにひこ	社団法人日本医師会常任理事
◎ 高橋 孝喜	たかはし こうき	国立大学法人東京大学医学部附属病院輸血部教授・輸血部長
花井 十伍	はない じゅうご	ネットワーク医療と人権 理事
半田 誠	はんだ まこと	慶應義塾大学医学部輸血・細胞療法部長
前野 一雄	まえの かずお	読売新聞編集委員
幕内 雅敏	まくうち まさとし	日本赤十字社医療センター長
三谷 絹子	みたに きぬこ	獨協医科大学血液内科教授
三村 優美子	みむら ゆみこ	青山学院大学経営学部教授
山口 一成	やまぐち かずなり	国立感染症研究所血液・安全性研究部 客員研究員
山口 照英	やまぐち てるひで	独立行政法人医薬品医療機器総合機構 生物系審査第一部 テクニカルエキスパート
吉澤 浩司	よしざわ ひろし	広島大学名誉教授
渡邊 治雄	わたなべ はるお	国立感染症研究所長

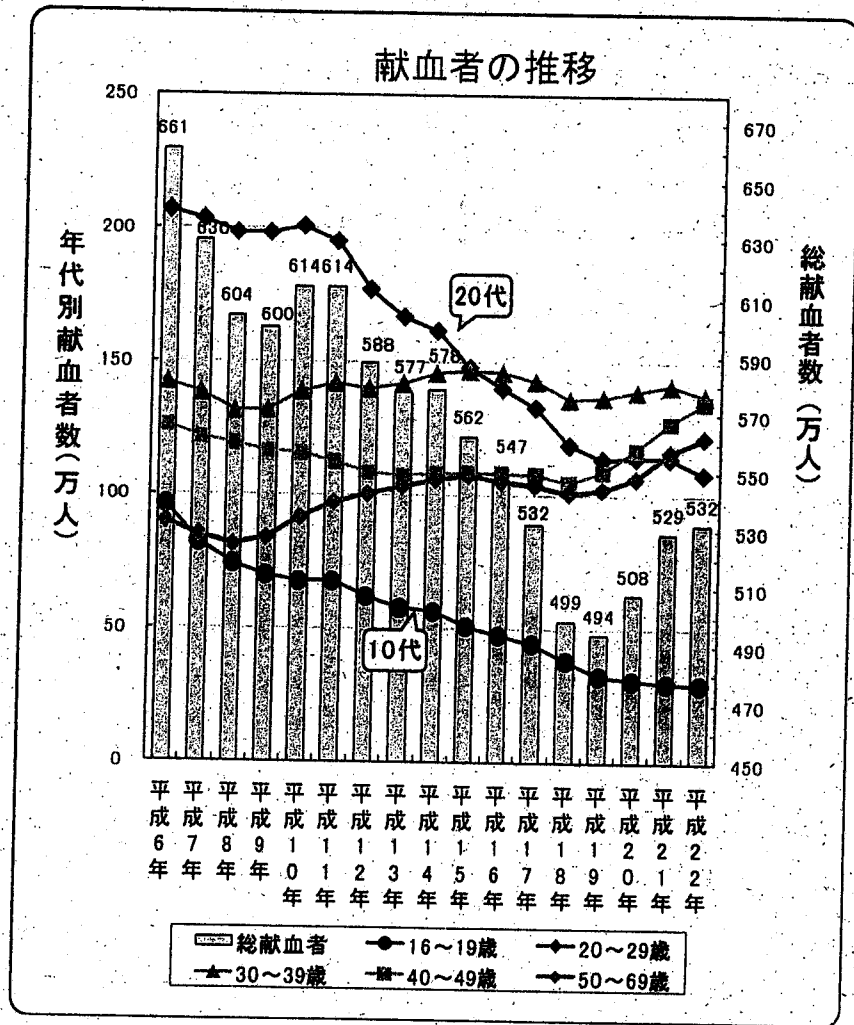
(計21名、氏名五十音順)

◎部会長 ○部会長代理

資料1-1

平成23年度の献血の推進に関する計画(案)について

- ・献血者の推移 1
- ・諮問書 2
- ・平成23年度の献血の推進に関する計画(案) 3



厚生労働省発薬食0307第45号
平成23年3月7日

薬事・食品衛生審議会会長
望月正隆 殿

厚生労働大臣 細川 律 夫



諮 問 書

平成23年度の献血の推進に関する計画を定めることについて、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第3項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

平成23年度の献血の推進に 関する計画（案）

平成 年 月 日

厚生労働省告示第 号

目次

前文	1
第1節 平成23年度に献血により確保すべき血液の目標量	1
第2節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項	1
1 献血に関する普及啓発活動の実施	1
(1) 効果的な普及啓発、献血者募集等の推進	
(2) 献血運動推進全国大会の開催等	
(3) 献血推進運動中央連絡協議会の開催	
(4) 献血推進協議会の活用	
(5) その他関係者による取組	
2 献血者が安心して献血できる環境の整備	5
第3節 その他献血の推進に関する重要事項	5
1 献血の推進に際し、考慮すべき事項	5
(1) 血液検査による健康管理サービスの充実	
(2) 献血者の利便性の向上	
(3) 血液製剤の安全性を向上するための対策の推進	
(4) 採血基準の在り方の検討	
(5) まれな血液型の血液の確保	
2 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応	6
3 災害時等における献血の確保等	6
4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価	6

平成23年度の献血の推進に関する計画

前文

- 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第1項の規定に基づき定める平成23年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成20年厚生労働省告示第326号）に基づくものである。

第1節 平成23年度に献血により確保すべき血液の目標量

- 平成23年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、全血製剤0.02万リットル、赤血球製剤5.4万リットル、血漿製剤2.7万リットル、血小板製剤1.7万リットルであり、それぞれ0.02万リットル、5.4万リットル、2.7万リットル、1.7万リットルが製造される見込みである。
- さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、平成23年度には、全血採血による1.45万リットル及び成分採血による6.2万リットル（血漿採血2.7万リットル及び血小板採血3.5万リットル）の計20.7万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

第2節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

前年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、平成23年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。

1 献血に関する普及啓発活動の実施

- 国は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の安定供給を確保し、その国内自給を推進するとともに、広く国民に対し、治療に必要な血液製剤の確保が相互扶助と博愛精神による自発的な献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていること等を含め、献血や血液製剤について国民に正確な情報を伝え、その理解と献血への協力を求めるため、教育及び啓発を行う。
- 都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、より多くの住民の献血への参加を促進するため、対象となる年齢層や地域の実情に応じた啓発、献血推進組織の育成等を行うことにより、献血への関心を高めることが必要である。
- 採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者の安全性に配慮するとともに、継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。

このため、国、都道府県、市町村等の関係者と協力して効果的なキャンペーンを実施すること等により、献血や血液製剤に関する一層の理解と献血への協力を呼びかけることが求められる。

国、都道府県、市町村、採血事業者及び医療関係者は、国民に対し、病気や怪我のために輸血を受けた患者や、その家族の声を伝えること等により、血液製剤がこれに必要とする患者への医療に欠くことのできない有限で貴重なものであることを含め、献血や血液製剤についての普及啓発を実施し、又はこれに協力することが必要である。また、少子高齢化の進行による血液製剤を必要とする患者の増加や献血可能人口の減少、血液製剤の利用実態等について正確な情報を伝え、献血者等の意見を踏まえつつ、これらの情報提供や普及啓発の手法等の改善に努めることが必要である。さらに、血液製剤の安全性の確保のための取組の一環として、感染症の検査を目的とした献血を行わないよう、献血における本人確認や問診の徹底はもとより、平素から様々な広報手段を用いて、国民に周知徹底する必要がある。

国、都道府県、市町村及び採血事業者は、平成22年1月27日に実施された英国滞在歴による献血制限の見直し及び平成23年4月1日に施行される採血基準の改正について、国民に対して十分に広報を行い、献血への協力を求める必要がある。

これらを踏まえ、以下に掲げる献血推進のための施策を実施する。

① 効果的な普及啓発、献血者募集等の推進

血液製剤について、国内自給が確保されることを基本としつつ、将来にわたって安定的に供給される体制を維持するため、幼少期も含めた若年層、企業・団体、複数回献血者に対して、普及啓発の対象を明確にした効果的な活動や重点的な献血者募集を実施し、以下の取組を行う。

<若年層を対象とした対策>

国、都道府県、市町村及び採血事業者は、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得るとともに、機能的な連携を図ることにより、若年層の献血や血液製剤に関する理解の促進及び献血体験の促進に組織的に取り組む。また、若年層への啓発には、若年層向けの雑誌、放送媒体、インターネット等を含む様々な広報手段を用いて、同世代からの働きかけや、献血についての広告に国が作成した献血推進キャラクターを活用する等、効果的な取組が必要である。特に10代層への啓発には、採血基準の改正により、男性に限り400ミリリットル全血採血が17歳から可能となること等について情報を伝え、献血者の協力を得る。さらに、子が幼少期にある親子に対し、血液の大切さや助け合いの心について、親子向けの雑誌等の広報手段や血液センター等を活用して啓発を行うとともに、親から子へ献血や血液製剤の意義を伝えることが重要であることから、地域の特性に応じて採血所に託児体制を確保する等、親子が献血に触れ合う機会を設ける。

国は、高校生を対象とした献血や血液製剤について解説した教材や中学生を対象とした血液への理解を促すポスターを作成し、都道府県、市町村及び採血事業者と協力して、これらの教材等を活用しながら、献血や血液製剤に関する理解を

深めるための普及啓発を行う。

都道府県及び市町村は、地域の実情に応じて、若年層の献血への関心を高めるため、学校等において、ボランティア活動推進の観点から踏まえつつ献血や血液製剤についての情報提供を行うとともに、献血推進活動を行うボランティア組織との有機的な連携を確保する。

採血事業者は、その人材や施設を活用し、若年層へ献血の意義や血液製剤について分かりやすく説明する「献血セミナー」や血液センター等での体験学習を積極的にを行い、正しい知識の普及啓発と協力の確保を図る。その推進に当たっては、国と連携するとともに、都道府県、市町村、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得る。

採血事業者は、国及び都道府県の協力を得て、学生献血ボランティアとの更なる連携を図り、大学等における献血の推進を促すとともに、将来、医療従事者になるようとする者に対して、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。

<50～60歳代を対象とした対策>

国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、年齢別人口に占める献血者の率が低い傾向にある50～60歳代の層に対し、血液製剤の利用実態や献血可能年齢等について正確な情報を伝え、相互扶助の観点からの啓発を行い、献血者の増加を図る。また、血小板成分採血について、採血基準の改正により、男性に限り69歳まで(65歳から69歳までの者については、60歳から64歳までの間に献血の経験がある者に限る。)可能となることについて情報を伝え、献血者の確保を図る。

<企業等における献血の推進対策>

国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、その社会貢献活動の一つとして、企業等における献血の推進を促す。また、血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。

<複数回献血者対策>

国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、複数回献血者の協力が十分に得られるよう、平素から血液センターに登録された献血者に対し、機動的かつ効率的に呼びかけを行う体制を構築する。また、献血に継続的に協力が得られている複数回献血者の組織化及びサービスの向上を図り、その増加に取り組むとともに、献血の普及啓発活動に協力が得られるよう取り組む。

<献血推進キャンペーン等の実施>

- ・ 国は、献血量を確保しやすくするとともに、感染症等のリスクを低減させる等の利点がある400ミリリットル全血採血並びに成分採血の推進及び普及のため、都道府県及び採血事業者とともに、7月に「愛の血液助け合い運動」を、1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施するほか、血液の供給状況に応じて献血推進キャンペーン活動を緊急的に実施する。また、様々な広報手段を用いて献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を呼びかけるとともに、献血場所を確保するため、関係者に必要な協力を求める。
- ・ 都道府県、市町村及び採血事業者においても、これらの献血推進活動を実施することが重要である。また、市町村においては、地域における催物の機会等を活用する等、積極的に取り組むことが望ましい。

② 献血運動推進全国大会の開催等

- ・ 国は、都道府県及び採血事業者とともに、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の国内自給を推進し、広く国民に献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を求めるため、7月に献血運動推進全国大会を開催するとともに、その広報に努める。また、国及び都道府県は、献血運動の推進に関し積極的に協力し、模範となる実績を示した団体又は個人に対し表彰を行う。

③ 献血推進運動中央連絡協議会の開催

- ・ 国は、都道府県、市町村、採血事業者、献血推進活動を行うボランティア組織、患者団体等の代表者の参加を得て、効果的な献血推進のための方策や献血を推進する上での課題等について協議を行うため、献血推進運動中央連絡協議会を開催する。

④ 献血推進協議会の活用

- ・ 都道府県は、献血や血液製剤に関する住民の理解と献血への協力を求め、血液事業の適正な運営を確保するため、採血事業者、医療関係者、商工会議所、教育機関、報道機関等から幅広く参加者を募って、献血推進協議会を設置し、定期的に開催することが求められる。市町村においても、同様の協議会を設置することが望ましい。

- ・ 都道府県及び市町村は、献血推進協議会を活用し、採血事業者及び血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画の策定のほか、献血や血液製剤に関する教育及び啓発を検討するとともに、民間の献血推進組織の育成等を行うことが望ましい。

⑤ その他関係者による取組

- ・ 官公庁、企業、医療関係団体等は、その構成員に対し、ボランティア活動である献血に対し積極的に協力を呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易にするよう配慮する等、進んで献血しやすい環境作りを推進することが望ましい。

2 献血者が安心して献血できる環境の整備

- ・ 採血事業者は、献血の受入れに当たっては献血者に不快の念を与えないよう、丁寧な処遇をすることに特に留意し、献血者の要望を把握するとともに、採血後の休憩スペースを十分に確保する等、献血受入体制の改善に努める。また、献血者の個人情報保護するとともに、国の適切な関与の下で献血による健康被害に対する補償のための措置を実施する等、献血者が安心して献血できる環境整備を行う。
- ・ 採血事業者は、特に初回献血者が抱えている不安等を払拭するため、採血の手順や採血後の過ごし方等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分に行い、献血者の安全確保を図る。
- ・ 採血事業者は、採血所における地域の特性に合わせたイメージ作りや移動採血車の外観の見直し等、なお一層のイメージアップを図り、献血者の増加を図る。
- ・ 国及び都道府県は、採血事業者によるこれらの取組を支援することが重要である。

第3節 その他献血の推進に関する重要事項

1 献血の推進に際し、考慮すべき事項

① 血液検査による健康管理サービスの充実

- ・ 採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する。また、低色素により献血ができなかった献血申込者に対して、栄養士による健康相談を実施し、献血者の増加を図る。

- ・ 国は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。また、献血者の健康管理に資する検査の充実が献血の推進に有効であることから、本人の同意の上、検査結果を健康診査、人間ドック、職域検査等で活用するとともに、地域における保健指導にも用いることができるよう、周知又は必要な指導を行う。

- ・ 都道府県及び市町村は、これらの取組に協力する。

② 献血者の利便性の向上

- ・ 採血事業者は、安全性に配慮しつつ、効率的に採血を行うため、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた移動採血車による計画的採血等、献血者の利便性及び安全で安心な献血に配慮した献血受入体制の整備及び充実に努める。

- ・ 都道府県及び市町村は、採血事業者と十分協議して移動採血車による採血等の日程を設定し、そのための公共施設の提供等、採血事業者の献血の受入れに協力することが重要である。

③ 血液製剤の安全性を向上するための対策の推進

- ・ 国は、「輸血医療の安全性確保のための総合対策」に基づき、採血事業者と連携し、献血者に対する健康管理サービスの充実等による健康な献血者の確保、献血者の本人確認の徹底等の検査目的の献血の防止のための措置を講ずる等、善意の献血者の協力を得て、血液製剤の安全性を向上するための対策を推進する。

「平成23年度の献血の推進に関する計画（事務局案）」に対する
意見募集結果について平成23年3月
厚生労働省医薬食品局
血液対策課

「平成23年度の献血の推進に関する計画（事務局案）」について、平成23年1月18日から平成23年2月16日まで御意見を募集したところ、3名の方から御意見等をお寄せいただきました。

今般、お寄せいただいた御意見等とこれらに対する当省の考え方について、別紙のとおり取りまとめたので公表します。

今回、御意見等をお寄せいただきました方々のご協力に厚く御礼申し上げます。

今後とも厚生労働行政の推進にご協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。

④ 採血基準の在り方の検討

- ・ 国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しの検討を行う。

⑤ まれな血液型の血液の確保

- ・ 採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その意向を踏まえ、登録を依頼する。

- ・ 国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査する。

⑥ 200ミリリットル全血採血の在り方の検討

- ・ 国は、200ミリリットル全血採血の在り方について、医療機関における使用実態等を踏まえ、検討を行う。

2 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、赤血球製剤等の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、その供給に支障を及ぼす危険性を勘案し、国及び採血事業者が策定した対応マニュアルに基づき、早急に所要の対策を講ずることが重要である。

3 災害時等における献血の確保等

- ・ 国、都道府県及び市町村は、災害時等において献血が確保されるよう、採血事業者と連携して必要とされる献血量を把握した上で、様々な広報手段を用いて、需要に見合った広域的な献血の確保を行うとともに、製造販売業者等の関係者と連携し、献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずることが必要である。また、採血事業者は、災害時における献血受入体制を構築し、広域的な需給調整等の手順を定め、国、都道府県及び市町村と連携して対応できるよう備えることにより、災害時における献血の受入れに協力する。

4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

- ・ 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的又は長期的な効果及び進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を次年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。

- ・ 国は、献血推進運動中央連絡協議会等の機会を活用し、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について献血推進活動を行うボランティア組織と認識を共有し、必要な措置を講ずる。

- ・ 採血事業者は、献血の受入れに関する実績、体制等の評価を行い、献血の推進に活用する。

「平成23年度の献血の推進に関する計画」(案)に関する意見募集に寄せられたご意見とそれに対する考え方

○ 意見募集期間 平成23年1月18日～平成23年2月16日

○ 提出意見者数 3名

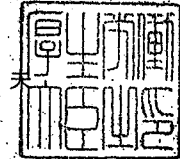
番号	提出者の背景	ご意見	ご意見に対する考え方
1	性別:女 年齢:41 職業:会社員	献血をできるだけしたいと思っているのですが、体重が50キログラムなく、400mlしか受け付けていないという理由でこの1年ほど献血を断られています。献血カードで会社や駅やスーパーなどで受け付けているのは400mlだけで、献血ルームに行けば200mlや成分献血ができるとの事ですが、働いていて時間がなくまた、献血ルームも遠く、わざわざ献血ルームに行く時間がありません。 周りの女性には体重が50キログラムなくて献血できない人が意外とたくさんいます。これから若い人が減っていく中、健康で気持ちいい状態で献血できる場所がない人たちが参加しやすい環境になるように検討してもらえないでしょうか？ 400ml献血の体重下限の見直し等もお願いします。(49.5キログラムはダメで50キログラムはいいという、その差がよくわかりません...)他の事前検査項目をいれる事とかで可能にできませんか？	献血へのご理解・ご協力ありがとうございます。 輸血を受ける患者さんにとって、同じ量の輸血を受ける場合、200ml献血に比べ、400ml献血からの血液の方が、より少ない人数からの血液を輸血されることになり、副作用のリスクが減少することから、医療機関からの400ml献血由来の血液の需要が増えている現状にあることをご理解願います。 しかしながら、将来にわたって血液製剤の安定供給を確保する観点から、200ml献血の在り方について、今後、医療機関の使用実態等を踏まえ検討し、皆様の被害が無傷にならないよう取り組んでまいります。 また、採血基準につきましては、献血者の健康保護と輸血を受ける方の安全確保等の観点から検討を行い、様々な科学的根拠に基づいていますが、将来的な見直しも視野に入れ、調査・研究を実施しているところであります。いただいたご意見は貴重な提案として承り、今後の参考とさせていただきます。
2	性別:男 年齢: 職業:	労働者等に対する健康診断の際についてに献血できるようにすれば、協力を得られやすいのではないかと思います。どうか、どうでしょうか？	献血へのご理解・ご協力ありがとうございます。 いただいたご意見については、すでに企業等の要請に基づき行っている所もございますが、健康診断の多くは、採血を伴う血液検査が含まれております。 このため、尚日に複数回の採血を繰り返すことになり、献血される方の身体への負担が増えることから、出来る限り健康診断の実施日は異なる日での実施をお願いしております。 今後とも献血への通かいご理解・ご協力をお願いいたします。

番号	提出者の背景	ご意見	ご意見に対する考え方
3	性別:男 年齢:45 職業:公務員	<p>【意見①】 「血液製剤の安全性の確保のための取組の一環として、感染症の検査を目的とした献血を行わないよう、献血における本人確認や同様の徹底はもとより、平素から様々な広報手段を用いて、国民に周知徹底する必要があるが第2期 前節の目標を確保するために必要な措置に関する事項 1 献血に関する普及啓発活動の実施とする一方で、「採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際して献血者の健康保護に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する」(第3節 その他献血の推進に関する重要事項1 献血の推進に際し、考慮すべき事項 ① 血液検査による健康管理サービスの充実)というものは、本質的な矛盾があり、実現不可能な命題ではないか。 「感染症の検査を目的とした献血」を排除し、血液製剤の安全性をより高めようとするのであれば、血液検査の結果のうち、少なくとも血液製剤として使用できなかった血液の献血者については、検査結果の詳細を通知しないようにすべきである。 すなわち、検査結果がすべて正常で、血液製剤として使用可能であった場合には、検査結果を献血者本人に通知し、今後の健康管理と再度の献血に結び付けるとしても、感染症関係の検査に限らず、何らかの異常が見つかり、血液製剤として使用できなかった場合には、献血者本人には結果の詳細を告げず、検査結果に異常があり、献血された血液は廃棄したこと、医療機関において検査をうける必要があることのみを伝えるべきである。 現在のように、感染症関係の検査について、陽性の結果通知を極限の限り、いかに広報を行い、周知徹底に努めようとするところ、血液製剤関係の一部には、献血時の血液検査において感染症が発見された献血者について、「感染症の検査を目的とした献血」を行っているものとして、不審な非難・誹謗を行うものがあるが、こうした感染者の多くは、本人も感染の事実が気付いていないことが多く、このような非難は不当なものである。 感染者を非難する前に、献血が「感染症の検査」の検査の代用とならないように、血液製剤のシステムそのものを見直すべきである。</p> <p>【意見②】 「低色素性より献血ができなかった献血申込者に対して栄養士による健康相談を実施」(第3節 その他献血の推進に関する重要事項1 献血の推進に際し、考慮すべき事項 ① 血液検査による健康管理サービスの充実)することは、「貧血の検査を目的とした献血」を増加させる恐れがあり、血液製剤の安全性を損ねる虞があるので、行うべきではない。</p> <p>【意見③】 「献血者の本人確認の徹底等の検査目的の献血の防止のための措置を講ずる」(第3節 その他献血の推進に関する重要事項 1 献血の推進に際し、考慮すべき事項 ③ 血液製剤の安全性を向上するための対策の推進)とあるが、「献血者の本人確認の徹底」が何故、「検査目的の献血の防止」に資するのか、理解できない。 そもそも検査目的の献血者は、検査の結果が陽性であるか陰性であるかを問わず、検査結果が献血者本人に通知されることを求めているのであるから、当然、連絡先(住所、氏名等)を正確に伝えるのが普通である。 むしろ、本名を偽ったり、他人の名前で献血する者は、検査を目的としてというよりも、自らの感染の事実を知りながら、献血を通して他人へも感染させようとして献血を行う者であり、もはや犯罪者である。 「献血者の本人確認の徹底」が「検査目的の献血の防止」に資するとの考え方は、感染者を犯罪者若しくは犯罪者となり得る者とする優遇に基づくものであり、国が定める計画に記載する表現として、不適当なものとは言い難い。かかる差別的な表現は改めるか、削除すべきである。</p>	<p>献血へのご理解・ご協力ありがとうございます。 感染症検査目的の献血をお断りしているのは、ウイルス等の感染初期(ウィンドウ期)の献血血液による感染リスクを低減し受血者の安全を確保するために必要なことと考えております。 また、血液検査による健康管理サービスは、検査結果を希望された方にコレステロールやグリコアルブミン値等を通知することによって、常日頃から献血者に健康に留意していただくことにより、健康な献血者の確保を図る施策であり、ご指摘の血液の安全性確保のための感染症検査とは異なるものとなります。 なお、B型、C型肝炎ウイルス検査、梅毒検査、HTLV-1検査の結果で通知を希望された方には、異常を認められた場合、本人が気がついていないこともあり得ることから、上記の通知とは別に健康に通知し、献血者の早期治療に繋がるよう受診勧奨を行っております。</p> <p>献血にご協力いただく際には、事前にヘモグロビン濃度の検査を行っており、基準値を下回った方からの献血はお断りしておりますので、仮にご指摘のような貧血の検査を目的とした献血者がいらしたとしても、血液製剤の安全性を損ねることはございません。</p> <p>献血時の本人確認については、東京・食品衛生審議会血液事業部会において審議が行われ、感染リスクがあるという不安な精神状態のために、検査目的の献血に行きながら、自らの住所、氏名を偽ってしまふ事例の存在等が指摘されたことから、平成16年より実施しております。 また、実施にあたっては、輸血による感染症例が発生した場合の調査調査が確実に行えるようにするとともに、自らが感染のリスクがあるのではないかという認識をたううえで検査目的の献血をご遠慮いただくため、献血をされる方「責任ある献血」という意識をもって献血へのご協力をいただいております。ご理解の程、よろしく申し上げます。</p>

平成23年度の献血の受入に関する計画(案)の認可について

薬事・食品衛生審議会会長
望月正隆 殿

厚生労働大臣 細川 律 夫



諮問書

- ・ 諮問書 1
- ・ 平成23年度の献血の受入に関する計画(案) 2

【参考資料】

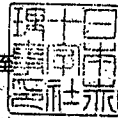
- ・ 平成22年度献血受入計画(平成22年度4～12月)
における取組み状況と平成23年度献血受入計画の
策定について 12

平成23年度の献血の受入れに関する計画を認可することについて、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律第160号)第11条第3項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

血企第79号
平成23年3月2日

厚生労働大臣 細川律夫様

日本赤十字社
理事 西本 幸



平成23年度献血受入計画について

標記については、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」(昭和31年法律第160号)第11条第1項の規定に基づき提出いたします。

平成23年度献血受入計画について

平成23年度献血受入計画については、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」第11条及び同法律施行規則第4条に則り、各都道府県と協議し、当該年度に献血により受け入れる血液の目標量、その目標量を確保するために必要な措置に関する事項及びその他献血の受入れに関する重要事項について、以下のとおり計画します。

1. 平成23年度に献血により受け入れる血液の目標量

平成23年度に献血により受け入れる血液の目標量については、各都道府県における過去3年の輸血用血液製剤の需要動向と原料血漿の必要量から安定供給を確保するために、全血献血で145万リットル、血漿成分献血で27万リットル、血小板成分献血で35万リットルの合計207万リットルを確保することとします。

なお、都道府県別目標量については、別紙1のとおりです。

日本赤十字社では、これらの目標量を確保するために、国、地方公共団体等との連携の下に献血受入れに取り組みます。

2. 前項の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

(1) 献血受入の基本方針

① 目標量の確保

平成23年度に献血により受け入れる血液の目標量を確保するための各都道府県献血受入施設の稼働数及び目標量については、別紙2のとおりとし、医療機関の需要に応じた採血に努め、400mL及び成分献血を積極的に受入れます。

② 献血受入体制の整備

献血者の安全性と利便性に配慮し、立地条件等を考慮した採血所の設置、移動採血車による計画的採血等、効率的な採血を行うための設備及び体制の整備・充実を継続的に実施します。また、採血所における休憩スペースの十分な確保や地域の特性に合わせたイメージ作り等環境整備に努め、一層のイメージアップを図ります。

③ 献血者の処遇等の充実

献血者が安心して献血できるように、献血の受入れに当たっては、献血者を丁

寧に処遇し、不快の念を与えることのないよう、職員の教育訓練の充実強化により献血者の処遇向上を図るとともに、献血者の意見・要望を把握し、献血受入体制の改善に努めます。

また、献血者の個人情報保護や献血者健康被害救済制度についても適正な運用に努めます。

④初回献血者への対応

初めて献血をする方の献血に対する不安等を払拭するために、献血の手順や献血後の過ごし方等の映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分に行います。また、学校献血会場において、採血後の献血者をケアする者を配置し、採血副作用の防止に努めます。

⑤検査サービス等の実施

献血者の健康管理に資するため、引き続き希望者に対し生化学検査成績、血球計数検査成績をお知らせします。

また、ヘモグロビン濃度の低値により献血にご協力いただけなかった献血申込者に対して健康相談等を実施し、献血者の増加を図ります。

(2) 献血者の確保対策

血液製剤について、国内自給が確保されることを基本としつつ、将来にわたって安定的に供給される体制を維持するため幼少期も含めた若年層、企業や団体、複数回献血者を普及啓発の対象として効果的な活動や重点的な献血者募集を実施するとともに健康な高年齢層の献血受入れについても積極的に推進します。

また、病気やケガのために輸血を受けた患者さんや、そのご家族の声を伝える等により、血液製剤がこれを必要とする患者さんへの医療に欠くことのできない有限なものであることを含めた献血思想の普及啓発を図ります。

特に少子高齢化による若年層献血者の減少を踏まえ、若年層を対象とした取組みとして体験学習の継続的な実施等、献血への動機付けとしての活動も積極的に推進します。

なお、各都道府県血液センターにおける主な取り組みは、別紙3のとおりです。

① 若年層を対象とした対策

(ア) 若年層全体に対する対策

若年層向けの雑誌、放送媒体、インターネット等を含む様々な広報手段を用いて、同世代からの働きかけ、病気やケガのために輸血を受けた患者さんや、そのご家族の声を伝える等、効果的な広報に努めます。

(イ) 小学生、中学生を対象とした対策

献血の意義や血液製剤について分かりやすく説明するため、ボランティア組織の協力を得ながら、学校へ出向いての献血セミナーや血液センター等での体験学習を積極的に行い、正しい知識の普及啓発と協力の確保を図ります。

(ウ) 高校生を対象とした対策

「高等学校学習指導要領解説 保健体育編」に献血に関する内容が盛り込まれたことから、これまで実施してきた若年層献血はもとより、献血のみならず、赤十字活動全体を含めた命の大切さ等についての献血セミナーを学校へ出向いて積極的に実施するよう努めます。

(エ) 大学生を対象とした対策

献血推進活動を行っている献血ボランティア組織等の協力を得て、連携を図り、大学生における献血や血液製剤に関する理解、献血体験の促進に努めます。

学生献血ボランティアとの更なる連携を図るとともに、その組織基盤強化を図ります。

さらに、将来の医療の担い手となる学生等に対して、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組みを行ってまいります。

(オ) 10代への啓発として、採血基準の改正により、男性に限り400mL全血採血が17歳から可能となることについて普及啓発に努めます。

② 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

(ア) 20歳代後半～30歳代の女性を対象とした対策

この年代の女性については、出産、あるいは子育てに忙しいという理由により献血者が減少しているものと考えられることから、その取組みとして、地域の特性に応じて献血ルームにキッズスペースを整備する等の受入体制を整え、親子が献血にふれあう機会を設けるよう努めます。

(イ) 40歳～50歳代を対象とした対策

企業や団体の中心的な存在であるこの年代に対して、「血液の使われ方」、「献血可能年齢」等について正確な情報を伝え、相互扶助の観点からの啓発を行い、社会貢献活動の一つとして、地域の実情に即した方法で企業・団体等における献血の推進を図ります。

・(ウ) 60歳以上を対象とした対策

この年代は、60歳を超えたところでの献血者数の割合が急激に減少しており、その理由として定年退職することにより献血に関する情報に触れる機会が減ってしまうことや健康上の問題等が要因として考えられることから、定年退職後も引き続き積極的に献血に協力していただけるよう、情報伝達の方法を工夫するなど献血者の増加を促進するよう努めます。

70歳以上の献血が出来なくなった方についても、個人ボランティアとして協力頂き、献血の推進に支援いただけるよう努めます。

また、血小板成分献血について、採血基準の改正により、男性に限り69歳まで可能となることについて普及啓発に努めます。

③ 企業等における献血の推進対策

社会貢献活動の一環として、献血に協賛する企業や団体を募り、地域の実情に即した方法で献血の推進を図ります。

④ 複数回献血協力者の確保

複数回献血協力者を確保するため、複数回献血クラブの充実等、重点的な啓発、施策を行うよう努めます。

また、複数回献血クラブ会員の中でも、特にメールを利用した会員の増加に取り組むとともに、献血に協力いただけるよう努めます。

⑤ 献血推進キャンペーン等の実施

将来の献血基盤となる10代・20代の若年層献血の推進は、血液事業にとって喫緊の課題であり、広く国民への献血の普及啓発を図るため、戦略的なキャンペーン等の広報を展開します。

【平成23年度に予定されている主なキャンペーン】

- (ア) 複数回献血者確保キャンペーン (4～5月)
- (イ) 愛の血液助け合い運動 (7月)
- (ウ) いのちと献血俳句コンテスト (7月～12月)
- (エ) 全国学生クリスマス献血キャンペーン (12月)
- (オ) はたちの献血キャンペーン (1～2月)
- (カ) LOVE in Action プロジェクト (通年)

3. その他献血の受入れに関する重要事項

(1) 血液製剤の安全性向上のための対策

国及び都道府県と連携し健康な献血者の確保に努めます。

今後も献血者本人確認を徹底するとともに、検査目的献血の防止のための「安全で責任のある献血」の普及に努めます。さらに、問診業務の充実強化に努め、安全な献血の受入れを図ります。

(2) まれな血液型の血液確保

まれな血液型の献血者には、医療機関からの突発的な要請に対応できるよう、本人の意向を踏まえて予め登録を依頼し、必要時に献血を依頼します。

(3) 血液製剤の在庫管理と不足時の対応

赤血球製剤等の在庫予測に基づき、献血者確保対策を講じて安定供給に努めます。また、国及び都道府県にも在庫情報を提供し、万一の在庫不足時には対応手順に基づき、関係機関と連携した献血者確保方策を実施します。

(4) 災害時等における危機管理

災害時における広域的な需給調整等の手順に基づき、国、都道府県及び市町村と連携して需要に見合った献血確保及び円滑な血液供給に努めます。

(5) 献血受入計画の分析と評価

献血の受入状況について、国、都道府県及び市町村へ情報を提供します。また、その分析と評価を行い、次年度の献血受入計画の各種施策の検討に資することとします。

	平成23年4月1日現在の献血受入施設数等について				平成23年度の献血受入施設整備予定について								
	血液センター (※)	献血ルーム	移動採血車	成分採血装置	血液センター		献血ルーム		移動採血車		成分採血装置		
					新設予定数	廃止予定数	新設予定数	廃止予定数	増減数	更新数	増減数	更新数	
北海道	4(4)	6	16	81	0	1	1	0	0	0	0	0	
青森	2(1)	2	4	22	0	0	0	0	0	0	0	0	
岩手	1(0)	1	5	23	0	0	0	0	0	0	0	0	
宮城	1(0)	2	6	38	0	0	0	0	0	1	0	5	
秋田	1(1)	2	5	28	0	0	0	0	0	0	0	0	
山形	1(0)	1	3	13	0	0	0	0	0	0	0	0	
福島	3(3)	1	9	41	0	0	0	0	0	0	0	0	
茨城	1(0)	3	7	32	0	0	0	0	0	1	0	3	
栃木	1(1)	1	6	32	0	0	0	0	0	0	0	0	
群馬	1(0)	3	5	35	0	0	0	0	0	0	0	0	
埼玉	1(0)	8	10	86	0	0	0	0	0	0	0	2	
千葉	1(0)	6	10	77	0	0	0	1	1	0	5	7	
東京	2(0)	13	19	223	0	0	0	0	1	1	0	5	
神奈川	2(0)	8	12	138	0	0	1	0	0	0	1	5	
新潟	1(0)	3	4	32	0	0	0	1	1	0	0	3	
富山	1(0)	1	3	11	0	0	0	0	0	0	0	3	
石川	1(1)	1	4	21	0	0	0	0	0	0	1	0	
福井	1(1)	0	3	13	0	0	0	0	0	0	0	0	
山梨	1(0)	1	4	15	0	0	0	0	0	0	0	0	
長野	1(1)	2	4	35	0	0	0	0	0	0	0	0	
岐阜	1(1)	2	4	32	0	0	0	1	1	0	0	0	
静岡	3(1)	3	9	53	0	0	0	0	0	0	0	4	
愛知	2(2)	7	11	115	0	0	0	0	0	1	0	1	
三重	1(1)	3	4	26	0	0	0	1	1	0	2	16	
滋賀	1(1)	1	5	26	0	0	0	1	1	0	4	2	
京都	2(0)	3	6	34	0	0	0	0	0	0	0	0	
大阪	3(2)	10	18	142	0	0	0	2	2	0	1	4	
兵庫	1(0)	6	9	78	0	0	0	0	0	3	3	8	
奈良	1(1)	1	4	27	0	0	0	1	1	0	3	0	
和歌山	1(0)	1	5	13	0	0	0	0	0	0	0	2	
鳥取	1(1)	1	2	15	0	0	0	0	0	0	0	0	
徳島	1(1)	1	3	15	0	0	0	0	0	0	0	0	
岡山	1(1)	1	6	25	0	0	0	0	0	0	0	0	
広島	1(0)	2	6	44	0	0	1	0	0	2	0	0	
山口	1(1)	1	5	21	0	0	0	1	1	0	1	10	
徳島	1(1)	1	3	20	0	0	0	1	1	0	0	0	
香川	1(0)	1	4	14	0	0	0	1	1	0	0	2	
愛媛	1(0)	1	4	24	0	0	0	1	1	0	0	1	
高知	1(0)	1	3	12	0	0	0	0	0	1	0	2	
福岡	3(1)	4	11	65	0	0	1	0	0	0	0	0	
佐賀	1(1)	0	2	11	0	0	0	0	0	0	11	2	
長崎	2(1)	2	5	21	0	0	0	0	0	0	0	0	
熊本	1(1)	1	4	15	0	0	0	0	0	0	0	0	
大分	1(0)	1	5	26	0	0	0	0	0	1	0	1	
宮崎	1(0)	1	4	14	0	0	0	0	0	0	0	0	
鹿児島	1(1)	1	5	24	0	0	0	0	0	1	0	2	
沖縄	1(0)	1	3	18	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	84(32)	123	289	1,928	0	1	4	13	13	0	17	26	80

※平成23年4月1日現在の献血受入施設(血液センター)について……()数は、実際に受け入れを行っている血液センター数。残りの32施設については、血液センターの立地条件等の理由により、献血ルーム、移動採血車、オープン献血により必要な献血者を確保している。
 ※更新とは、増減なく新たな採血車、成分採血装置に入れ替えること。

各都道府県血液センターにおける主な取り組み

①若年層を対象とした対策

具体的対策	対象
1. 新規に献血協力した方にお礼状を送付し再来を促す。	
2. 献血に関する勉強会を行い、その後、街頭献血にて献血呼びかけボランティアを行う。このことにより、献血への理解を深めてもらい、将来の献血へのきっかけづくりを行う。	10代、20代の若年層
3. 中学2年生を対象とした社会人体験学習受入施設に登録し、各課の実務等を体験しながら血液センターへの理解を深めてもらう。	小学生・中学生、高校生、その他学生 中学2年生

②献血者の年齢層に応じた献血推進対策

具体的対策	対象
1. キッズスクールを開催し、保護者同伴の元、血液センター見学等親子で献血について学んでもらい、将来の献血者確保及び保護者への献血協力を訴える。	小学生と父親、母親
2. 過去に成分献血登録していただいた方に献血基準の変更案内と成分献血を依頼する封書を郵送する。	55歳から60歳の方
3. 400mL献血経験者で60歳から64歳まで献血歴の無い方に、献血依頼及び69歳まで献血を継続いただけることの周知を図る。	65歳以上の方

③企業等における献血推進対策

具体的対策	対象
1. 献血協力のない企業のHPなど閲覧し社会貢献活動をしている団体に対して電話等を使い、献血の必要性について説明し協力依頼をする。献血協力団体に対しグループ企業で献血をしていない企業を紹介してもらう。5年以上献血協力が滞りがっている企業に再度献血の依頼をする。	献血実施していない事業所や献血協力企業等への啓発活動
2. 献血ルーム周辺企業及び大学・専門学校に、協力期間を1週間程度として献血協力を目的とした献血協力を依頼する。また、献血ルームにて献血協力をいただいた企業等に対しては、ホームページに掲載する等、協力企業のアピールを行う。このことにより各企業の知名度を上げることにより献血協力(社会貢献活動)を実施しやすい環境づくりを行う。	献血ルーム近隣企業・学校等への啓発活動
3. 次年度役員の方に献血研修会を実施し、継続的な協力をお願いをする。	献血協力団体・企業

④複数回献血者の確保対策

具体的対策	対象
1. 献血会場に複数回献血クラブ会員登録誘導装置(サイトスタンパー)を設置し登録手順を簡素化し登録しやすい環境を整備する。	献血者
2. 平成22年度初回献血者に継続的に献血していただくよう、居住地(市町村)ごとに献血要請票を送付する。	初回献血者
3. 献血後6カ月を経過した献血者に対して送付しているペースティハガキを、献血可能日を過ぎたタイミングで送付する。	献血者
4. 65歳～69歳までの献血再来推進のため、60歳～64歳の方に葉書等により400mL献血協力を依頼する。	60歳から64歳の方
5. 400mL献血の推進	400mL献血可能者

⑤その他の具体的対策

具体的対策	対象
1. 一環あたりの協力者が多い休日の街頭献血会場に記事するにあたり、市町村担当者、大型ショッピングセンター担当者に理解を求め、休日しか献血できない会社員等の協力者確保を目指す。	各市町村担当者、献血実施事業所担当者、献血者
2. 大学、専門学校等に「血小板成分献血の協力をお願い」ポスターを配布し、固定施設での成分献血の参加を呼び掛ける。	大学生・専門学校生等

参考資料

平成23年3月8日

平成22年度献血受入計画（平成22年度4～12月）における取組み状況と
平成23年度献血受入計画の策定について

日本赤十字社 血液事業本部

- 1 平成22年度4～12月における各都道府県別の血液確保量、
確保目標量に対する達成率及び比較

別紙1のとおり

- 2 血液確保目標量と確保量及び供給量との比較に基づく分析

各血液センターにおける献血受入計画（平成22年度4～12月：平成22年度の受入計画を3/4したものの）の目標量151.7万Lに対する確保量は155.4万Lで、達成率は102.4%となっており、確保量が目標量を上回っています。これは、献血受入計画を基本としながらも、医療機関からの受注状況と血液の在庫状況を勘案して、安定供給を確保するため、各血液センターが状況に応じた採血を行った結果です。また、全体の血液確保量155.4万Lに対し、原料血漿及び輸血用血液製剤の合計使用量は148.3万L（使用量に対する確保率104.8%）です。7.1万L（確保量の4.6%）が未使用量として計上しておりますが、この中には検査不合格と期限切れが含まれています。

以上のことから、平成22年度は、安定供給が確保されています。なお、安定供給を確保する上で、ある程度の未使用量が発生しますが、引き続き、より一層需給管理の精度向上と需給調整による有効活用を図ってまいります。

- 3 血液製剤の安定供給等に係る取組み

輸血用血液製剤の在庫の過不足の早期把握、安定的な供給を図るための必要な措置の検討と実施及び需給計画の検証を行うため、血液事業本部及び血液センターにおいては次の取組みを行っています。

- (1) 血液事業本部の取組み

血液事業本部においては、献血者確保及び血液製剤の供給等について審議する「血液事業推進委員会」を設置しています。特に輸血用血液製剤の安定供給を確保するため、同委員会の下に「安定供給促進小委員会」（原則毎週金曜日開催）を設置し、全国の輸血用血液製剤の需給状況及び原料血漿の確保状況を把握し、安

定供給を実現・維持するための対応策の検討を行い、各血液センターへの指示・監視・指導を実施しています。

- (2) 各血液センターの取組み

各血液センターにおいては、「需給計画委員会」（原則毎週開催）を設置し、採血・製造・供給の予測に基づく在庫シミュレーションによる赤血球製剤・血漿製剤・血小板製剤の需給計画の検証を行い、基本となる献血受入計画に調整を加え、翌月・翌々月の中期的需給計画を策定しています。

また、基幹センターは、上記の血液センターとしての対応に加え、管内血液センターの需給状況（採血・製造・供給状況等）の把握、需給計画の検証及び指導を行うとともに必要に応じて血液の需給調整を行っています。

- (3) 在庫量の情報管理と危機管理対応

① 血液事業本部は、休日を除く毎日、午前6時現在の全国各血液センターの赤血球製剤の在庫を把握（別紙2）し、注意報水準・警報水準に陥らないよう常に全国の需給状況を確認するとともに、赤血球製剤の在庫状況を厚生労働省へ報告しています。

また、各血液センターからは各都道府県及び各都道府県支部へ同様に情報提供しています。

② 注意報水準あるいは警報水準に陥った血液センターについては、「危機管理水準の情報報告書」により危機管理水準の現況、それに至るまでに講じた方策等を、基幹センターを通じて血液事業本部へ提出させ、それを受けて血液事業本部は「危機管理水準の対応指示書」により具体的な対策等を指示しています。

平成22年度については、注意報水準が2回発生していますが、全て一過性のもので、需給調整等の早急な対応により翌日には回避しております（警報水準発生はなし）。

③ さらに、需給予測によって血液不足が見込まれる血液センターについては、今後の採血計画の見直しや増班体制などの具体的な対策を講じるよう指示しています。

④ また、平成17年4月に本社及び各血液センターに献血推進本部を設置し、万一、安定供給の確保が懸念される場合には、国及び都道府県と連携して迅速に効果的な対応がとれる体制を整備しています。

⑤ 更に、赤血球製剤在庫が減少する冬季対策として、各ブロックの赤血球在庫が適正在庫数の120%以上で推移するよう需給管理を図っております。

(4) 冬季・春季献血者確保対策

平成22年10月、平成23年1月に基幹センター需給管理担当課長会議を開催し、赤血球製剤の在庫が全国的に逼迫する冬季及び春季の在庫予測シミュレーション等に基づき、進捗状況確認及び対策の検討を行いました。

また、各基幹センターにおいても管内の血液センターを招集し、そこに血液事業本部からも職員を派遣して冬季・春季献血者確保対策の検討を行いました。

4. 平成22年度献血受入計画の進捗状況

平成22年度献血受入計画として、核となる対策と取組みを血液事業本部から各血液センターへ指示し、各血液センターでは都道府県との連携のもとに受入計画を策定・実施しています。なお、その対策と各血液センターにおける主な取組みの実施状況は次のとおりです。

(1) 若年層を対象とした対策

- ・ 小中高生を対象とした血液センター等の見学受入れの推進（体験学習を通じて献血に触れ合う機会を創出し、献血への理解を求める）

<平成21年度実績>

実施回数589回 参加人数34,642人

<平成22年度上半期実績>

実施回数402回 参加人数17,765人

- ・ 10代後半から30代前半の若年層を対象に献血への理解促進を図るために血液センター施設などを利用し、血液事業の紹介等のセミナーを開催

<平成21年度実績>

実施回数380回 参加人数41,091人

<平成22年度上半期実績>

実施回数208回 参加人数13,939人

(2) 企業・団体における献血の推進対策

- ・ 新規協力企業及び団体の開拓
- ・ 献血ルームや移動献血会場への協力企業の開拓
- ・ ロゴマークの活用（ロゴマーク取得促進のための専用ウェブサイトの運営、ステッカー配布など）

<平成21年度実績>

ロゴマーク配布数1,450件 協賛企業・団体数4,794件

（協賛企業・団体数は事業開始の平成18年度からの累計は43,193件、ロゴマークの配布数は6,130件となっている）

<平成22年度上半期実績>

ロゴマーク配布数1,204回 協賛企業・団体数1,292件

(3) 複数回献血者確保対策

- ・ 「複数回献血クラブ」会員の募集を増強

- ・ 「複数回献血クラブ」会員への献血依頼及び理解促進のための情報提供を実施

<平成22年度上半期実績>

複数回献血クラブ会員数251,696人（平成18年度末より156,703人増）

<献血実人数に占める複数回献血者の割合>

（平成21年4月1日～平成22年3月31日実績：31.0%（前年同比1%上昇））

(4) 目標量を確保するための全般的な対策

（献血受入体制への取組み）

献血者が安心して献血できるように、職員の教育訓練の充実強化を図るため、全国研修会を開催

（広報活動への取組み）

- ・ 7月「愛の血液助け合い運動」
- ・ 7～12月「第5回いのちと俳句コンテスト」
- ・ 12月「全国学生クリスマス献血キャンペーン」
- ・ 1～2月「はたちの献血」キャンペーン
- ・ 通年「LOVE in Action プロジェクト」

を全国で展開しました。この他、病気やケガのために輸血を受けた患者さんや、そのご家族の声を伝えるための映像を製作したことから、各血液センターにおいて、講演会や、施設見学時、学校等での上映会を実施し、効果的な広報を実施した。

（血液センターにおける献血者確保への取組み）

- ・ 複数回献血協力者を確保するため、複数回献血クラブ会員へ情報誌の発行や、AED講習会等を実施する他、電子メールを活用した献血依頼を実施。また、リーフレットを作成する等して、新規クラブ会員の確保を実施

- ・ 需要に応じた400mL 献血を推進
- ・ 需給予測に基づき、固定施設における受付時間の延長や移動献血バスの増車による献血受入等の措置を実施
- ・ 新規献血協力企業・団体の開拓を行うとともに、既存協力団体の献血実施回数の増加を依頼
- ・ 学生献血推進ボランティアと連携して、若年層献血者確保対策として大学等における献血を実施
- ・ 地域の特性に応じてキッズスペースを整備し、親子が献血に触れ合う機会を設け、献血者確保を実施

5 平成22年度献血受入計画の策定

(1) 当該年度に献血により受け入れる血液の目標量

各血液センターにおける平成 21 年度供給数の実績と平成 22 年度上半期の供給数を中心に、過去 3 年の供給動向(別紙 3) から傾向を分析し、当該年度の供給数を見込み、都道府県との協議のうえ、献血の目標量を算定しました。

(2) 前号の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

・ 献血受入体制の策定

各血液センターにおいては、献血の目標量を確保するため、献血種別にも配慮しながら、過去の献血実績に基づき、施設別(献血ルーム、献血バス、出張採血)の月別、週別、日別の献血受入体制を策定しています。

これらをもって、都道府県と献血受入計画等を協議し、基礎となる年間の献血バスの配車計画等を定めています。

・ 献血者の確保対策

血液事業本部では、献血者の確保に関する基本的対策について、国の基本方針及び献血推進計画に呼応した献血者確保対策を基本とし、各血液センターへ指示しています。

血液センターでは、血液事業本部の指示による献血者確保対策を基本としながらも、それぞれの地域事情を反映した「都道府県献血推進計画」と連携した献血者確保の取組みを計画しています。

一年を通して安定供給を維持するためには、地道な日々の取組みの積み重ねによる献血者の確保によるところが大きいと言えます。また、不足が予測される場合には早めの対応が重要です。各血液センターで実施されている各種取組みは、これまで過去に行ってきた取組みの中でも効果的なものが継続的に実施されています。

平成 22 年度の赤血球製剤の在庫推移は、別紙 4 のとおりです。

平成 23 年度の各血液センターにおける献血者の確保対策については、別紙 5 のとおり血液事業本部が示した基本となる確保対策項目に、各血液センター自らが数値目標を設定し、具体的取組みの進捗状況を評価することとしています。

なお、血液事業本部においては、各地の情報を収集し、全国会議等において各地の取組み事例を紹介する機会を設け、また、各地の取組みを月間情報として配布する等、献血者確保のための情報共有を図っています。

(3) その他献血の受入れに関する重要事項

血液事業本部では、国の基本方針及び献血推進計画に基づき、日本赤十字社として、これら方針及び計画に沿った献血の受入れに関する重要事項について、計画しています。

平成22年4~12月各都道府県別献血者数一覧

各都道府県別血液確保量等一覧(平成22年4~12月)

No.	都道府県名	血液確保量			血液使用量			献血者使用量			
		受入計画量 A	献血量 B	B-A	計画達成率 B/A	供給量 自センター+輸 センターへの私 出	原料血液 送付量 C	血液 使用率 C/B	未使用量 D=B-C	未使用率 D/B	
1	北海道	77,255	82,002.26	4,747	106.1%	43,176	33,649	76.827	93.7%	5,175	6.3%
2	青森県	16,704	18,423.95	△ 280	98.3%	7,334	6,542	15,976	96.7%	548	3.3%
3	秋田県	13,641	14,559.80	919	106.7%	6,423	7,123	13,546	93.0%	1,014	7.0%
4	福島県	25,358	27,787.63	2,430	109.6%	12,328	13,889	26,221	94.4%	1,567	5.9%
5	茨城県	30,166	29,514.06	△ 652	97.8%	13,048	15,044	28,092	95.2%	1,422	4.8%
6	栃木県	22,413	24,025.98	1,613	107.2%	10,932	12,297	22,829	95.0%	1,197	5.0%
7	群馬県	22,952	24,746.40	1,794	107.8%	11,377	11,388	22,765	92.0%	1,981	8.0%
8	神奈川県	101,748	94,973.01	△ 6,775	93.3%	41,931	52,997	94,926	100.0%	45	0.0%
9	新潟県	26,019	28,656.42	2,638	110.1%	12,318	14,118	26,434	92.2%	2,224	7.8%
10	静岡県	41,194	41,364.02	170	100.4%	17,879	22,188	39,867	96.4%	1,497	3.6%
11	京都市	33,716	33,921.20	205	100.6%	17,130	15,956	32,186	94.9%	1,735	5.1%
12	奈良県	15,741	16,373.11	632	104.0%	7,848	7,377	15,225	93.0%	1,149	7.0%
13	山口県	17,549	18,150.57	602	103.4%	8,487	8,474	16,961	93.4%	1,190	6.8%
14	沖縄県	17,102	17,135.66	34	100.2%	8,485	8,203	16,666	97.4%	448	2.6%
15	宮城	54,243	56,339.80	2,097	103.9%	23,920	29,617	53,537	95.0%	2,803	5.0%
16	1(岩手、山形)	97,227	96,432.87	△ 794	98.2%	41,956	52,148	94,106	97.6%	2,327	2.4%
17	2(埼玉(長野))	254,537	257,214.96	2,678	101.1%	132,394	121,798	254,192	98.8%	3,023	1.2%
18	3(山梨、千葉)	34,499	36,813.53	2,315	106.7%	18,439	18,236	34,675	94.2%	2,139	5.9%
19	4(富山、福井)	123,650	128,983.90	5,344	104.3%	55,703	65,798	121,499	94.2%	7,495	5.8%
20	5(岐阜、三重)	77,328	77,389.53	62	100.1%	35,456	39,318	73,774	95.3%	3,616	4.7%
21	6(兵庫(滋賀))	129,203	135,867.35	6,664	105.2%	62,937	62,986	125,923	92.7%	9,944	7.3%
22	7(大阪(和歌山))	32,721	33,281.75	561	101.7%	15,853	14,820	30,773	92.5%	2,509	7.5%
23	8(岡山(鳥取))	44,386	45,026.68	641	101.4%	20,909	22,186	43,075	95.7%	1,852	4.3%
24	9(広島(島根))	49,725	52,861.46	3,136	106.3%	26,362	24,847	51,209	96.9%	1,652	3.1%
25	10(徳島、高知、香川)	158,120	163,917.26	5,807	103.6%	72,282	79,322	151,604	92.5%	12,213	7.5%
26	合計	1,517,197	1,553,675	36,478	102.4%	722,409	780,403	1,462,612	95.4%	70,863	4.6%

※受入計画量は、平成22年度受入計画を3/4としたもの。

No.	都道府県名	献血者数					年代別献血者数						
		血小献献血	血規献血	400mL献血	200mL献血	合計	16-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	合計
1	北海道	31,603	9,682	146,579	26,881	214,745	13,245	37,797	49,261	51,533	42,874	20,275	214,745
2	青森県	7,587	4,956	25,099	6,455	44,077	3,470	7,984	11,156	11,319	7,692	2,454	44,077
3	岩手県	6,972	5,815	22,239	8,864	43,970	4,845	8,731	10,065	9,782	7,808	2,559	43,970
4	宮城県	11,525	14,338	36,551	8,548	70,962	5,778	18,110	17,859	16,687	9,577	2,959	70,962
5	秋田県	6,973	4,799	20,628	7,301	39,701	4,227	9,288	10,148	8,828	5,752	1,458	39,701
6	山形県	4,392	4,251	19,448	7,173	35,262	3,900	7,097	8,804	8,424	5,775	1,472	35,262
7	福島県	10,193	8,371	43,486	12,032	73,982	4,131	13,186	18,882	19,088	14,500	4,225	73,982
8	茨城県	11,058	10,401	43,277	14,003	78,739	6,171	13,307	19,032	19,898	14,518	5,813	78,739
9	栃木県	9,167	11,566	32,154	12,163	65,050	8,033	12,561	17,071	14,980	6,383	3,022	65,050
10	群馬県	10,682	7,911	37,389	10,481	66,443	6,392	11,518	18,049	17,430	9,773	3,281	66,443
11	埼玉県	27,231	28,722	102,186	31,701	189,850	17,241	36,926	48,018	46,761	27,823	12,961	189,850
12	千葉県	26,459	27,979	100,227	25,327	178,992	13,778	35,833	44,873	45,575	27,288	11,848	178,992
13	東京都	87,023	54,979	272,347	49,004	463,356	31,088	126,978	120,280	108,322	56,094	20,817	463,356
14	神奈川県	32,489	47,889	148,587	4,555	233,495	8,978	45,441	62,128	86,780	35,953	14,205	233,495
15	新潟県	11,642	12,917	40,050	8,185	72,664	5,174	16,184	18,185	17,498	12,288	3,434	72,664
16	富山県	5,331	3,785	18,087	2,758	29,971	1,476	6,113	8,583	7,967	4,583	1,589	29,971
17	石川県	8,761	5,078	21,588	3,843	39,268	1,828	6,272	10,707	10,064	6,089	2,308	39,268
18	福井県	5,162	1,677	18,101	2,327	27,297	1,175	4,785	6,886	7,271	3,334	1,856	27,297
19	山梨県	0	8,010	14,844	3,515	26,369	2,565	4,877	6,280	6,985	4,140	1,519	26,369
20	長野県	8,479	9,915	34,477	7,039	59,916	2,950	10,782	16,227	16,904	10,134	3,533	59,916
21	岐阜県	6,328	10,307	33,868	6,352	60,855	2,878	8,571	14,203	16,221	11,521	5,580	60,855
22	静岡県	17,325	14,842	65,982	7,978	104,837	5,018	19,207	27,619	28,899	18,023	6,111	104,837
23	愛知県	37,176	39,301	133,169	22,932	232,277	12,964	53,123	62,272	58,858	33,201	12,159	232,277
24	三重県	7,849	10,454	28,111	89	46,503	1,057	7,666	13,102	14,370	8,013	2,295	46,503
25	滋賀県	5,454	5,414	21,764	2,219	34,851	1,163	6,366	9,320	9,189	6,220	2,623	34,851
26	京都市	12,766	12,385	57,830	817	83,800	3,982	19,589	19,261	19,808	13,832	7,328	83,800
27	大阪府	45,644	46,639	197,503	15,524	305,309	10,244	36,322	77,395	83,327	50,830	27,191	305,309
28	兵庫県	25,525	22,154	103,141	8,256	159,076	6,612	30,054	40,098	41,344	28,235	12,735	159,076
29	奈良県	6,471	5,883	26,427	2,758	41,538	1,792	8,187	10,137	10,784	7,744	2,925	41,538
30	和歌山県	5,078	3,200	23,121	2,817	33,916	1,598	5,167	8,331	9,350	6,570	2,900	33,916
31	鳥取県	4,112	1,959	12,459	1,023	19,533	520	3,879	5,776	5,181	3,325	872	19,533
32	島根県	4,468	2,394	12,756	257	19,875	600	3,573	5,447	3,789	1,011	1,975	19,875
33	岡山県	11,978	7,952	41,481	5,830	67,241	2,731	13,124	17,125	16,717	12,170	5,374	67,241
34	広島県	21,414	11,511	58,791	3,260	94,876	3,694	18,277	25,504	25,284	15,828	6,289	94,876
35	山口県	6,414	4,888	33,341	1,967	46,410	1,394	7,053	12,176	12,469	9,984	3,724	46,410
36	徳島県	4,353	2,828	17,312	271	24,792	782	4,497	6,754	6,209	4,891	1,629	24,792
37	香川県	4,809	3,736	22,273	448	31,266	1,342	5,723	8,438	7,860	5,888	2,205	31,266
38	愛媛県	7,556	6,547	33,687	67	47,857	1,888	9,308	12,386	12,221	8,745	3,301	47,857
39	高知県	5,558	2,057	17,418	4,575	29,608	1,967	8,026	7,748	6,809	5,123	1,937	29,608
40	福岡県	23,083	19,417	111,428	122	154,050	7,598	32,387	38,358	36,176	26,555	12,995	154,050
41	佐賀県	4,334	5,208	17,054	200	26,798	1,061	5,035	7,109	6,738	5,186	1,689	26,798
42	長崎県	8,479	4,297	34,428	2,210	49,412	2,360	9,434	12,260	12,552	9,999	3,101	49,412
43	熊本県	9,854	5,549	45,756	803	62,961	2,802	12,083	15,714	15,934	12,288	4,180	62,961
44	大分県	4,772	4,891	26,720	1,263	37,446	-1,876	6,820	10,436	9,859	6,654	2,300	37,446
45	宮崎県	5,987	5,398	24,418	725	36,228	1,699	6,688	9,346	9,247	6,864	2,384	36,228
46	鹿児島県	8,186	6,853	37,137	1,328	55,504	2,253	10,526	14,173	13,311	10,072	3,169	55,504
47	沖縄県	5,401	7,547	30,073	815	43,836	2,394	10,191	13,304	10,536	6,205	1,206	43,836
48	計	633,809	557,550	2,463,977	347,431	4,002,367	229,777	815,521	1,028,803	1,015,817	654,310	260,339	4,002,367

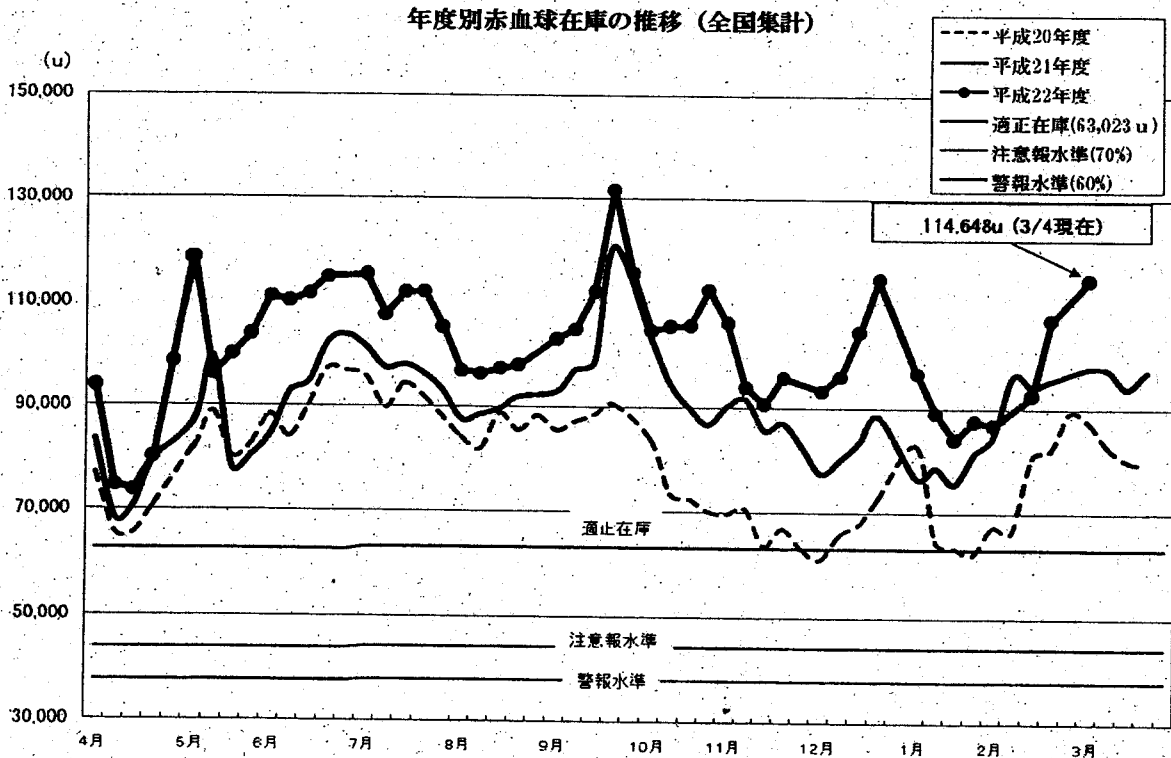
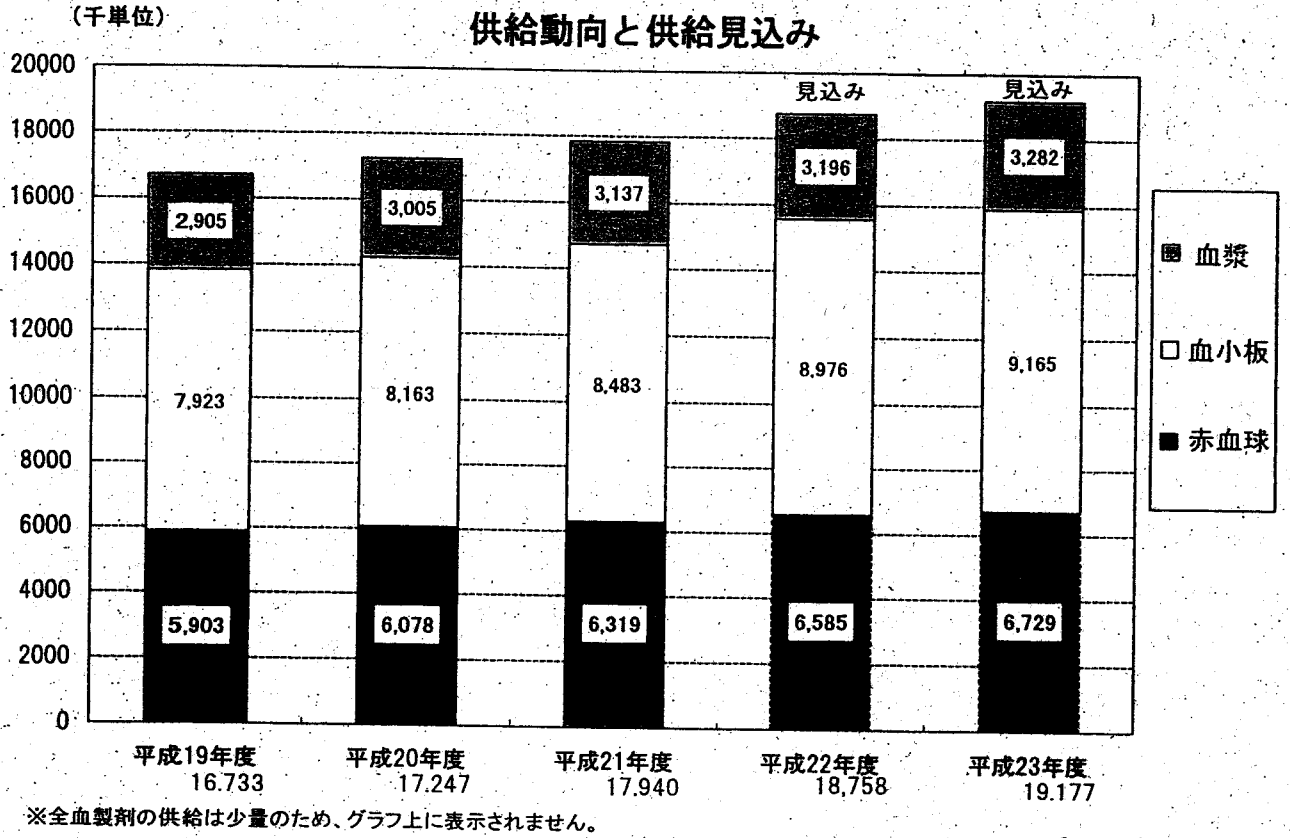
単位:人

平成21年度各都道府県別献血者数一覧

平成21年度各都道府県別血液確保量等一覧

No.	都道府県名	血液確保量				血液使用量				献血者数			
		受入計画量 A	献血量 B	B-A	計画達成率 B/A	供給量 C	原料血液 送付量 D	血液 使用量 E	未使用量 F	未使用率 D/F	献血者数 G	献血者数 H	
1	北海道	99,217	110,321.39	11,104	111.2%	56,319	45,148	101,487	92.0%	8,854	8.0%		
2	青森県	22,515	21,283.74	△1,231	94.5%	9,470	10,897	20,367	95.7%	917	4.3%		
3	秋田県	18,562	18,936.75	375	102.0%	8,836	9,814	17,750	93.7%	1,107	6.3%		
4	福島県	32,037	34,732.87	2,696	108.4%	15,975	18,868	32,843	94.9%	1,890	5.4%		
5	茨城県	40,492	37,517.14	△2,975	92.7%	16,855	19,502	36,357	96.9%	1,180	3.1%		
6	栃木県	29,504	31,492.14	1,988	106.7%	13,362	17,240	30,602	97.2%	890	2.8%		
7	群馬県	30,536	32,642.59	2,107	106.9%	14,087	17,873	31,780	97.3%	883	2.7%		
8	千葉県	98,922	91,397.98	△7,524	92.3%	41,758	46,723	86,481	96.5%	2,917	3.2%		
9	神奈川県	132,789	129,257.88	△3,531	97.3%	54,898	75,396	130,094	100.6%	△836	-0.6%		
10	新潟県	35,302	37,929.37	2,627	107.4%	15,709	18,660	34,349	90.8%	3,560	9.4%		
11	静岡県	55,443	55,158.24	△285	99.5%	22,455	28,905	52,390	84.9%	2,798	5.1%		
12	東京都	42,681	48,858.37	6,177	114.5%	21,528	22,677	44,205	84.7%	2,451	5.3%		
13	奈良県	21,558	21,643.28	85	100.4%	9,973	10,293	20,266	93.6%	1,377	6.4%		
14	山口県	23,664	24,051.93	388	101.6%	11,477	11,380	22,857	95.0%	1,195	5.0%		
15	愛媛県	23,278	25,583.59	2,306	109.9%	10,809	11,255	22,084	86.2%	3,520	13.8%		
16	沖縄県	23,530	23,735.71	206	100.9%	11,413	10,688	22,081	93.0%	1,855	7.0%		
指定所単位	宮城												
	1 (岩手、山形)	71,689	72,828.75	1,139	101.6%	31,740	38,979	70,719	87.1%	2,110	2.9%		
	2 (埼玉、長野)	126,320	131,901.88	5,582	104.4%	54,193	71,104	125,297	95.0%	6,805	5.0%		
	3 (東京(山梨))	247,918	253,752.35	5,834	102.4%	119,810	125,912	245,522	96.8%	8,230	3.2%		
	4 (富山、福井)	47,571	49,415.92	1,845	103.9%	21,217	26,355	47,572	96.3%	1,844	3.7%		
	5 (愛知)												
	6 (岐阜、三重)	162,561	173,609.84	11,049	106.8%	70,903	93,642	184,545	94.8%	9,065	5.2%		
	7 (兵庫(滋賀))	103,455	100,829.97	△2,625	97.5%	45,118	48,983	94,101	93.3%	6,729	6.7%		
	8 (大阪(和歌山))	170,006	179,279.73	9,274	105.5%	84,739	84,442	169,181	94.4%	10,099	5.8%		
	9 (岡山(鳥取))	42,221	44,055.44	1,834	104.3%	20,964	20,290	41,254	93.8%	2,801	6.4%		
	10 (広島(島根))	59,601	62,827.81	3,227	105.4%	27,728	31,802	59,328	94.4%	3,500	5.8%		
11 (香川)													
12 (徳島、高知)	42,858	44,850.27	2,194	105.1%	22,847	22,899	45,546	101.6%	△898	-1.8%			
13 (福岡、佐賀、熊本、大分、宮崎、鹿児島)	212,738	221,404.95	8,670	104.1%	94,180	111,587	205,747	92.8%	15,658	7.1%			
合計	2,006,749	2,077,097	70,348	103.5%	927,959	1,048,778	1,976,736	95.2%	100,362	4.8%			

No.	都道府県名	献血者数				年代別献血者数							
		献血者数	献血者数	献血者数	献血者数	合計	16-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	合計
1	北海道	40,748	15,473	194,655	36,276	287,152	16,645	52,227	67,518	67,889	57,275	25,598	272,872
2	青森県	9,432	6,589	32,890	7,888	56,773	3,983	10,828	14,750	14,370	9,813	3,029	36,983
3	岩手県	8,896	8,411	29,636	10,522	57,465	5,481	11,482	13,194	12,887	10,572	3,139	53,746
4	茨城県	14,720	17,637	48,863	10,838	92,058	7,428	24,074	23,539	21,108	12,301	3,808	90,430
5	栃木県	8,834	9,856	27,909	8,722	51,321	4,554	11,389	13,829	11,922	7,713	1,914	46,881
6	群馬県	4,948	4,982	24,933	8,643	43,506	4,430	9,010	10,829	10,279	7,223	1,735	36,947
7	千葉県	13,169	11,158	53,539	13,988	91,854	4,773	16,698	24,271	23,390	17,748	4,974	89,358
8	神奈川県	13,403	14,651	54,507	18,415	98,978	8,998	17,688	25,243	24,684	17,615	6,848	98,925
9	新潟県	12,045	16,331	40,840	15,131	84,147	10,495	16,728	22,678	18,534	11,976	3,735	80,497
10	静岡県	13,518	13,821	46,950	12,337	86,326	6,734	16,325	24,504	22,102	12,582	4,079	83,849
11	東京都	34,828	47,375	131,971	48,760	280,934	23,187	51,882	68,039	61,537	38,574	17,705	247,632
12	千葉県	31,315	45,685	127,374	40,476	244,782	17,225	50,181	66,039	69,338	36,389	15,596	230,012
13	東京都	110,406	95,997	345,228	87,674	619,303	40,047	177,878	166,613	135,803	71,703	27,259	675,308
14	神奈川県	41,913	80,952	189,822	4,377	316,884	12,623	65,639	87,473	85,089	47,240	18,800	305,186
15	新潟県	15,177	16,471	54,077	10,728	96,453	6,982	22,054	24,705	23,357	15,914	4,441	85,686
16	富山県	6,752	9,183	23,990	3,632	39,757	2,393	8,029	11,857	9,565	6,095	2,017	41,418
17	石川県	10,473	7,981	28,547	5,109	52,184	2,421	11,260	14,587	12,774	8,142	2,990	51,082
18	福井県	5,729	3,395	22,372	2,308	33,800	1,252	6,154	8,591	8,794	6,728	2,281	32,488
19	山梨県	0	11,157	19,388	4,317	34,842	3,480	6,881	8,593	8,753	5,253	1,842	35,007
20	長野県	10,502	15,631	44,886	11,192	82,011	3,613	14,955	23,328	21,989	13,449	4,677	78,228
21	岐阜県	11,615	16,419	39,350	8,757	78,141	3,367	12,702	19,140	20,005	14,320	6,607	73,653
22	静岡県	22,470	22,695	85,716	8,704	139,585	8,024	26,310	38,422	37,437	23,548	7,844	140,477
23	愛知県	46,240	69,555	189,504	27,881	313,180	17,695	75,957	86,601	74,699	42,852	15,278	289,750
24	三重県	9,389	11,554	36,530	92	57,545	1,471	9,781	18,884	17,035	9,571	2,803	68,730
25	滋賀県	7,686	7,238	27,770	3,188	45,872	1,808	8,614	12,435	11,484	8,218	3,517	45,026
26	東京都	17,789	19,079	76,494	1,189	114,581	5,025	28,071	27,276	26,002	18,779	8,408	107,410
27	大阪府	61,842	62,025	259,817	18,951	402,675	13,247	78,798	107,400	104,804	65,985	34,363	388,176
28	兵庫県	30,812	30,837	133,981	12,650	208,360	8,441	40,827	54,893	52,270	36,291	15,778	199,153
29	奈良県	8,346	8,308	34,503	3,561	54,716	2,808	11,107	13,854	13,749	10,003	3,595	51,882
30	和歌山県	6,107	4,406	30,201	3,172	43,886	1,710	6,879	11,276	11,870	8,481	3,888	42,209
31	鳥取県	5,239	1,813	18,421	1,891	25,284	788	5,407	7,222	6,593	4,288	988	24,138
32	島根県	6,189	2,876	17,525	346	28,936	763	5,022	7,621	7,278	4,928	1,324	24,871
33	岡山県	14,427	11,482	54,246	6,429	86,584	3,376	17,538	22,549	21,099	15,366	6,658	83,337
34	広島県	29,825	19,322	77,562	4,008	130,817	5,201	27,009	38,352	32,968	21,187	8,102	123,070
35	山口県	8,202	6,436	42,897	3,426	61,081	1,804	10,037	16,349	15,750	12,390	4,631	61,083
36	徳島県	5,888	3,984	22,471	293	32,836	834	6,347	8,896	8,087	6,823	1,989	30,827
37	香川県	5,941	4,898	29,344	838	40,819	1,704	7,911	11,291	10,090	7,261	2,582	41,264
38	愛媛県	11,011	8,597	42,596	399	62,603	2,155	12,860	18,854	15,542	11,088	4,006	58,880
39	高知県	6,720	4,454	22,389	5,575	39,138	2,255	8,128	10,402	9,015	6,835	2,505	35,271
40	福岡県	27,416	28,878	140,844	263	197,401	9,171	43,396	50,486	44,934	33,386	16,048	192,339
41	佐賀県	5,142	6,869	22,773	179	35,083	1,398	6,782	9,395	8,753	6,897	2,140	38,069
42	長崎県	10,644	7,875	43,539	3,653	65,511	3,659	13,047	18,412	18,249	12,343	3,791	60,845
43	熊本県	12,689	10,177	60,848	1,061	84,773	3,534	17,420	21,470	20,691	16,445	5,213	80,813
44	大分県	6,427	7,338	33,228	1,674	48,587	2,134	8,908	13,756	12,263	8,650	2,958	48,017
45	宮崎県	6,380	7,853	31,652	814	48,399	1,805	8,857	12,508	11,898	8,858	2,875	45,016
46	鹿児島県	9,119</											



① 若年層献血者確保対策

平成23年度の目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
100人以上の参加	セミナー開催	継続	県内の大学生	5-6・7・10・11・1月	6回	青森県庁舎
1,500枚以上の配布で 応募率5% 75人以上を確保する	若年層献血者確保対策	継続	新成人	1月	3回	各市町村成人式会場
1,500人以上の届出	若年層献血者確保対策	継続	各大学・短期大学	4-3月	延べ40回	各大学・短期大学
10・20代の献血者を25%にする	若年層献血者確保対策	新規	10・20代	9-11月	1回	各献血会場

② 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

平成23年度の目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
70人以上の参加	献血親子セミナー	継続	小学校4-6年と保護者	7月下旬	3回	血液センター
50歳以上の献血者を5%増加させる	年齢層献血者確保対策	継続	50-69歳	12-3月	1回	各献血会場

③ 企業等における献血の推進対策

平成23年度の目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
20社以上の届出	献血協力団体増加対策	継続	献血実施事業所	4-3月	随時	各事業所
延べ360以上の訪問	献血協力者増加対策	継続	献血実施事業所	4-3月	随時	各事業所

④ 複数回献血協力者の確保対策

平成23年度の目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
複数回クラブ会員を20%増加させる	複数回献血協力者確保対策	新規	全献血者	4-3月	随時	サイトメンバーの利用 対象による募集
2,600人以上の応募人数	複数回献血協力者確保対策	継続	複数回献血クラブ会員	4-3月	随時	メールによる献血依頼
4,200人以上の応募人数	複数回献血協力者確保対策	継続	献血依頼対象者	4-3月	随時	はがきによる献血依頼

⑤ その他

平成23年度の目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
周知用DVD300枚の作成	献血ルーム周知対策	継続	青森県民	8月	1回	各ルーム周知用DVDの配布

① 若年層献血者確保対策

平成23年度の献血目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
10代の献血率を4.5%、20代の献血率を4.7%まで増加させる	新規献血者紹介強化	継続	大学、専門学校生	4月から6月	延べ20回	各大学、専門学校 当県では、10代献血率4.4%、20代献血率4.6%（平成21年度実績）となっている。これは、献血推進に係る新たな時期目標（献血率20%）を上回っているが、更に上昇させるための対策として、若年層向けに新規献血者を紹介していたが、紹介者および新規献血者に対してポイント制度のボーナスポイントも付加する。
10代の献血率を4.5%、20代の献血率を4.7%まで増加させる	お礼状送付	継続	10代、20代の新規献血者	4月から3月		新規に献血協力した10代、20代の方にお礼状を送付し再来を促す
10代の献血率を4.5%、20代の献血率を4.7%まで増加させる		継続	大学、専門学校生	4月から1月	延べ35回以上	各大学、専門学校 献血推進の多い（交付が50名以上）大学、専門学校への複数回献血が平成22年度は延べ31回のところ平成22年度は35回以上の献血を依頼する
10代の献血率を4.5%、20代の献血率を4.7%まで増加させる	学生ポイントIPカード	新規	大学、専門学校生	4月から3月		各献血ルーム 指定施設での学生献血者数が減少しているため、通常のポイントカードとは別に学生のみポイントIPカードを発行し学生のみの特典と設けて再来協力を促す
10代の献血率を4.5%、20代の献血率を4.7%まで増加させる	献血セミナー	継続	高校、大学、専門学校生、事業所新卒採用者	4月から1月	10回以上	各会場 高校から大学に対しては、文書でセミナー実施の案内を送付し若年層に対する献血セミナーを実施する。
新規献血協力学校を1校以上開拓する		継続	大学、専門学校生	4月から3月	1以上	大学、専門学校 新規に開拓する大学、専門学校や、まだ献血を実施していない学校（合計5校ほど）に対して献血受入れの依頼をする

② 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

平成23年度の献血目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
参加者300名以上	献血キッズスクール	継続	県内小学生およびその保護者	8月	7回	血液センター 県内の小学生対象にキッズスクールを開催し保護者同伴の元、血液センター見学等、親子で献血について学んでもらい将来の献血者確保ならびに後継者の方への献血を訴える。
60歳以上の献血者を3%増加させる		新規	60歳以上の依頼対象者	4月から3月		各献血会場 60歳以上の依頼対象者や、後援献血クラブ会員に対して献血依頼を年間通じて行い協力者を3%増加（約110名）させる。

③ 企業等における献血の推進対策

平成23年度の献血目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
新規献血団体50団体確保	新規団体強化	継続	献血協力団体	4月から3月		富城県内献血団体 継続的に協力できる新規献血団体の確保を行う
15団体確保	ルーム協力団体確保	継続	献血協力団体	4月から3月		献血ルーム 献血ルームにて定期的に協力いただける団体を確保する

④ 複数回献血協力者の確保対策

平成23年度の献血目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
複数回献血クラブ会員1,000人増	複数回献血者確保	継続	依頼対象者	4月から3月		対象による複数回献血者確保 依頼対象者に対して、複数回献血クラブ会員登録依頼を対象にて行う
複数回献血クラブ会員1,000人増	複数回献血者確保	継続	県内献血協力者	4月から3月		献血会場での複数回献血クラブ会員登録強化 献血会場にて複数回献血クラブ会員登録推進（サイトランナー）を推進し登録手順を簡素化し、登録しやすい環境を作る
複数回献血協力者17,500人確保	複数回献血者確保	継続	複数回献血クラブ会員依頼対象献血者	4月から3月		メールやハガキ、電話による献血要請 平成21年度17,001人の複数回献血協力者を17,500人にするため、複数回献血クラブ会員にはメールで、その他の依頼対象者については、ハガキや電話での献血依頼を継続的に行う。

⑤ その他

平成23年度の献血目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
休日の献血を25%から33%にする（年間約10会場）		継続	県内献血者	4月から3月		休日の献血を促進し休日記事を増やす 一環あたりの協力者が多い休日の複数献血会場に記事するにあたり、市町村推進者、大型ショッピングセンター推進者に理解を求め、休日しか献血できない会社員等の協力者確保を依頼する。

① 若年層献血者確保対策

平成23年度の目標目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						方法	内容(採血に際すること)
参加者200名	若年層献血セミナー	継続	高校、大学、専門学校生	4月、7月、8月、12月、1月	5回	血液センター及び学校	献血についてのセミナー及び施設見学を開催し、献血の意義や献血期間の正しい知識の普及啓発を行う。 資料としては、「愛のかたち献血」及び「献血と輸血用血液」スライド、ビデオ上映等を実施予定。
参加者100名	献血出張講座	新規	小、中、高校生	7月～11月	5回	学校	若年層へ献血の意義や献血期間についての正しい知識の普及啓発を行う。 それぞれの年代に合わせたスライド資料を作成し普及啓発に努める。 小中学生であれば献血の意義をクイズも行う予定。
1種献血たり赤血球80単位以上	大学献血への进军	継続	大学生	4月～12月	6回	大学構内	大学構内での献血バスの設置を行い献血の普及啓発を行う。 平成22年4月～12月の実績は、1種献血たり797単位であるため、23年度は、実施時期等も検討を加え、80単位以上を目標とする。
1種献血たり赤血球80単位以上	学生ボランティアと連携した献血実施(少年献血、クリスマス献血)	継続	高校、大学、専門学校生	7月～8月、12月	5回	街頭、大規模スーパー等	若年層の学生が献血を呼び掛けることにより年代別の献血意識向上を行う。 学生が企画等も行うため楽しく献血に参加できるとともにボランティア学生の意識も高めていただくための献血の輪が広がる。

② 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

平成23年度の目標目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						方法	内容(採血に際すること)
参加者100名	青少年献血ふれあい事業	継続	小、中、高校生	5月、7月～8月、10月	3回以上	血液センター	夏休み等に親子献血見学会等を行い献血の意義や献血期間の正しい知識の普及啓発を行う。 「愛のかたち献血」及び「献血と輸血用血液」スライド、ビデオ上映等を実施予定。 さらに施設見学実施後に献血クイズ等も実施予定。

③ 企業等における献血の推進対策

平成23年度の目標目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						方法	内容(採血に際すること)
10社以上	新規献血協力企業等の確保	継続	献血協力団体等	4月～3月		福島県内	県、市町村及び献血協力団体との連携を強にし、新規協力団体の開拓を行う。
5社以上	休眠献血団体等への働きかけ	継続	現在休眠中の献血団体等	4月～3月		福島県内	現在休眠献血団体等へ過去における実績等を検討し今後の献血協力を依頼する。

④ 複数回献血協力者の確保対策

平成23年度の目標目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						方法	内容(採血に際すること)
応答数1000名以上	メールによる協力要請	継続	複数回献血クラブ会員	4月～3月		メール配信	成分献血のできる方を中心にメールでの献血協力要請を行う。 平成22年12月以降で、メール会員数2,824名の登録があるが血小版の型別不足状況に依りての協力依頼を行うこととしている。
応答数1000名以上	ハガキ・電話による要請	継続	前回400mL献血協力者	4月～3月		ハガキ・電話による要請	型別で不足が危ぶまれる場合に献血協力要請をハガキ及び電話で行う。 特に土、日等に対応している大規模スーパー献血所に血液型別の不足状況に応じて協力依頼は対応の発注を予定している。
複数回メール会員年間500名以上の増加	会員専用リーフレット作成	継続	400mL献血、成分献血協力者	4月～3月		リーフレット配布	400mL献血及び成分献血協力者で複数回献血クラブ未加入の方へリーフレットを20,000枚以上配布し加入のお誘いをする。 平成22年12月現在の会員数は、2,894名の登録があるが、500名以上の増加を目標としている。

⑤ その他

平成23年度の目標目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						方法	内容(採血に際すること)
鑑定施設で500名以上の協力	成分献血要請のダイレクトメール発送	継続	成分献血可能な方	4月～3月	12	毎月1回誕生日を向かえる成分献血者へDMの発送を行う。	成分献血協力の方で誕生日の日の方へDM発送を行う。 献血プレゼント予定。
1日50名以上の協力	献血ルームの献血常設化	継続	献血可能な方	7月～8月、12月～1月		イベントの実施	献血ルーム限定のイベント等を実施するとともに広報強化を行う。 現在検討している内容としては、期間限定特別記念高プレゼントを計画している。 7月～8月はカップアイス、クリスマスは、マフィン等のプレゼントを予定している。

平成23年度に献血により受入れる血液の目標量を確保するための対策

東城東 赤十字血液センター

① 若年層献血者確保対策

平成23年度の数値目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
若年層献血者(10代~20代)を27%にする (平成21年度:24.9%)	献血セミナー	継続	高校大学生及び一般	9月-10月-11月	5回	学校及び血液センター ※献血材料(ありがとうっていいい)を併せて、血液に関するパワーポイントを使用し、献血に関するセミナーを実施する。
	若年層キャンペーン	継続	小学生~一般	8月-1月-2月	3回	献血会場及び献血ルーム 学生ボランティア主催で実施し、クイズ及びゲーム等を行い献血の啓発を図る。
	夏休み親子献血	継続	小中学生	8月	2回	血液センター 献血材料(ありがとうっていいい)を併せて、血液に関するパワーポイントを使用し、また、クイズや車展等の親子体験等を行う。

② 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

平成23年度の数値目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
20代の献血者を18%にする。 (21年度:16.4%)		新規	20歳	1月~2月		献血ルーム 県と連携で実施。ルーム近隣市町村の成人式等でチラシを配布し各ルームでの協力を依頼する。 30,000枚作成し、20ヶ所の成人式会場に3,000枚配布。また、大学等でも配布する。

③ 企業等における献血の推進対策

平成23年度の数値目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
新規事業所を50ヶ所を開拓する。	献血協力団体増加対策	継続	企業及び団体	4月~3月		各事業所等 従業員数100名以上の全リスト及び市町村役所等から情報で新規事業所の開拓を行う。
休眠状態の事業所20ヶ所を開拓する。	献血協力団体増加対策	継続	企業及び団体	4月~3月		各事業所等 過去の団体名簿を再調査し休眠状態の事業所の開拓を行う。

④ 複数回献血協力者の確保対策

平成23年度の数値目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
メールによる献血要請を実施する。 目標:応答率 20%	複数回献血協力者確保対策	継続	登録者	血液不足時		血液不足時に定期的に、協力者を依頼する。 メール会員約4,000人に緊急時に依頼する。
ハガキによる献血要請を実施する。 目標:応答率 20%	複数回献血協力者確保対策	継続	献血可能者	4月~3月		献血センター等に協力者を依頼する。 約1年間で約100名及び約4ヶ所を献血協力者に協力依頼をする。 4月~12月までに約8,747件に発送し、応答率10.1%
実施場所(企業・団体)の年間回数の増加 目標:10ヶ所	複数回献血協力者確保対策	継続	年1回~2回の献血実施企業及び新規実施事業所	4月~3月		複数回献血者を依頼する。 年1回~2回の献血実施企業及び団体や新規事業所等に複数回献血要請を実施する。 特に、新規事業所を中心に半年後の献血実施を依頼して行く。(12月現在10ヶ所済)

⑤ その他

平成23年度の数値目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
大規模献血の予約を推進する。 予約者:目標を2,000名		継続	ルームでの献血実施者	4月~3月		各献血ルームにおいて、献血終了後及び電話で予約を受け付ける。22年度途中より休日にも実施し多くの方々の参加を促した。(12月現在で1,121名)
電話及びハガキによる依頼を実施する。 応募者:1,500名を確保する。		継続	ルームでの献血実施者	4月~3月		各献血ルームにおいて、8ヶ月以上献血を実施していない献血者にハガキ及び電話依頼を実施する。100名くらいを確実に、毎月実施する。電話依頼:1,295件 協力者:276名 応募率:21.3% ハガキ依頼:3,787通 協力者:1,071名 応募率:28.2%

平成23年度に献血により受入れる血液の目標量を確保するための対策

東城東 赤十字血液センター

① 若年層献血者確保対策

平成23年度の数値目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
100人以上	若年層献血セミナー事業	継続	10代後半~30代前半の若年層	4月~3月	7回以上	東城東赤十字血液センター会場 地元若年層学生団体(おはな)や学生ボランティア(おはな)に別々4月~3月27日以上の期間、若年層の献血推進の機運醸成、「八月の二重奏」上映など、献血材料(ありがとうっていいい)を併せて実施する。
5,000人以上	大学・短大・専門学校等での献血	継続	18~22歳の学生	4月~3月	50回以上	県内対象校18校 学生団体を活用して学校の要請を基に県内へ献血を呼び入れ希望者を対象に実施している。平成22年度県内対象校18校のうち16校で献血を実施した。4月~12月の実施は4,297人。1月~3月までの見込みは500人。

② 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

平成23年度の数値目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
120人以上	青少年等献血ふれあい事業	継続	小、中、高校生(保護者含む)の若年層	4月~3月	10回以上	東城東赤十字血液センター会場 親子参加型のAED講習と献血見学、献血クイズなどを併せて実施
5,000人以上	高等学校献血	継続	16~18歳の高校生	4月~3月	80回以上	各高等学校 高等学校の生徒を対象に希望者を募り献血を実施。関係団体を活用して学校に協力を依頼している。平日授業時間を利用して献血を実施している。県庁内各校の1つとして実施してもらっている。

③ 企業等における献血の推進対策

平成23年度の数値目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
20社	献血協力団体確保対策	継続	献血実施企業・団体	4月~3月	20回以上	各企業・事業所等 複数回献血協力企業・団体の開拓。「愛のからし」シフット等を用い献血協力依頼する。
20社	休眠状態への働きかけ	継続	事業所休眠状態により献血実施できなかった企業・団体	4月~3月	20回以上	各企業・事業所等 休眠状態へ再度献血実施の要請をする。「愛のからし」シフット等を用い献血協力依頼する。

④ 複数回献血協力者の確保対策

平成23年度の数値目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
応募者数(実効力者数)500人	献血要請対策	継続	複数回献血クラブ会員、会員数1,000名	4月~3月	10回	要請メール配信 血液不足時に会員に対し、献血協力依頼する。月1回配信。年間12回配信依頼する。
応募者数(実効力者数)500人、もしくは2回以上の複数回献血率対前年比3%増	要請はがきによる献血要請対策	継続	一定期間献血可能者	4月~3月	10回	要請はがき発送 血液不足時や複数回献血等に献血協力依頼する。平成22年度は10,000枚を送付予定。

⑤ その他

平成23年度の数値目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
上記④複数回献血者確保対策に含む	はがきメールによる献血要請	継続	400ml献血可能者	4月~3月	10回	メール配信-はがき併送 各献血会場での400ml献血実施要請。
全血400ml(献血比率76.0%)	400ml献血推進キャンペーン	継続	400ml献血可能者	4月~3月	10回	400ml献血推進ちらし・ポスター等900枚作成・配布 200企業(団体)、90高校~献血依頼時にちらし等を配布し推進を図る。400ml献血以外の複数回献血を企業実施。
高等学校献血時の400ml献血率今年度比3%増	高等学校献血会	継続	400ml献血可能者	4月~3月	2回	校長会や教職員研修等 学校及び教職員等が献血推進の場などに、献血基準改正に伴う400ml献血可能年齢引き下げのちらしなどを活用し推進する。

① 若年層献血者確保対策

平成23年度の目標目標	事業名	所属・組織	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						予定場所	内容(詳細に記載すること)
60名以上の参加	献血セミナー	継続	若年層会員	8月	1回	天理教群馬教団支庁	天理教の若年層を含めた会員への血液や献血についての説明で献血を身近に感じてもらい、そして必要症を把握して、献血への参加及び普及啓発への参加への参加呼びかけを要する。献血教材、パワーポイントを使用
500名以上の参加	献血感謝デー	継続	若年層から高齢者まで	11月	1回	大型の商業施設	日頃の献血への感謝をこめて、献血感謝デー対象年齢を拡大した。若年層で多量献血者に対しての感謝状贈呈や、学生ボランティアによる献血啓発、献血者グループ会員の募集や献血啓発、チャリティーランニングなど幅広い大勢の方に献血に関心を持ってもらう。献血感謝デーのニュースリリースの発信及びDM及び献血者グループ会員の参加呼びかけの提供を実施
500名以上参加	献血セミナー	継続	若年層	2月	1回	公的な施設	若年層が参加する献血啓発イベントとし、献血についてのセミナーを開催し献血への理解を深めてもらう。献血教材を使用。献血感謝デーのニュースリリースの発信及びDM及び献血者グループ会員の参加呼びかけの提供提供を実施

② 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

平成23年度の目標目標	事業名	所属・組織	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						予定場所	内容(詳細に記載すること)
100名以上	春の献血ふれあいキャンペーン	継続	小学生とその保護者	4月	1回	県立ぐんまの森	移動献血会場で、青少年向けのアトラクションを展開し、献血啓発の普及と推進者への献血参加の呼びかけ。献血感謝デーのニュースリリースの発信及び献血者グループ会員の参加呼びかけの提供提供を実施
200名以上	春の献血ふれあいキャンペーン	継続	小学生とその保護者	5月	3回	県立群馬こどもの国	移動献血会場で、青少年向けのアトラクションを展開し、献血啓発の普及と推進者への献血参加の呼びかけ。献血感謝デーのニュースリリースの発信及び献血者グループ会員の参加呼びかけの提供提供を実施
60名	夏休み親子体験教室	継続	小学生と保護者	7月～8月	3日間/1回	血液センター	献血や献血についての説明や献血センターの施設見学を行い、献血を身近に感じてもらい、そして必要症を把握して、献血への参加及び普及啓発への参加呼びかけを要する。献血教材、パワーポイントを使用
500名以上	サッカーJ2ザスパ草津と連携し献血PR活動の実施	継続	若年層とその保護者	10月	4回	献血者グループ会員の参加呼びかけ	若年層に人気の地元のサッカーチーム(ザスパ草津)と連携し選手の協力でJ2サッカーのホームゲームや、移動献血会場による献血推進の機会に、選手による広報活動やJ2のSNSを活用し献血推進の機会を要する

③ 企業等における献血の推進対策

平成23年度の目標目標	事業名	所属・組織	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						予定場所	内容(詳細に記載すること)
目標30社(団体)	献血協力団体及び推進団体の増加対策(休載を含む)	新規	未実施の企業及び団体	適年	随時	各団体及び事業所等	個別説明会や広報資料により献血啓発活動を行い、献血推進団体及び事業所の増進を図る(休載時等も随時実施を含む)

④ 複数回献血協力者の確保対策

平成23年度の目標目標	事業名	所属・組織	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						予定場所	内容(詳細に記載すること)
応募者数(実効力者数) 12,000以上	複数回献血協力者確保対策	継続	前年度献血から一定期間未実施献血者	適年	約48回		前年度献血会場を基本に、年額を通じた献血推進が顕著な会場を中心に、1回に約500名のDMハガキを発送し複数回の献血協力確保を図る
応募者数(実効力者数) 12,000以上	複数回献血協力者確保対策	継続	複数回献血メール会員で前年度献血から一定期間未実施献血者	適年	約48回		複数回献血会場で、年額を通じた献血推進が顕著な会場を中心に、1回に約1,500名の電子メールを発送し複数回の献血協力確保を図る
50名以上 / 1回	複数回献血協力者確保対策	継続	複数回献血メール会員及び前年度献血から一定期間未実施献血者	2月～3月	約60回		複数回献血メール会員及び前年度献血から一定期間未実施献血者に協力依頼。県内23市の献血ルームで日本フレックロー協会メンバーによる健康アドバイス並びにリラクゼーションの実施。特に2月 3月の献血協力者の増加を図る。

⑤ その他

平成23年度の目標目標	事業名	所属・組織	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						予定場所	内容(詳細に記載すること)
6000名/年額	複数回献血小瓶成分献血者確保対策	継続	平日の献血ルームでの血小瓶成分献血者	適年			献血ルームで献血終了後の献血時に血小瓶成分献血の必要症や有効期限などを把握し、次回献血の小瓶成分献血の手続きを受ける。また、日々需要が多い場合や型別変動等が発生した場合は、複数回献血者に電話連絡で予約を依頼する

平成23年度に献血により受入れる血液の目標量を確保するための対策

埼玉県 赤十字血液センター

① 若年層献血者確保対策

平成23年度の取組目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
参加者1,000人を目標として献血出陣訓練を実施	若年層献血セミナー	継続	小、中、高校、専門学校生等	年間	1	実施学校数 内蔵(詳細に記載すること)
子供の参加400人を目標として献血キャンペーンを実施	若年層確保対策	継続	幼児、児童とその父母	未定	1	ショッピングセンター 内蔵(詳細に記載すること)
参加者500人を見込んだクリスマス献血キャンペーンを実施	若年層確保対策	継続	若年層	12月23日	1	駅前広場他 内蔵(詳細に記載すること)
年間高校生献血14,200人を目標として高校生献血を推進	若年層確保対策	継続	高校生	上半期	20~30	高等学校 献血推進活動に対し、県、市町村、血液センター3者で連携し、校内及び校外での献血参加の普及
	若年層確保対策	継続	高校生	2月~4月	1	各献血ルーム 県内の各高等学校にポスターとチラシを配布し、高校生への献血を推進する若年層献血キャンペーンを実施する。
	若年層確保対策	継続	高校生	4月~8月	1	各献血ルーム 県内全高校1年生にカードを配布し、献血ルームにカードを所持した方に記念品を授与し、カードにスタンプ押印。さらに、定額スタンプとカードを所持し献血した方に記念品を授与する。

② 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

平成23年度の取組目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
年齢で60歳以上の献血11,000人を目標とし確保	高齢層の献血者確保	継続	60歳~64歳	4月~9月、1月~2月	2	献血ルーム 60歳~64歳献血者で60歳から64歳までに献血の無い方に、献血後及び60歳まで献血を継続いただけることの周知を図る

③ 企業等における献血の推進対策

平成23年度の取組目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
献血協力企業の79団体の獲得を目標とする	献血協力企業活動推進事業	継続	団体・企業	年間を通して		内蔵(詳細に記載すること)
新規献血団体30団体の獲得	献血協力企業活動推進事業	継続	団体・企業	年間を通して		既献血協力団体に対して経営者・役員等に献血の重要性を訴え、献血の機会を提供し、また、献血協力企業からの新規献血団体の紹介を行う。

④ 複数回献血協力者の確保対策

平成23年度の取組目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
年1回献血実施団体のうち10団体を年2回以上の実施にする	複数回献血協力者確保	継続	団体・企業	年間を通して		県、市町村との連携のもと献血推進員の巡回を実施する。 献血の需要増加状況のグラフ、資料を基に、献血協力団体に説明を行う。

⑤ その他

平成23年度の取組目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
						内蔵(詳細に記載すること)

平成23年度に献血により受入れる血液の目標量を確保するための対策

千葉県 赤十字血液センター

① 若年層献血者確保対策

平成23年度の取組目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
10代の新規献血者を5%増やす	献血セミナー	継続	高校生	9月~12月	3	高等学校 献血推進員・パワーポイントを使用して、献血に関するセミナーを行い、献血に対する理解を深める
	献血啓発映画上映会	新規	高校生	年間	5	高等学校 献血啓発を目的として、献血啓発映画「八月の二重奏」を高等学校での授業で上映し、献血への理解を深めていただく。
県内応募学校数を10%増やす	献血啓発ポスター募集事業	継続	中学生・高校生	5~9月	1	- 中学生・高校生を対象として、献血啓発ポスターを募集し、入賞作品を使った献血啓発活動を行う。(グッズの製作、広報への発信)
10代の新規献血者を5%増やす	血液センター広報誌製作	継続	主に高校生・大学生	年間	4	- 献血に学生献血推進委員の活動や、献血に協力していただいている学校・専門学校などを積極的に取り上げ、献血啓発に繋げる

② 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

平成23年度の取組目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
50名以上の参加	小学生学習会(青少年献血ふれあい事業)	継続	小学生とその保護者及び家族	7~9月	1	未定 夏休みを利用して小学生向けの献血セミナーや献血や輸血に関わる施設の見学や体験を通じて、献血に理解を深めていただく。
5校以上の参加	血液センター体験	継続	主に中学生	7~12月	5	血液センター献血ルーム 中学生を対象とし、献血推進員・パワーポイントを使用した献血セミナーと、実際に献血ルームで献血や採血の体験を通じて、献血に理解を深めていただく。

③ 企業等における献血の推進対策

平成23年度の取組目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
即時献血可能な企業数の確保10団体	即時献血可能な企業数の確保	継続	事業所・大学等	年間		内蔵(詳細に記載すること)
新規献血協力団体40団体の増加	新規献血協力団体の獲得	継続	事業所・大学等	年間		既献血協力団体の増加や既存団体の増強を図る。
献血ポスター制作企業79団体	献血啓発企業活動推進事業	継続	各事業所・推進団体等	年間		若年層確保が推進されているため新規献血団体の増加や既存団体の増強を図る。
献血協力企業を増やす	献血啓発ポスター制作	継続	献血協力企業	6月~	1	献血啓発ポスター制作 献血推進委員のスポーツチーム出演の献血啓発ポスターを製作・活用して、献血啓発とともに、各献血協力団体の献血啓発を促す。

④ 複数回献血協力者の確保対策

平成23年度の取組目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
献血回献血協力者を85%まで増加させる	複数回献血協力者確保事業	継続	年1回の献血者	4月~3月		内蔵(詳細に記載すること)

⑤ その他

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						方法	内容(詳細に記載すること)
冬季・年末年始・年度末の献血者数を5%増やす	冬季・年末年始・年度末確保	継続	期間内実施協力団体	12月～3月		記念品を用意して事前PRをさせる。	期間内実施協力団体への事前PRを行い、期間内での献血者数を5%増加させる。
電話による献血者数5%増やす	電話献血推進	新規	400mL可能な献血者	通年		電話による要請	400mL献血可能な献血者へダイレクトメールを郵送した方に再度電話要請して確保に努める。
冬期における協力者を5%増やす	番組提供による献血推進(FM放送)	継続	県内在住者	11月～4月	24	地元FM局に番組提供し、その番組中、献血情報・献血呼び掛けCMを放送する。	放送局 bayfm 毎週金曜日 12:18頃～5分番組で献血の血液センター名のクレジット及び40秒生CMによる献血情報の提供及び献血呼び掛け
	血液型別献血呼び掛けCM放送(コミュニティFM)	継続	県内在住者(若狭地区・東濃地区)	12月～2月	期間中毎日	コミュニティFM局によるCMを放送状況に応じて週1回程度で毎日放送	地元FM局(かずさFM・市川FM)で放送状況に応じて血液型別の呼び掛けCMを週1回(金12/ヶ-)週替わりで毎日2回放送
	テレビCM放送	継続	主に県内在住の若年層	12月～3月	150本以上	地元千葉テレビにて献血CMを放送する。	12月～3月中に合計150本以上のCMを放送。千葉BCオリジナルCM 及び 本社提供素材を利用

平成23年度に献血により受入れる血液の目標量を確保するための対策

東京都 赤十字血液センター

① 若年層献血者確保対策

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						方法	内容(詳細に記載すること)
短大・大学生700人対象に献血回数を	若年層確保対策	継続	短大・大学生	3月	1	明治神宮	クロス施設協力のもと、献血への理解を深めてもらうことと、新規400mL献血者を確保し献血回へ繋げる
高校・大学・専門学校献血の新規・増強(10班)	若年層確保対策	継続	高校・短大・大学生	4～7月 10～12月	1	学校放地内	献血への理解を深めてもらうことと、新規400mL献血者を確保し献血回へ繋げる
新規献血者における400mL献血の推進と説明会(文化祭・学園祭・地域イベント会場等)	若年層確保対策	継続	10代～20代	通年		献血会場地	同上

② 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						方法	内容(詳細に記載すること)
子育て中の方が協力してもらえるよう2回増強	若年層献血者確保対策	継続	20代～30代	通年		献血実施場所すべて	行政との連携、HPやドナーLINE等による広報

③ 企業等における献血の推進対策

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						方法	内容(詳細に記載すること)
新規・継続しを400箇所	協力団体増加対策	継続	企業及び団体	4月～3月		各企業・事業所等	新規企業・中核団体の開拓を行う。
増強実施40箇所	協力団体増加対策	継続	企業及び団体	4月～3月		各企業・事業所等	新規企業・中核団体の確保し、既存団体を増強する。

④ 複数回献血協力者の確保対策

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						方法	内容(詳細に記載すること)
①400mL献血者の8%を提携メールクラブに加入推進する。	複数回献血者確保(提携メールクラブ推進)	新規	400mL献血者	通年	常時	推進/シフレット等	複数回献血者を推進し、必要時の依頼献血を継続していく。
②B型献血者の20%を提携メールクラブに加入推進する。	複数回献血者確保(提携メールクラブ推進)	新規	AB型献血者	通年	常時	推進/シフレット等	複数回献血者を推進し、必要時の依頼献血を継続していく。
複数回献血クラブの新規登録者3万人確保を目標とする。	新規登録キャンペーン	継続	複数回献血クラブ未加入の献血者	通年		献血受付にサイン原簿設置を推進し、携帯電話をかけることにより会員登録	平成21年度における東京都内の複数回献血者の割合は28.9%であったが、複数回献血クラブ会員に限定する。その割合は7割に達している。このため、継続して会員登録に重点を置いて推進していくこととする。
献血者一人当たりの年間平均献血回数 2回以上を目標とする。	複数回献血クラブポイント制	継続	複数回献血クラブ登録者	通年		複数回献血クラブシステム	献血することによりポイントが付与することにより、複数回献血の推進を図る。平成21年度における東京都内の一人当たり平均献血回数は1.7回であり、複数回献血クラブ会員の献血回数増加を促すことにより、全体の底上げを促すこととした。
依頼に対する応答率25%以上を目標とする。	献血依頼メール配信	継続	複数回献血クラブ登録者	毎月	12	会員に対して献血依頼メールを配信する。	理由理由別・血液型別に、会員に対して献血依頼メールを配信する。併せて上記によりメール配信量の増加を図っていくことにより、安全な血液の安定的確保に資することを目的とする。
依頼に対する応答率10%以上を目標とする。	献血ルーム内にはがき(ダイレクトメール)の発送	継続	各献血ルームにおける一定期間未献血者(複数回献血クラブ会員以外)	毎月	12	はがきシステムによりはがきを抽出・印刷・発送する	メール送信対象外の献血者に対してダイレクトメールを送付することで、複数回献血に繋げていくこととする。
依頼に対する応答率30%以上を目標とする。	移動献血会場内にはがき(ダイレクトメール)の発送	継続	巡回・開設会場に集まった献血者	随時		はがきシステムによりはがきを抽出・印刷・発送する	特に、街頭・地域等の移動献血場所を中心に、定期的な献血への協力を依頼する。

⑤ その他

平成23年度の取組目標	事業名	実施・開催	対象者	実施時期	備考	具体的な内容・事業内容	
						方法	内容(詳細に記載すること)
献血者・献血ルームの環境整備	環境整備	継続	16～20歳	通年	常時	環境整備	充足感・満足感のある環境を整える
成分献血の35%以上を事前予約により確保する	成分献血予約	継続	成分献血可能者(特に、血介成分献血可能者)	通年		各献血ルームごと、両隣県別に予約枠を設け予約を受け付ける	特に、献血者献血クラブの機能による予約受付を強化することで、安定的な予約献血者確保に繋げる。

平成23年度に献血により受入れる血液の目標量を確保するための対策

神奈川県 赤十字血液センター

① 若年層献血者確保対策

平成23年度の取組目標	事業名	実施・開催	対象者	実施時期	備考	具体的な内容・事業内容	
						方法	内容(詳細に記載すること)
県内2センターで毎月1枚程度の献血を実施を目指す	17才からの400mL献血キャンペーン	継続	県内高等学校の17才以上の男子生徒	平成23年4月以降開始	12校	県内高等学校(公立・私立)	県内高等学校の17才以上の男子生徒を中心とした高校生献血を実施する。
年間100人程度の受入れを目指す	高校生を対象とした血液センター事業・産後等環境整備	新規	県内高校生	継続して、高校生が参加しやすい夏休み期間に1日10組程度	平日に10組程度	各献血ルーム・移動献血会場	県を通じ、県下の高等学校20校に募集(呼びかけ)をし、実施する。
横浜駅(横浜ジョイナス前)の献血会場では、赤十字とチームのエンブレムを記した天幕を掲出することで集客し、献血への関心を高め、献血者数を向上させ、1台あたり平均42.3人を45.0人に増加させる。	移動献血における献血PR	継続	県民および横浜F・マリノスFANの若年層層対象	随時		Jリーグ横浜F・マリノスのホームタウンである横浜市内	献血会場に赤十字とチームのエンブレムを記した天幕を掲出する。また、横浜駅西口献血ルームでのキャンペーン期間中は、献血者力者に選手のサイン色紙や各種グッズを記念品として提供する等により集客して実施する。
平成23年度以降も継続的(長期)実施とし、献血への関心を高め、献血者数を向上させ、若年層献血者数の比率を向上させ、若年層献血者数を302,212人の確保を目指す。	献血ルームにおける献血PR	継続	県民および横浜F・マリノスFANの若年層層対象	随時		横浜駅西口献血ルーム	Jリーグ横浜F・マリノスの支援により、ルーム内に選手のサイン入りユニフォームを展示したり、ルームの入口やルーム内をマスクキャラクターのスタッフ等で装飾することにより、ファンやサポーターの献血への関心を高め、定常献血場所には赤十字とチームのエンブレムを記した天幕を掲出する。
ファン感謝デー、公式戦へ可能な限りファン感謝デー(公式戦1回以上)に際し、若年層献血者数を302,212人の確保を目指す。	横浜F・マリノスの公式戦・ファン感謝デー会場における献血PR	継続	県民および横浜F・マリノスFANの若年層層対象	公式戦・ファン感謝デー開催時		ファン感謝デー会場、公式戦・ファン感謝デー会場	横浜F・マリノスのホームグラウンドでの試合開催や、ファン感謝デー等のイベント開催時に実施。(平成23年度実績、ファン感謝デー1回・公式戦1回)
横浜駅(横浜ジョイナス前)の献血会場では、赤十字とチームのエンブレムを記した天幕を掲出することで集客し、献血への関心を高め、献血者数を向上させ、1台あたり平均42.3人を45.0人に増加させる。	移動献血における献血PR	継続	県民および横浜F・マリノスFANの若年層層対象	随時		横浜駅西口献血ルーム	献血会場に赤十字とチームのエンブレムを記した天幕を掲出する。また、横浜駅西口献血ルームでのキャンペーン期間中は、献血者力者に選手のサイン色紙や各種グッズを記念品として提供する等により集客して実施する。
平成23年度以降も継続的(長期)実施とし、献血への関心を高め、献血者数を向上させ、若年層献血者数の比率を向上させ、若年層献血者数を302,212人の確保を目指す。	献血ルームにおける献血PR	継続	県民および横浜F・マリノスFANの若年層層対象	随時		横浜駅西口献血ルーム	横浜F・マリノスの支援により、ルーム内に選手のサイン入りユニフォームを展示したり、ルームの入口やルーム内をマスクキャラクターのスタッフ等で装飾することにより、ファンやサポーターの献血への関心を高め、定常献血場所には赤十字とチームのエンブレムを記した天幕を掲出する。
ファン感謝デー、公式戦へ可能な限りファン感謝デー(公式戦1回以上)に際し、若年層献血者数を302,212人の確保を目指す。	横浜F・マリノスの公式戦・ファン感謝デー会場における献血PR	継続	県民および横浜F・マリノスFANの若年層層対象	公式戦・ファン感謝デー開催時		ファン感謝デー会場、公式戦・ファン感謝デー会場	横浜F・マリノスのホームグラウンドでの試合開催や、ファン感謝デー等のイベント開催時に実施。(平成23年度実績、ファン感謝デー1回・公式戦1回)
川崎市内献血会場では、赤十字とチームのエンブレムを記した天幕を掲出することで集客し、献血への関心を高め、献血者数を向上させ、若年層献血者数を302,212人の確保を目指す。	移動献血における献血PR	継続	県民および川崎フロンターレFANの若年層層対象	随時		Jリーグ川崎フロンターレのホームタウンである川崎市内	献血会場に赤十字とチームのエンブレムを記した天幕を掲出する。また、川崎駅献血ルームでのキャンペーン期間中は、献血者力者に選手のサイン色紙や各種グッズを記念品として提供する等により集客して実施する。
川崎駅献血ルーム(定常献血場所)では、赤十字とチームのエンブレムを記した天幕を掲出することで集客し、献血への関心を高め、献血者数を向上させ、若年層献血者数を302,212人の確保を目指す。(※みずのくちルームは定常献血場所での天幕掲出)	献血ルームにおける献血PR	継続	県民および川崎フロンターレFANの若年層層対象	随時		川崎駅献血ルーム	川崎フロンターレの支援により、ルーム内に選手のサイン入りユニフォームを展示したり、ルームの入口やルーム内をマスクキャラクターのスタッフ等で装飾することにより、ファンやサポーターの献血への関心を高め、定常献血場所には赤十字とチームのエンブレムを記した天幕を掲出する。
ファン感謝デー、公式戦へ可能な限りファン感謝デー(公式戦1回以上)に際し、若年層献血者数を302,212人の確保を目指す。	川崎フロンターレの公式戦・ファン感謝デー会場における献血PR	継続	県民および川崎フロンターレFANの若年層層対象	公式戦・ファン感謝デー開催時		ファン感謝デー会場、公式戦・ファン感謝デー会場	川崎フロンターレのホームグラウンドでの試合開催や、ファン感謝デー等のイベント開催時に実施。
移動献血車を、湘南ベルマーレのチーム数(のぼり・旗等)等で装飾したり、横浜駅献血ルームでのキャンペーン期間中は、献血者力者に選手のサイン色紙や各種グッズを記念品として提供する等により集客して実施する。	移動献血における献血PR	継続	県民および湘南ベルマーレFANの若年層層対象	随時		平塚市を中心とした湘南地域の移動献血会場	移動献血車を、湘南ベルマーレのチーム数(のぼり・旗等)等で装飾したり、横浜駅献血ルームでのキャンペーン期間中は、献血者力者に選手のサイン色紙や各種グッズを記念品として提供する等により集客して実施する。
横浜駅献血ルーム(定常献血場所)では、赤十字とチームのエンブレムを記した天幕を掲出することで集客し、献血への関心を高め、献血者数を向上させ、若年層献血者数を302,212人の確保を目指す。(※みずのくちルームは定常献血場所での天幕掲出)	献血ルームにおける献血PR	継続	県民および湘南ベルマーレFANの若年層層対象	随時		横浜駅献血ルーム	湘南ベルマーレの支援により、ルーム内に選手のサイン入りユニフォームを展示したり、ルームの入口やルーム内をマスクキャラクターのスタッフ等で装飾することにより、ファンやサポーターの献血への関心を高め、定常献血場所には赤十字とチームのエンブレムを記した天幕を掲出する。

企画・実施者	実施内容	対象者	実施時期	回数	実施場所	実施内容
ファン感謝デー、公式戦へ可能な限り(1回以上)参加し、来年度献血計画302.212人の確保を目指す。	福岡ベルマールの公式戦ファン感謝デー会場における両陣PK	観戦者	来年度ファン感謝デー開催時期	1回	福岡ベルマールのホームグラウンドでの試合開催や、ファン感謝デー等のイベント開催時に実施。	
応募枚数 250枚	献血の絵ポスター展	小学生	夏休み期間中	1回	入賞作品の展示については、献血啓発ポスター展会場および県内各市町村献血センターにて実施。	県下の小・中学校に募集し、入賞作品の展示を実施。また、優秀作品を掲載したカレンダーを作成し、献血啓発・生体、献血協力等に配布する。(平成21年度応募枚数150枚・22年度は200枚)
放送回数は52回、のべ聴取者数約36万人に対して献血の啓発を実施し、献血への関心を高めようとする。来年度献血計画302.212人の確保を目指す。	FM3コマのFM3コマFM3の番組を活用した広報	一般市民・高校生・大学生のリスナー	毎週火曜日	52回	FM3コマ、スタジオおよび、献血会場等関係各所にて収録	毎週火曜日14時からFM3センターが提供している、地元FM放送局「FM3コマ」の番組を活用し、聴取者からの「ありがとう」のメッセージの放送や献血に関する情報等を放送する。(当該番組聴取率は約2%、約16万人のリスナー)
参加校数18大学(25団体)、来場者5,500人	福岡ボランティアフェスティバル(ボラフェス)の開催	一般市民 (FM3コマと併せての運用によりリスナーも対象)	10月中旬(※土曜日)	1回	「献血みなとみらい」地区のイベント会場(予定)	大学生(ボランティアクラブ・サークル)・社会貢献団体(ライオンズクラブ等)・ボランティア・サッカーチームの協力(出席)をいただき、ボラフェス会場としての献血を県民にアピールする。平成22年度実績 参加校数15大学(22団体)、来場者5,000人
献血未実施校のうちボラフェス参加校が所属する学校では、新規献血者数増加や、ホーム所在地や献血推進の広報を実施	ボラフェス参加校による自治体の献血推進	献血未実施校の学生(※献血未実施校以外の校での広報)	各所属献血センター等	随時	ボラフェス参加校の所属校	献血未実施校では、献血者増につながる広報を推進

② 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

※ 平成23年度においては、平成22年度まで実施した国際補助事業(青少年等献血ふれあい事業)も継続予定であることから、必ず同事業を実施すること。

平成23年度の献血目標	事業名	具体的な対策・事業内容					
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	内容(詳細に記載すること)	
参加者数 児童生徒200人、保護者150人	小中学生夏休み親子献血会	継続	小中学生と保護者	夏休み期間中	計20回開催	県センター(熊本)・県系県立西ロータリーの2会場	献血についての知識や献血について理解を深めるためのスライド学習・献血見学を実施(平成22年度実績:児童生徒181人、保護者128人)
各市町村で1校程度実施	出前献血教室	継続	小学生	随時	可能な限り実施	県内小学校	献血についての知識や献血について理解を深めるためのスライドを合わせた講話を実施

③ 企業等における献血の推進対策

平成23年度の献血目標	事業名	具体的な対策・事業内容					
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	内容(詳細に記載すること)	
新規参加20社(団体)	献血推進企業団体等から関係団体(新規)紹介	新規	献血推進企業団体等	随時	—	—	献血推進企業団体等から、関係企業・団体を新たに紹介いただく。
10団地程度	各工業団地企業への献血協力依頼	新規	各工業団地の組合加盟企業	随時	—	県内各工業団地	各工業団地関係者の紹介状(書)を活用する等、献血に協力をお願いしたい(または実施しているが小規模)工業団地の企業に出席し、献血協力を呼び掛ける。あるいは、献血推進委を併せてもらう。
新規協力(協賛)法人100社	組合ビル等での合同献血	継続	組合ビル内テナント各企業	随時	—	献血推進委ビルおよび、周辺各企業	都庁での献血推進委ビル等、献血推進委所属のテナント企業が複数ある地域で、同一ビル内および周辺各企業に協力を呼びかける。
献血協力団体一覽1,000部作成、新規企業等20社(団体)の獲得を目指す。	「献血協力団体一覽」の作成と配布	継続	献血協力企業及び団体(特に新規企業)	7月前後	年1回	—	献血協力企業及び団体(官公庁を含む)に配布し、グループ企業等関係団体の紹介をいただく。
献血推進団体の企業への出席20団体程度	献血推進団体の企業への出席	継続	ライオンズクラブ、ロータリークラブ、ソロボジスト協会等	随時	随時	献血推進団体の企業訪問	献血推進団体の例えの企業に出席し、献血推進の現状に関するスライド等を用いて、地域に根付いた献血推進活動への協力を依頼する。
記事先企業・団体掲載800社(団体)を目標とする	新聞(経済)企業への掲載	継続	新聞掲載企業・団体のうち、移動献血車導入団地増に対応可能な団体	随時	随時	献血推進時(行かせ時)	新聞掲載企業・団体(年間30~40社)のうち、移動献血車導入団地増に対応可能と思われる団体に、働きかけを行う。

④ 複数献血協力者の確保対策

平成23年度の献血目標	事業名	具体的な対策・事業内容					
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	内容(詳細に記載すること)	
40,000人の献血に対し年間献血者数増3,000人以上	県内で登録者の献血メーリングリストを登録者への送付	新規	メーリングリスト登録者の献血推進者	7月~8月	年1回	—	神奈川県内で献血推進者となっているメーリングリスト登録者への送付(「付きはがき(かもめ)」を活用し、効果的な委員の確保を行う。
年間必要予定 3,000人以上	新規献血推進者への献血協力依頼ハガキ送付	継続	新規献血(400ml)登録者	4月~3月	年45回	—	新規に登録いただいた献血推進者への献血推進協力依頼ハガキの送付
50,000人の献血に対し年間必要予定 5,000人以上	献血推進者へ新規献血メーリングリスト送付	継続	献血推進者への献血メーリングリスト送付	4月~3月	年20回	—	献血推進者への献血メーリングリスト送付
40,000人の献血に対し年間必要予定 16,000人以上	献血推進者へ企業献血への依頼ハガキの送付	継続	献血推進者への企業献血への依頼ハガキの送付	4月~3月	年45回	—	献血推進者への企業献血への依頼ハガキの送付
20,000人の献血に対し年間必要予定 2,000人以上	献血メーリングリストの送付	継続	献血メーリングリストの送付	4月~3月	年30回	—	献血メーリングリストの送付
複数献血協力者 70,000人の確保	複数献血協力者確保用ポイントカード(「D-D-ズート」)の発行	継続	全ての献血推進者	4月~3月	—	—	複数献血協力者確保用ポイントカード(D-D-ズート)の発行
年間献血目標の23,000人に貢献	複数献血協力者確保用献血カードの発行	継続	全献血協力者	4月~3月	—	—	複数献血協力者確保用献血カードの発行

⑤ その他

平成23年度の献血目標	事業名	具体的な対策・事業内容					
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	内容(詳細に記載すること)	
新規会員4,000人の確保	新規献血メーリングリストの送付	継続	献血協力者全員	随時対応	随時	—	献血協力の推進に、ポイントカード等で励みをおよぼす。
年間 26,000人の献血 4,000人の確保	年末年始対策ハガキ送付	継続	献血協力者全員	12/1~1/20 12/26~1/5	年1回	—	年末年始対策として献血メーリングリストの送付
15,000人の献血 1,200人の確保	ゴールデンウィーク対策献血依頼(4/28~5/4)	継続	献血協力者全員	4/28~5/4	年1回	—	ゴールデンウィーク対策として献血メーリングリストの送付
1回のキャンペーンで2,000人を確保し、年2回の献血を伸ばすこととする。のべ4,000人確保	新年度献血者確保キャンペーン	継続	献血推進者	4~6月	随時	—	新年度、新入社の献血推進者確保キャンペーンとして、各献血推進者等に働きかけを行う。
—	「献血メーリングリスト」の活用	継続	献血推進者	年4/1~5/31、秋:10/15~11/30	年2回	—	献血推進者への献血メーリングリストの活用
献血協力企業(団体)の継続的実施と、新規(浸透)企業団体の増加30社程度を目指す	関係機関等関係者及び市町村献血推進者	継続	関係機関等関係者及び市町村献血推進者	3月上旬	年1回	—	関係機関等関係者及び市町村献血推進者との連携

平成23年度に献血により受入れる血液の目標量を確保するための対策

新潟県 赤十字血液センター

① 若年層献血者確保対策

平成23年度の数値目標	事業名	具体的な対策・事業内容				実施時期	回数	実施場所	内容(詳細に記載すること)
		新規・継続	対象者	実施方法	備考				
18～29歳の献血者割合を30%以上にする	献血バス(バス)の取組	継続	大学生、専門学校生、高校生	4月～3月	6回	各大学、専門学校、高等学校等	前年度と同様に献血バスを配車して輸力を確保(平成22年度は34校で74台配車)、輸力量には、次期献血バスで輸力確保を行う。献血バス(バス)のPR(リーフレット)を配布する。		
同上	献血PRイベント	継続	新潟県民	平成23年7月 平成24年1月	2回	ショッピングセンターまたは献血ルーム	県民PRとタイアップして献血啓蒙活動を実施。若年層の人気のあるスポットを選び、献血への理解と輸力を確保する。		
同上	献血普及講演会	継続	大学生、専門学校生、高校生等	4月～3月	12回	各大学、専門学校、高等学校等	県、市町村と協力して講演会等の開催を行う。学校、学生、またはクラス単位で献血への理解を深めてもらう。DVD(ありが1つ、いい(賞)を1つ)、パワーポイント(献血の意義や献血の現状、献血者等)で献血の現状や必要性を訴える。献血の現状や準備等が記載された啓蒙リーフレットを作成して配布する。		
同上	献血推進活動への参加	継続	大学生、専門学校生、高校生	4月～3月	10回	イベント会場、街頭献血車等	学生ボランティア(約20名)を予定。イベント会場や献血会場等で献血のPR活動を実施。参加することで献血への理解を深めてもらい、献血輸力を確保する。		

② 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	実施場所	内容(詳細に記載すること)
50歳以上の献血者を3%増加させる		継続	50歳以上の県民	4月～3月			50歳以上の聴取率の高い地域ラジオ局を利用し、週末の献血会場の案内と献血協力への呼びかけを実施する。

③ 企業等における献血の推進対策

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	実施場所	内容(詳細に記載すること)
新規献血協力企業・団体を開拓し、10社増やす。		継続	県内の企業及び団体	4月～3月	適宜	各事業所等	県、市町村と協力し、新規協力事業所を訪問して献血実施の要請を行う(詳細については県と協議を行い実施する)。

④ 複数回献血協力者の確保対策

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	実施場所	内容(詳細に記載すること)
複数回献血者(平成21年度32%)の割合を35%まで増加させる	複数回献血者確保対策	継続	年1回の献血者	4月～3月			1. 電子メールによる及びはがきによる献血要請 2. 複数回献血者クラブの会員募集強化 3. 前回の献血から6ヶ月間協力の無い方(ハルム対象、約800名/月)へはがきで献血要請を行う。 4. 献血バス会場での協力者(アフィリエイト)PR(リーフレット)の配布や、新規加入会員へけんぽんグッズを配布するキャンペーン(7月～8月、1月～2月)の実施等により、献血の4,000名から7,000名まで会員を増やす。

⑤ その他

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	実施場所	内容(詳細に記載すること)

平成23年度に献血により受入れる血液の目標量を確保するための対策

新潟県 赤十字血液センター

① 若年層献血者確保対策

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	実施場所	内容(詳細に記載すること)
10代～20代の献血者を30%にする	献血セミナー	継続	短大・大学・専門学校生	4月～6月	6回	各学校	新入生対象に、400ml献血、血小版成分献血の必要性等を理解してもらい、献血輸力を確保する。
	ボランティアと連携するイベント	継続	特に若年層	6月、12月	2回	ショッピングセンター	告知用成償資料、はがき依頼、メール配信等により周知を図り実施する。
	いしよに献血キャンペーン	継続	短大・大学・専門学校生	4月～11月	10回	各学校	告知用成償資料、メール配信等により周知を図る。ボランティアによる両世代からの呼びかけを実施する。

② 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	実施場所	内容(詳細に記載すること)
親子で40回の参加	親子献血	継続	小学生・保護者	7月～8月	2回	献血センター	献血の意義を説明し、献血バス/血液センターの体験車及び献血車、非常災害出しを実施する。
	献血啓蒙	継続	小学生・中学生・高校生	8月	1回	青少年自然の家	PR(はがき)で献血啓蒙を行う。親子・パワーポイントを使用し実施する。展示用パネルも活用する。

③ 企業等における献血の推進対策

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	実施場所	内容(詳細に記載すること)
新規献血協力事業所10社増加(休職事業所の拡大)	献血協力企業推進	継続	事業所・団体	4月～3月		各事業所等	新規事業所の開拓、休職事業所の開拓等。

④ 複数回献血協力者の確保対策

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	実施場所	内容(詳細に記載すること)
複数回献血者を30%まで増加させる	複数回献血者確保対策	継続	年1回の献血者	4月～3月			①はがき及び電子メールによる献血要請 ②400ml献血者にキャンペーンカードを渡し、キャンペーン期間中に400ml献血に協力いただいた方に記念品を渡す。
複数回献血クラブ会員を1,500名にする	複数回献血協力者確保対策	継続	献血者	4月～3月			①会員募集イベントの実施 ②会員募集用のボランティア・PR、ポスターを作成する。 ③献血バス会場の会員募集を強化する。

⑤ その他

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	実施場所	内容(詳細に記載すること)
献血ルームで一日の平均血小版成分献血者を22名確保する	複数回献血協力者確保	継続	血小版献血者	4月～3月			①各分科・事業所等への協力要請 ②電話・はがき・電子メールでの協力要請 ③キャンペーンの実施 ④平日での献血協力者を各事業所に依頼する。 ⑤電話等で献血要請をするときに、男性の55歳以上の方に献血者変更届付文及び献血協力要請を併せて実施する。 ⑥セカ、マルチライナー、ホワイト等キャンペーンを実施する。

① 若年層献血者確保対策

平成23年度の数量目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	責任者の所属・事業内容	
						方法	内容(採録に記述すること)
10代、20代の献血率を前年同様に35%にする。	献血セミナー	継続	高校生及び大学生	6月2日、7月2日、10月2日、11月3日、3月1日	10回	血液センター及び各献血会場	献血に関する説明を電子受取のみならず献血とDND(WECAN献血)を上映して献血への関心と協力を頂くこととする。
10代、20代の献血率を前年同様に35%にする。 高血圧が0.1%以下で、146名 H23年度目標2,300名	高校献血の全校実施	継続	高校生	7月～2月	県内42校	各高等学校	少子化により生徒数が減少しているため、将来の献血者確保を図るために全高等学校での献血を実施する。
10代、20代の献血率を前年同様に35%にする。	大学献血の全校実施	継続	大学生	4月～1月	県内7大学	各大学	大学構内献血では大学の学生献血推進メンバーによる献血呼び込みと献血ルームの案内チラシを配布し、チームのリーダー育成を図る。
10代、20代の献血率を前年同様に35%にする。	17才男子の400ml献血推進強化	新規	奨励対象	5～6月	5回	県内5献血所	県内各献血所が主催する献血推進活動へ各高等学校から奨励対象に出発票を400ml献血の必要量を説明し、17才男子の400ml献血への関心と協力を頂くこととする。

② 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

平成23年度の数量目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	責任者の所属・事業内容	
						方法	内容(採録に記述すること)
10代、20代の献血率を前年同様に35%にする。	青少年等献血ふれあい事業	継続	小・中・高校生	6月、7月、8月、11月、3月	5回	血液センター及び献血ルーム	献血ルームの見学とDNDの上映を行い、献血に関する説明を行う。
10代、20代の献血率を前年同様に35%にする。	中学生への献血PR	継続	中学生	3月	県内95校	各中学校	県内全中学校の卒業式を対象者9,000人に卒業用パンフレットを配布する。
20代、30代の献血率を増加させる。		継続	各青年会館所メンバー	4月～3月	0回	各献血会場	各青年会館所の定期例会で献血推進部長からメンバーへ献血の周知を行い、メンバーは友人、知人へ献血電話等で呼びかけ広く頂くこととする。
20代、30代の献血率を増加させる。		継続	各中学校(習字、演劇、体育等)	4月～3月	8回	各献血会場	徒歩通学、各学校の課外スケジュールへ献血協力を入れて頂くように依頼する。

③ 企業等における献血の推進対策

平成23年度の数量目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	責任者の所属・事業内容	
						方法	内容(採録に記述すること)
献血協力企業・団体を10社増加させる。		継続	企業及び団体	4月～3月		各事業所等	県内各事業所等にも紹介を働き新規事業所の開拓を行う。
年1回の献血実施団体を年2回に増加させる。(5団体)		継続	企業及び団体	4月～3月		各事業所等	年1回の献血実施団体へ再度依頼する。
企業献血で200名を増加させる。	企業献血の推進	新規	企業及び団体	4月～3月		各事業所等	周知し、1事業所の献血者3,000名へセンターからダイレクトメールを入れる。
県内約30社の小規模事業所へ献血協力を呼び20社以上に献血率を記録させる。	小規模のきく献血	新規	企業及び団体	4月～3月		各事業所等	小規模事業所へ直接献血車を記録し一日に3ヶ所、4ヶ所の移動献血を行う。

④ 複数回献血協力者の確保対策

平成23年度の数量目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	責任者の所属・事業内容	
						方法	内容(採録に記述すること)
複数回献血協力者を32%までに増加させる。	複数回献血協力者確保対策	継続	献血年1回の献血者	4月～3月		はがき・電子メールによる協力依頼	都庁・ルームの献血者13,000名以上に呼びかけによる献血協力を昨年より多く行った10年の献血者2700名を目標とすることとする。
複数回献血協力者を32%までに増加させる。	複数回献血協力者確保対策	継続	企業献血者	4月～3月		複数回献血クラブ会員の募集を強化するためのクリアファイルを配布する。	会員の募集に対して記念品の頒布と多くの会員が登録されている血液センターの情報を参考にし、募集強化を図る。(H23:1月来発着者2,095名、H23年度来発着者3,000名)
複数回献血協力者を32%までに増加させる。	複数回献血協力者確保対策	新規	企業及び団体	4月～3月		はがき依頼と増発を行う。	1.周知し、1事業所の献血者3,000名へセンターからダイレクトメールを入れる。2.年1回の事業所に対し2回の献血実施を依頼する。3.小規模事業所へ直接献血車を記録する。

⑤ その他

平成23年度の数量目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	責任者の所属・事業内容	
						方法	内容(採録に記述すること)
献血ルームの献血者を300名増加させる。	献血ルームの複数回献血協力者の確保対策	継続	大学生等	4月～3月		ルームのチラシを配布	移動献血車の献血者並びに大学での献血者に対しルームのチラシ10,000枚を配布する。
献血ルームの献血者を300名増加させる。	献血ルームの複数回献血協力者の確保対策	継続	各事業所等	4月～3月		事業所への献血依頼	ルーム周知事業所へ定期的(春・夏・冬)に献血への依頼を行い100名以上に協力を頂くこととする。
400mlの献血率を83%にする。	17才男子の400ml献血推進強化	新規	高校献血	7月～2月		各高校を訪問し依頼する	県内42校を訪問し、チラシを添付して17才男子からの400ml献血を推進する。(H21年度高校献血17才男子共約400名からH23年度は400ml～200名以上に協力を頂くこととする。)

① 若年層献血者確保対策

平成23年度の数量目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						方法	内容(詳細に記載すること)
学生ボランティアによる街頭献血活動4会場を実施し、10・20代献血率は35%以上確保する。	学生献血キャンペーン	継続	若年層をターゲットとした街頭献血の実施	7月、12月	4	長野駅前 アピタ飯田店	学生ボランティア(20-30名)により行う。また食料品買付を作成し、献血車には学生が選択した記念品をプレゼントを行い、前年度の献血者を激励する。 ・献血後にアンケート調査を行い今後の献血推進の参考とする。 ・定期内(7月1日)に派遣を実施し定例派遣として定着を図る。(1回4名、年間2回実施) ・派遣日は基本的に派遣実施を記録したチラシを配布し、既来終了時に派遣車により献血車を運送に行き、 ・校内献血以外に年1回派遣を行い、指定献血の場所を覚えていただき今後の献血につなげる。(1回2名、年2回実施)
学生を200名派遣	学生の派遣	継続	高校生、短大生、専門学校生、大学生	4月-3月	25	長野県短期大学 長野工業高等専門学校 長野日大高等学校	・校内献血を実施していない大学や学校前、校内で指定献血の地盤の入ったティッシュを配布し指定献血へ献血を呼びかけた。(1回30名、年20回実施) ・校内献血を実施している学校では、キャンペーン用、血液不足時、校内献血実施時に、キャンペーン内容、不足血液量、献血受付時間の案内チラシを配布する。(1回500名、年10回配布)
指定施設での学生献血率を10%にする	学校前での啓発物配布	継続	高校生、短大生、専門学校生、大学生	4月-3月	30	指定施設近隣の学校	・校内献血を実施していない大学や学校前、校内で指定献血の地盤の入ったティッシュを配布し指定献血へ献血を呼びかけた。(1回30名、年20回実施) ・校内献血を実施している学校では、キャンペーン用、血液不足時、校内献血実施時に、キャンペーン内容、不足血液量、献血受付時間の案内チラシを配布する。(1回500名、年10回配布)
10・20代の献血率を25%にする。	献血セミナー	継続	学生(小・中・高・短大・大学・専門学校)	4月-3月	20	各校 血液センター	・献血を推奨していたため、学校の行事(文化祭・授業)に献血のビデオ上映、献血についての説明会を開催する。(10回) ・看護学生の血液センター見学に併せて献血事業の説明、献血に協力いただく。(10回)

② 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

平成23年度の数量目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						方法	内容(詳細に記載すること)
土曜・休日の街頭献血実施年120回	幅広い年代の受入	継続	企業内献血をしない方	4月-3月	大型スーパー 福し物会場	・買い物が多い大型スーパー、英会話の多い福し物会場で街頭献血を実施し、小規模企業、大学、短大等献血車が巡回していない人を対象とし献血をお願いする。 ・月10回程度実施し、年間120回を目標とする。	
60歳以上の献血率を5%増加させる	60代増加	新規	60歳以上献血者	4月-10月	2	各献血会場	・60歳を過ぎて後年献血協力がない方の検査をし、献血依頼ははがきを送付する。(約1500名程度) ・平成18年度以降60代以上の献血者が増加傾向にあるので、更に平成21年度の60代以上の献血率は5.7%から6.2%に増加を目標とする。

③ 企業等における献血の推進対策

平成23年度の数量目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						方法	内容(詳細に記載すること)
新規企業10社実施	新規協力企業の確保	継続	100名規模の企業	4月-3月	各事業所等	・従業員100名以上の企業が約800社程度あるが献血をされていない企業約100社のうち20名以上献血に協力いただける企業の献血を実施する。(年間7社) ・従業員100名未満の企業が15名程度献血いただける企業の献血を実施する。(年間5社)	
休止企業10社実施	休止企業の協力依頼	継続	3年以上休止している企業を訪問し実施する。	4月-3月	各事業所等	・平成20年以降献血を実施していない企業の200社の内、再度献血を依頼できそうな企業に対し依頼する。 ・少なくとも年間10社程度の休止企業に再度献血を促す。	

④ 複数回献血協力者の確保対策

平成23年度の数量目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						方法	内容(詳細に記載すること)
メールによる献血協力者1,000名、応募率20%	複数回献血クラブ会員	継続	複数回クラブ会員	4月-3月	40	メールによる協力依頼 各献血会場において複数回献血クラブ会員の募集を強化する	・22年度複数回献血クラブ会員数を7,000名に増加させる。 ・月2回の定例、血液不足時メール配付とし、5,000名に依頼し、1,000名の献血者を確保する。
はがきによる献血依頼2,000名、応募率10%	過去の献血者から一定期間未献血者	継続	過去の献血者、献血量減少者	4月-3月	24	はがきによる協力依頼	・1年以上献血していない方を中心に献血を依頼する。 ・年間20,000名の方に献血の依頼を行い、このうち10%、2,000名の献血者を確保する。

⑤ その他

平成23年度の数量目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						方法	内容(詳細に記載すること)
午前開催の90%確保	午前の血小販確保	継続	血小販献血協力者	毎日	56	キャンペーン 依頼 指示 派遣	・午前中の血小販確保のためキャンペーンを年2回実施し、血小販を確保する。 ・依頼時(ハガキ・メール)は午前中の協力依頼を依頼し、月2回増設依頼を行い午前中の血小販確保を行う。 ・午前中の血小販確保の必要性を提示し午前中の確保を増やす。 ・市町村職員を午前中に派遣し血小販献血をしていただく。(年30回、100名を確保する。)
指定施設での計画確保	指定施設献血者確保	継続	企業・短大・専門学校	4月-3月	50	献血者派遣	・血小販確保、血液確保を目的に定期派遣を年40回行う。 ・血液確保の不足時に派遣できる企業を10団体まで増やし不足時に派遣を行う。

① 若年層献血者確保対策

Table with 7 columns: 平成23年度の数値目標, 事業名, 新規・継続, 対象者, 実施時期, 回数, 具体的な対策・事業内容. Content includes '若年層(10代・20代)の献血率を30%にする' and '若年層献血セミナー'.

② 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

Table with 7 columns: 平成23年度の数値目標, 事業名, 新規・継続, 対象者, 実施時期, 回数, 具体的な対策・事業内容. Content includes '親子献血セミナー(参加者200名)' and '出前セミナー(参加者500人)'.

③ 企業等における献血の推進対策

Table with 7 columns: 平成23年度の数値目標, 事業名, 新規・継続, 対象者, 実施時期, 回数, 具体的な対策・事業内容. Content includes '新規・休職団体献血実数50社'.

④ 複数回献血協力者の確保対策

Table with 7 columns: 平成23年度の数値目標, 事業名, 新規・継続, 対象者, 実施時期, 回数, 具体的な対策・事業内容. Content includes '複数回献血者を35%まで増加させる'.

⑤ その他

Table with 7 columns: 平成23年度の数値目標, 事業名, 新規・継続, 対象者, 実施時期, 回数, 具体的な対策・事業内容. Content includes '400mL献血率20%' and '移動献血における1機あたり1時間の確保率向上'.

① 若年層献血者確保対策

Table with 7 columns: 平成23年度の数値目標, 事業名, 新規・継続, 対象者, 実施時期, 回数, 具体的な対策・事業内容. Content includes '10代・20代の献血率を25%にする' and '若年層ペーパー献血キャンペーン'.

② 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

Table with 7 columns: 平成23年度の数値目標, 事業名, 新規・継続, 対象者, 実施時期, 回数, 具体的な対策・事業内容. Content includes '親子献血率を200人に増やす' and '「パパママ献血しようよ!」キャンペーン'.

③ 企業等における献血の推進対策

Table with 7 columns: 平成23年度の数値目標, 事業名, 新規・継続, 対象者, 実施時期, 回数, 具体的な対策・事業内容. Content includes '成分献血協力団体を新規10団体増やす' and '3年以上休職状態の献血協力団体20団体の復活'.

④ 複数回献血協力者の確保対策

平成23年度の数値目標	事業名	具体的な対策・事業内容					内容(詳細に記載すること)
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法	
複数回献血クラブ会員を入会依頼ハガキで500名増加させる	複数回献血者確保対策	新規	複数回献血クラブ未加入者	通年	12	QRコードを印刷したハガキの郵送	毎月、郵送届出で献血した複数回献血クラブ未加入者にQRコード入りの加入依頼ハガキを送り、複数回献血クラブへの参加を促す。
新規献血(キャンペーンイベント開催時)にメールによる献血要請で応答者数を500人にする	"	継続	複数回献血クラブ会員	通年		メールによる献血依頼	複数回献血での献血キャンペーン等における献血への参加を促すために、地域別に複数回献血クラブ会員を対象に依頼を行う。
災害による献血依頼で応答者数を年間2000人にする	"	継続	県内在住の成分献血者	通年	12	災害による献血依頼	指定施設での成分献血を誘導するために、誕生日の成分献血者等に依頼票を送る。
年1回実施企業を年2回実施 7企業	"	継続	企業職員	通年	30	企業団体の理解を得て企業職員に献血説明会	複数回献血キャンペーンを軸に展開する。担当者へは、今後の血液不足等を丁寧に説明する。
年2回実施企業を年3回実施 5企業	"	継続	企業職員	通年	20	企業団体の理解を得て企業職員に献血説明会	複数回献血キャンペーンを軸に展開する。担当者へは、今後の血液不足等を丁寧に説明する。

⑤ その他

平成23年度の数値目標	事業名	具体的な対策・事業内容					内容(詳細に記載すること)
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法	
成分献血登録者100人/月を目標に募集する		継続	成分献血未登録者	通年		移動献血の会場において、献血者の見直しを行う	移動献血会場において、献血終了後の休養中に成分献血の説明を行い、必要後登録者及び見直しの記入を依頼する。
血液センター一帯りで100人確保		新規	近隣住民等	年度内	1	見直りの一つとして行う	血液センターのPCR、バス施設の見学・記念写真・土産等

平成23年度に献血により受入れる血液の目標量を確保するための対策

滋賀県 赤十字血液センター

① 若年層献血者確保対策

平成23年度の数値目標	事業名	具体的な対策・事業内容					内容(詳細に記載すること)
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法	
高校献血を新たに3校以上実施	高校献血	新規	高校生	4月~3月	5	県内高等学校	現状6校の実施であり全ての学校で400mL献血の基準がある生徒には依頼してはならない。学校の方針が400mL献血は生徒の希望により可能とする高校を対象とし、3校キャンペーン会場(8月の2重集)が上級。献血の必要性や知識を伝える。また献血グッズが当たる抽選会などを実施して若者が寄り戻りやすい工夫をする。
献血セミナーを開催 各キャンペーン会場に50名	献血セミナー	新規	高校生~大学生	4月~12月	3	県内献血キャンペーン会場	

② 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

平成23年度の数値目標	事業名	具体的な対策・事業内容					内容(詳細に記載すること)
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法	
小学生~高校生を400名募集 引率登録者を200名募集	若年層向け体験学習	継続	小・中学生及び保護者	7月	1	県内市内献血会場	献血会場近くから近い時期に県内県内で献血クイズや献血についての勉強会を開催する。(随時実施)

③ 企業等における献血の推進対策

平成23年度の数値目標	事業名	具体的な対策・事業内容					内容(詳細に記載すること)
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法	
新規実施機 10社	新規献血団体増強	継続	県内企業	4月~3月	20	滋賀県内	新規献血協力団体を10社以上増やす

④ 複数回献血協力者の確保対策

平成23年度の数値目標	事業名	具体的な対策・事業内容					内容(詳細に記載すること)
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法	
20団体 200名の増加	献血団体の年間実施回数増加依頼	継続	企業・団体等の献血団体	4月~3月	随時	毎月の記事計画と連携して随時に依頼	年1回の実施先に対し年2回の実施を依頼し、20団体平均10名の増で200名を目標

⑤ その他

平成23年度の数値目標	事業名	具体的な対策・事業内容					内容(詳細に記載すること)
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法	
応募者数(実協力者)3,000名	メールはがきによる献血依頼	継続	新規会場等の既協力者	4月~3月	毎月随時	メールはがきにより献血依頼-依頼をする	協力者の目標は、メールでは1,000名以上、はがきでは2,000名以上
新規登録者200名以上	郵送等によるメール会員募集	継続	指定施設等の既協力者	4月~3月	毎月随時	2024年より新規登録者を募集する	指定施設への献血依頼に併せて200名の新規登録を目標にメール会員の募集を行う

① 若年層献血者確保対策

平成23年度の取組目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						予定場所	内容(詳細に記載すること)
若年層(16~29歳)の献血者構成比を15%まで上昇させる	献血セミナー	継続	京都府立第一高等学校 専門学校新入生	4月	1	日本赤十字社京都府支部	献血事業に関する講演を実施し、献血への理解を深めてもらい、献血推進をいいたく、参加者40人。
"	献血セミナー	継続	京都府青少年赤十字高校 学生メンバー協議会	5月と2月	2	血液センター 日本赤十字社京都府支部	献血事業に関する講演を実施し、献血への理解を深めてもらい、献血推進にご尽力をいただく。参加者延40人。
"	献血セミナー	継続	京都市成人式来場者	1月	1	京都市勧業館	はたちの献血キャンペーンの一環として献血のPR。 けんけつちゃんと一緒に献血決定・写真撮影。献血推進用DVDの放映。来場者5,000人以上。
"	献血セミナー	継続	高校生	9月	1	京都府立北嵯峨高等学校	学園祭でけんけつちゃんと一緒に献血決定。参加者300人以上。

② 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

平成23年度の取組目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						予定場所	内容(詳細に記載すること)
親子で40人以上の参加	献血セミナー 「たじろ血液体験会」 「たじろ献血会」	継続	小学校高学年とその親子	7~8月	6	献血ルーム 日本赤十字社京都府支部	献血の意義等の勉強会 献血Oメケイス 献血2級検定
100人以上の参加	献血セミナー	継続	京都府青少年赤十字センター トレーニングセンター参加者 (小・中学生)	8月	1	アクトハル宇治	献血の意義等の勉強会 献血ウルトライズ
300人以上の献血協力	献血セミナー 「高校生だよ!! 献血キャンペーン」	継続	京都府内の高校3年生 (卒業予定者)	1~3月	1	献血ルーム 移動献血車	高校卒業予定者へのリーフレット配布
1試合あたり50人以上に検定	献血セミナー	継続	来場者の親子	4~10月	8	京都アストドリームス主催 試合会場	日本女子プロ野球チームとコラボレーションした献血推進。けんけつちゃんと一緒に試合会場で献血決定。
1開催あたり100人以上に検定	献血セミナー	継続	行政主催のふれあいまつり 参加者の親子	4~11月	6	ふれあい実行委員会実施会場	行政とコラボレーションした献血推進とけんけつちゃんと一緒に献血決定
1開催あたり100人以上に検定	献血セミナー	継続	ゆるキャラ等イベント参加者の親子	通年	4	各実行委員会実施会場	実行委員会とコラボレーションした献血推進とけんけつちゃんと一緒に献血決定
児童、保護者併せて60名参加	Kid's献血検定	継続	小学4~6年生	H23年7月末頃	1	献血ルーム京都駅前	献血に関するセミナーとルーミー見学会を開催し、献血への理解を深めてもらう。また、参加された児童等には献血協力をいただく。献血説明用パネル等を使用する。

③ 企業等における献血の推進対策

平成23年度の取組目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						予定場所	内容(詳細に記載すること)
ロゴマークの配布目標41社(団体)	献血協賛企業活動 推進対策	継続	企業及び団体等	4月~3月		各事業所・団体等	独自のお問い合わせや説明資料を作成し、それを用いて献血協賛企業等の募集を行う。
新規献血協力企業・団体等を5社・団体を目標に増加させる。	献血協力企業・団体 増加対策	継続	企業及び団体等	4月~3月		各事業所・団体等	新規企業・団体等の開拓を行う。
企業・団体等における年間献血回数協力の3社増加させる。	献血協力企業・団体 増加対策	継続	企業及び団体等	4月~3月		各事業所・団体等	既協力企業・団体等に対して依頼をする。

④ 複数回献血協力者の確保対策

平成23年度の取組目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						方法	内容(詳細に記載すること)
複数回献血者の割合を献血者全体の35%まで上昇させる。月1回の定期メール献血案内で応答率16%を目指す。	複数回献血協力者 確保対策	継続	複数回献血クラブ会員	4月~3月	12	献血要請メール送信	毎月1回、登録会員に協力要請メールを送信する。
"	複数回献血協力者 確保対策	継続	複数回献血クラブ会員	4月~3月	12	情報提供メールの送信	毎月1回程度、全員にメールで献血推進の情報を提供し、献血への関心の持続をはかる。
"	複数回献血協力者 確保対策	継続	複数回献血クラブ会員	10月~12月	8	献血推進事業の実施 (37万検定)	会員の健康増進を図り、献血への意識をさらに高めることを目的として、専門家による健康相談を実施する。1回あたり20人の参加。
"	複数回献血協力者 確保対策	継続	複数回献血クラブ会員	3月	1	講演会の実施	複数回献血と健康増進に関する意識をさらに向上させることを目的として実施する。35人の参加。
新規登録目標数を年間1800人とする。	複数回献血協力者 確保対策	継続	全献血者	4月~3月	1	献血Friends会員募集リーフレットの作成、 情報誌等の作成	複数回献血クラブの会員増加をはかるため、とくに大学・卒業生での募集推進を強化する。また、募集する際の意識を高め、高関心メンバーをつくるため、年に6回の意識強化通信を放送する。
応答率20%	複数回献血協力者 確保対策	継続	6か月前、10か月前の献血者	4月~3月	12回	ハガキによる要請	6か月前、10か月前の400mL献血者の献血にはがきにより献血の要請を行う。
再来所率 献血ルーム分40%、一部の前期献血者から献血ルームへの来所率20%	複数回献血協力者 確保対策	一部継続	献血ルームでの400mL献血者(一部の前期献血者を含む)	4月~H24.4月	男性3回 女性2回	キャンペーンカードの配布	献血ルーム(一部の前期献血者を含む)での400mL献血者にキャンペーンカードを配付し、次回も献血ルームでの400mL献血を依頼し、次回受付時にキャンペーンカードと引き換えに記念品を送る。

⑤ その他

平成23年度の取組目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						方法	内容(詳細に記載すること)
応答率20%	お誕生日キャンペーン	新規	誕生日月の献血者	4月~3月	12回	ハガキによる要請	誕生日を過ぎた献血者にハガキにより献血の要請を行い応答率には記念品を送る。
応答率20%	リターン献血キャンペーン	新規	H18年度~H22年度の献血者	11月~3月	5回	ハガキによる要請	H18年度~H22年度の協力者で、献血間隔が長い献血者にはハガキにより献血の要請を行い、記念品を送る。

平成23年度に献血により受入れる血液の目標量を確保するための対策

大阪府 赤十字血液センター

① 若年層献血者確保対策

平成23年度の数量目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
10~20歳代の献血を25%まで引き上げる (H21年度は22.4%)	献血セミナー	継続	高校生、専門学校生	7月~1月	5回	血液センター 高校生を対象とした献血セミナーを血液センターで開催、専門学校生にはセミナー及び献血プラクティス体験学習を実施。
10~20歳代の献血を25%まで引き上げる (H21年度は22.4%)	指定施設における若年層の200mL献血の積極的な受入れ	新規	10~20歳代の若年層	4月~3月		指定施設において、若年層を中心として、200mL献血を受入れる。(H21年度は3,700人等の予定)

② 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

平成23年度の数量目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
小学生やその父兄内付の見学会の参加 (1,200名)	おもしろセミナー	継続	小学校低学年とその父兄	7月~8月	1回	血液センター 小学校低学年層とその父兄を対象にクイズ形式の講話や施設見学を実施する。

③ 企業等における献血の推進対策

平成23年度の数量目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
新規協力企業(団体)の確保 (60社)	海外活動	継続	企業・団体	4月~3月		移動献血車 推進団体の協力を得、団体献血に取り組み企業団体を増やす。

④ 複数回献血協力者の確保対策

平成23年度の数量目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
ハガキによる応募率が10%以上にする	依頼ハガキ	継続	献血協賛者	4月~3月		応募者キャンペーンの実施 応募者に対する記念品を作成する
新規Eメール会員の獲得数、年間1万人	けんけつEメール会	新規	献血協賛者	7月~3月		新規Eメール会員獲得キャンペーンの実施 新規Eメール会員者に記念品を贈呈するキャンペーンを実施

⑤ その他

平成23年度の数量目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法

平成23年度に献血により受入れる血液の目標量を確保するための対策

兵庫県 赤十字血液センター

① 若年層献血者確保対策

平成23年度の数量目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
400名以上	若年層献血セミナー	継続	小中高校及び大学など	4月~3月	4回以上	各学校及び血液センター 両者の安定的な献血者確保に資するため、幅広い年齢層を対象にH22年度実績である4回(大学生対象2回、高校生2回)以上の実施を目指し、新たな実施校の開拓を行う。
県内の高校2~3年生全員	17歳の献血キャンペーン	新規	高校2~3年生	4月~3月	1回	県内高等学校 献血推進委員会に準じ、今年度まで実施していた「17歳の献血キャンペーン」から移行。県内50,000人(H21年度実績)以上の高校2~3年生を対象に献血開始の拡大を図る。

② 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

平成23年度の数量目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
320人以上	青少年等献血ふれあい事業	継続	小中高校生(保護者含む)	4月~3月	多頻	血液センター等 各団体協賛者(保護者含む)を推進し、献血の必要性及び重要性を学ぶ機会を創出し将来の献血者を育成する。
100人以上	夏休み子ども見学会	継続	小学生	7~8月	1~2回	血液センター 献血についての講話・施設見学・本社から提供されたDVD鑑賞等。団体については、希望者数に応じも(H22年度実績100名)。

③ 企業等における献血の推進対策

平成23年度の数量目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
124団体	献血協賛企業等推進事業	継続	企業・団体	4月~3月	150回	企業・団体 管内の協賛企業・団体を訪問し、ロゴマークを配布する。

④ 複数回献血協力者の確保対策

平成23年度の数量目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
複数回献血者数に対する年2回以上の献血者数の割合を27%を目指す。	複数回献血協力者確保対策	継続	年1回の献血者	4月~3月		はがき・封筒による献血依頼 年1回の献血者10万人に対し、はがきや封筒による複数回の献血協力依頼をする。

⑤ その他

平成23年度の数量目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
医療機関からの需要に応じたため200~400mL献血を行い、400mL献血を1層推進する。 (200mL献血約4,000名/400mL献血約15%)	400mL献血推進	新規	全県献血者	4月~3月		1. テラシ、電圧、パルコン(モバイル)の活用 2. キャンペーンの実施 1. 200mL献血の必要量と400mL献血の必要性のテラシ、電圧等の資料の活用と献血会場での200mL献血状況のリアルタイム表示 2. 複数回献血者数をPRするキャンペーンを実施

① 若年層献血者確保対策

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						予定場所	内容(詳細に記載すること)
年2回献血、参加50人	セミナー開催	継続	高校生、専門学校生、短大生、大学生、社会人	4月～3月	2	血液センター	献血の現状
年10校献血実施	高校献血	新規	高校生	4月～3月	10	各高校	高校生への普及啓発
献血者数全体の5%増(17校対象) 上記(高校献血含む)	大学・短大献血	新規	大学、短大生	4月～3月	25	各大学・各短大	大学生、短大生の普及啓発

② 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						予定場所	内容(詳細に記載すること)
300人以上の参加	献血まるわかりゼミ	継続	小学生	7月～8月	6	血液センター	小学生への献血知識向上

③ 企業等における献血の推進対策

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						予定場所	内容(詳細に記載すること)
24社登録	新規開拓	継続	企業及び団体	4月～3月	24	各事業所等	新規献血協力企業・団体の確保
12社登録	休眠開拓	継続	企業及び団体	4月～3月	12	各事業所等	休眠事業所・団体の再開の働きかけ

④ 複数回献血協力者の確保対策

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						方法	内容(詳細に記載すること)
平均年間献血回数1.3回	複数回献血キャンペーン	継続	400mL献血可能者	4月～3月		カード配布	移動献血車にて400mL献血を2回以上協力
400mL献血協力者の5%	複数回献血キャンペーン	新規	400mL献血可能者	4月～3月		チラシ・カード配布	移動献血車にて400mL献血者に成分献血をチャレンジ協力

⑤ その他

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						方法	内容(詳細に記載すること)
年4回実施	固定複数献血者の増加	新規	献血希望者	4月～3月	4	ホームページとメールを併用し案内	ウィークデイに実施し、記念品を贈呈

① 若年層献血者確保対策

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						予定場所	内容(詳細に記載すること)
キャンペーン中の16歳～29歳の若年層献血者数を30%にする	学生献血推進協議会主催キャンペーン	継続	若年層を中心とする献血者	7月～2月	7回	県下一円	カーキキャンペーン、クリスマスキャンペーン以外に県内若年層学生献血推進センター(仮)を開設し、県下5府で献血車の記事並びに学生による若年層を中心とした献血の呼びかけを実施する。
高校生の献血者数を1000人にする	高校生献血学習	継続	高校生	通年	未定	県下一円	職員・外部講師による献血講座を実施し、後日の校内献血または校外での献血参加意識を高める。
4校でセミナー実施 受講者約600人	若年層献血セミナー	継続	大学生、専門学校生	通年	3回	大学、専門学校	大学(2校)、専門学校(2校)で場所を確保し、講演・展示を行う。

② 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						予定場所	内容(詳細に記載すること)
60歳以上の献血者を10%にする		継続	60歳以上の住民	4～3月			高齢者は高齢者が多く、若者が少ない県である。60歳以上の献血可能者(特に60～64歳)1,500人に献血の案内を送り、献血を促すことにより献血可能年齢の基盤を固め、高齢者の献血を増やす。
血液管理センター見学を実施にあたり、各新聞社へプレスリリース、県センターホームページへ掲載し希望小学生40人以上募集	青少年献血ふれあい事業	継続	小学生	7～8月	2回	血液管理センター(播磨山)	小学生に献血に興味を持ってもらい、将来の献血につながる。また、関係の保護者の方にも改めて献血について認識していただき、献血に参加をお願いする。
関係施設への協力依頼及び各新聞社へのプレスリリースを行い100人の参加者確保	青少年献血ふれあい事業	継続	小学生を中心とする子供達	9～11月	2回	観音寺、小学校	献血車見学、成材体験と説明により献血に関心を持ってもらう。

③ 企業等における献血の推進対策

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						予定場所	内容(詳細に記載すること)
新規企業・団体5社獲得	新規献血協力企業の開拓	継続	企業・団体	通年			県、各市町村担当者から事業所・団体の情報をいただき共に献血協力へのアプローチを行い新規事業所・団体の開拓を行う。

④ 複数回献血協力者の確保対策

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						方法	内容(詳細に記載すること)
1,000人の複数回献血クラブ新規加入	複数回献血協力者確保対策	継続	複数回献血クラブ未加入者	通年	随時	献血会場	献血時、クラブの入室案内のチラシを渡し説明する。特にメールの届いていない、若くは年層にターゲットを絞って積極的に勧誘してみる。
応募者7,360人(応募率8%) ハガキ検閲後68万人 メール送付6回	複数回献血協力者確保対策	継続	献血者(過去3年) 複数回献血から一定期間未献血者	通年	随時	電子メール・ハガキによる案内・依頼	ハガキ7万通(過去3年間献血していた方より検閲) メール12,000人(2000人×6回)献血のイベント要請時に会員に呼びかける) 複数回献血より一定期間未献血者にハガキで依頼
180人に複数回献血 継続検閲:ルーム3回、120人・バス3回、60人	複数回献血	継続	献血者、献血不連続者	通年	6回	献血会場	献血者、献血不連続者に動員強化測定や献血相談を行うことにより献血のアドバルーンに関心を持ってもらい、次回献血に繋げる。

⑤ その他

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						方法	内容(詳細に記載すること)
講演回数10回 うち7校・団体の献血実施、受付数100～300人	献血出張講座の実施	継続	小・中学校(児童を含む) 高校・大学・専門学校・団体	通年	10	講演の実施	講演を行うことにより献血に関心を持っていただき、今後の献血に繋げる。

① 若年層献血者確保対策

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						実施場所	内容(詳細に記載すること)
年間12回開催し、参加者400人を確保とする。	献血セミナー	継続	小・中学生及び保護者、大学生、県・市派遣採用職員	4月～3月	12回	血液センター 県庁 鳥取大学	献血に関するセミナーを開催し、献血への理解を深めてもらい、献血協力をいただく。セミナーは年間12回とし、パワーポイントを使用する。
キャンペーン期間中の10代20代の構成比を30%以上にする。	若年層献血キャンペーン	継続	高校生及び大学生	4月～3月	6回	献血協定施設 移動献血車	毎週の日、次の日やハルゲンライン等の時期を活用し、チラシ等を配布することにより献血の必要性を喚起していただく。
18歳から29歳までの協力者の目標を年間10,000人とする。	若年層に対する献血啓発の強化	継続	18歳から29歳の若者	4月～3月	48回	献血協定施設 移動献血車	はがきやメールにより、献血の協力を呼び掛ける。

② 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						実施場所	内容(詳細に記載すること)
80歳以上の全血献血者を5%増加させる。	献血者確保対策	新規	80歳以上	4月～3月	12回	献血協定施設	はがきで献血の協力を呼びかける(200名程度)
50歳以上の男性成分献血者を20%増加させる。	献血者確保対策	新規	54歳以上の男性	4月～3月	12回	献血協定施設	はがきで献血の協力を呼びかける(200名程度)
10代の男性400mL献血者を30%増加させる。	献血者確保対策	新規	17歳の男性	4月～3月		移動献血車	学校を訪問し、周知を図る。(15校)

③ 企業等における献血の推進対策

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						実施場所	内容(詳細に記載すること)
5社の増加	緊急要請可能な企業との連携	継続	献血協定施設近隣企業	4月～3月		献血協定施設	新規事業所の開拓を行う。
10社の増加	休職企業・団体の配車の方法等の拡大	継続	献血協定施設より献血協定できない企業・団体	4月～3月		献血協定施設の周辺事業所	休職企業の開拓を行う。
協力企業・団体500社	事前推進の取組	継続	献血協力企業・団体	4月～3月		県内献血協力企業・団体	血液の現状を周知するチラシを事前に持参し、周知を図る。
献血推進活動回数12回増やす	パイオニアクラブ等の巡回強化	継続	献血推進協力団体	4月～3月	24回	県内献血推進協力団体	団体主催の事業や学習会等に積極的に出向き、現状を説明し、理解を求め実施依頼を増加していく。

④ 複数回献血協力者の確保対策

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						実施場所	内容(詳細に記載すること)
応答率が30%以上とする。	複数回献血協力者確保対策	継続	献血推進クラブ会員	4月～3月	24回	電子メールによる協力依頼	会員に対し、電子メールにより複数回の献血協力依頼をする。
応答率が30%以上とする。	新規献血者の協力者確保対策	継続	献血推進クラブからの一定期間の未献血者	4月～3月	12回	はがきによる依頼	はがきで献血の協力を呼びかける(1名増100名程度)
10企業・団体の増加	企業・団体の年間回数の増加	継続	年1回実施の企業・団体	4月～3月	随時	年1回実施の企業・団体を訪問する	血液の現状を説明することにより、理解を求め年間実施回数の増加を図る。
新規会員500人の登録	新規登録者の確保対策	継続	献血推進クラブ会員	4月～3月	随時	各献血会場において献血推進クラブ会員の募集を強化する	献血推進クラブ中・大生における献血時には、募集の強化を行う。

⑤ その他

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						実施場所	内容(詳細に記載すること)
午前中の血小版献血協力者を15人に増加させる。	午前中の成分献血者の確保	継続	成分献血者	4月～3月	2,500回程度	電話による募集 予約制の導入	400mL献血協力者にも説明し、成分献血協力者の開拓を図る。 予約制を導入することにより、安定した確保を行う。

平成23年度に献血により受入れる血液の目標量を確保するための対策

広島県 赤十字血液センター

① 若年層献血者確保対策

平成23年度の取組目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						予定場所	内容(詳細に記載すること)
親子あめた参加希望者250名以上	なるほど献血教室	継続	小学校高学年とその保護者	平成23年7月後半～8月前半	6回	広島県赤十字血液センター・日本赤十字社広島県支部	小学4～6年生とその保護者を対象に、血液センター・夏休みに開催、親子あめたの献血者増進に努めるとともに保護者への献血協力を促す。実施方法は広島市内及びその周辺の小学校高学年を主に対象にチラシ配布、また県内の広域献血センター等で実施を行う。見学会には献血資料や「V」ポイントを配布する。
訪問献血12校	献血教室	継続	高校献血実施校員17大学・短大・専門学校生	平成23年4月～平成24年3月	随時	各学校	献血実施校の生徒を対象とし、献血の必要性を説明、その後の校内献血への参加を促す。
受入校数5校	職場体験学習	継続	県内中学生	平成23年4月～平成24年3月	随時	広島県赤十字血液センター	中学校が「ケイラム」の職場体験学習を積極的に導入し、参加生徒に献血の必要性を訴え親友の献血者確保に努める。
10代～20代の献血者を27%にする。	献血セミナー	継続	大学生(短大生含む)	平成23年4月～平成24年3月	2回	広島県赤十字血液センター	献血に関するセミナーを開催し、献血への理解を深め、献血協力、呼びかけ、普及の協力をお願いする。
10代の献血者を4%とする。	高校生等予定者献血広域資料配布	継続	高校生(卒業予定者)	平成24年1月	1回	各学校	卒業予定の高校生に献血に関する広域資料を23000部配布する。日頃から「献血」が身近に感じられるよう、また卒業後も献血に関心を持ってもらうため、10代の献血者を4%を目標とする。

② 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

平成23年度の取組目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						予定場所	内容(詳細に記載すること)
54歳以上の血小板成分献血者に対する献血依頼率30%の達成率を確保する		新規	54歳以上の血小板献血者(血小板献血者)	4月	1回	血液センター	献血者の重要性を、54歳以上の血小板献血者の方へハガキでお知らせし、引き続き協力のお願いをします。対象は20年1月以降の血小板献血者で23年3月末現在54歳以上の約700名。情報提供や献血依頼を行うことにより、対象者の約30%(210名)から血小板献血に協力いただく。

③ 企業等における献血の推進対策

平成23年度の取組目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						予定場所	内容(詳細に記載すること)
新規献血事業所10団体確保	新規協力団体確保対策	継続	献血未実施団体	4月～3月	随時	各事業所等	新規事業所の開拓を行う。

④ 複数回献血協力者の確保対策

平成23年度の取組目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						方法	内容(詳細に記載すること)
複数回献血者確保目標人数5,483人	複数回献血クラブ会員募集	継続	複数回献血クラブ未登録者	平成23年4月～平成24年3月	随時	複数回献血クラブ登録活動	複数回献血クラブ登録活動、リーフレットの作成・配布と職員による勧誘。
メール契約申込率15%を目標	複数回献血クラブ会員募集	継続	複数回献血クラブ会員	平成23年4月～平成24年3月	1回以上	登録者への献血依頼メール配信	これまで不足分のみ配信していた献血依頼メールを1回以上配信する。タイムズは月間とし、今後の改善を含めた献血依頼を定例的に配信することにより、登録者に複数回献血への協力を促す。
月平均献血率27%を目標とする	ハガキによる献血依頼	継続	血小板献血協力者	平成23年4月～平成24年3月	1回	誕生日献血の依頼(3ヶ月以上未献血者への協力依頼)	誕生日を迎える血小板献血者に向けて毎月献血に献血依頼ハガキを送付。対象者が献血参加した場合記念品を配布する。
ハガキ契約申込率38%を目標とする	ハガキによる献血依頼	継続	県内400mL献血協力者	平成23年4月～平成24年3月	随時	寄附献血バス400mL協力者への献血依頼	寄附献血バスでの協力者に同席での献血を依頼するハガキを送付し献血協力を促す。

⑤ その他

平成23年度の取組目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						方法	内容(詳細に記載すること)

平成23年度に献血により受入れる血液の目標量を確保するための対策

山口県 赤十字血液センター

① 若年層献血者確保対策

平成23年度の取組目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						予定場所	内容(詳細に記載すること)
30歳未満の献血者の割合を20%にする	セミナー開催	継続	山口県学生献血推進協議会(短大・高専・大学生)	通年	年間2回開催	血液センター・食糧室	年2回講師を依頼し、献血についての知識、献血の普及、他団体との連携を盛り込んだ講演会を開催する。
30歳未満の献血者の割合を20%にする	学生推進協議会役員会	継続	山口県学生献血推進協議会(短大・高専・大学生)	通年	年間15回開催	血液センター・食糧室	山口県学生推進協議会の企画、運営を行う。また加盟団体の情報交換の機会を設ける。

② 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

平成23年度の取組目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						予定場所	内容(詳細に記載すること)
参加者合計250名	小学生親子血液センター見学体験授業	継続	小学生高学年	夏休み	6回	血液センター	血液センター及び献血車・血液センターの見学、献血・献血についてスライドで説明、寄附OVDの上場、献血者体験。
県下全校の小・中・高校を対象に合計40校	献血出張講座	継続	小・中・高校生	通年	40回	各学校	献血・献血についてスライドで説明、寄附OVDの上場。
応募ポスター150点、作文100点	献血ポスター・作文の募集	継続	中・高校生	8月～10月	1回		県下全校に募集し選考委員により表彰を選手し集にて表彰。
17,200部	献血本の配布	継続	中・高校生	6月	1回	各学校	高校1年生全員及び中・高校各学級に1冊。

③ 企業等における献血の推進対策

平成23年度の取組目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						予定場所	内容(詳細に記載すること)
20社	新規献血協力企業確保	継続	新規企業・休眠企業	通年	1回ずつ	寄附献血車・指定施設	県・市町と連携を実施

④ 複数回献血協力者の確保対策

平成23年度の取組目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						方法	内容(詳細に記載すること)
複数回献血協力者5400人の増(12月現在1,978人)	チラシの作成配布(90,000枚)	継続	献血者	通年	随時	配布	登録依頼及び協力
400mL献血者3,000人の増	イベントキャンペーンの実施	継続	献血者	通年(特に減少時)	随時	DM・タウンメール等による要請	寄附献血車・指定施設で献血を促す

⑤ その他

平成23年度の取組目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						方法	内容(詳細に記載すること)
各会場400mL献血者10名増	七夕献血		献血者	7月	2回	街頭献血で実施	山口県学生献血推進協議会の協力日誌開催の学生学生ボランティアによる呼びかけ、事前PR(チラシ等)を活用、七夕らしいイベントの実施。
各会場400mL献血者11名増	クリスマス献血		献血者	12月	3回	街頭献血で実施	山口県学生献血推進協議会の協力日誌開催の学生学生ボランティアによる呼びかけ、事前PR(チラシ等)を活用、クリスマスらしいイベントの実施。
指定施設での献血者当日100名の献血協力	公開講座		献血者	12月	1回	指定施設で実施	人気番組にゲストを依頼し公開放送を実施し、当日視聴に合わせた協力を求める。

平成23年度に献血により受入れる血液の目標量を確保するための対策

① 若年層献血者確保対策

平成23年度の数量目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	予定場所
参加者を340名以上とする。	血液セミナー	継続	小学生(4～6年生)と保護者	7～8月	8回	血液センター
10代の献血構成比を5%にする。	高校献血	新規	高校生	4～7月	5回	対象学校

内容(詳細に記載すること)
 2市2町の教育委員会の承認、小学校5年生に寄贈タンク1200名を交付し、親子を対象に募集を行い、献血についての学習会、血液センター見学、献血模擬体験等を実施する。
 現在休止している高校校内献血を復活させ、県教育委員会等に再開の説明を行い400mL献血受け入れ可能な学校を対象とする。

② 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

平成23年度の数量目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	予定場所
29歳までの献血構成率を25%にする。	大学献血	継続	大学生	4～3月	10回	各大学構内
	次世代献血	新規	10～20代	7～2月	3回	各献血会場

内容(詳細に記載すること)
 献血推進(1)の展示と専用DVD放映、ポランテアによる推進活動を実施する。実施時期4月4会場、9月4会場、2月2会場の予定。
 7月、11月、2月を重点として、献血会場が一帯以上おいている献血者(固定施設で約1000名、移動献血で約200名/平成23年1月時点)を優先し、献血8万名を確保する。

③ 企業等における献血の推進対策

平成23年度の数量目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	予定場所
新規献血協力企業を10社増加する。	献血協力企業・団体増加対策	継続	企業及び団体	4～3月		各事業所
休眠企業の掘り起こし目標10社	献血協力企業・団体増加対策	継続	企業及び団体	4～3月		各事業所

内容(詳細に記載すること)
 新規事業所の開拓ならびに休眠企業の掘り起こしを重点所と連携して行う。血液センターでもらった各地域の企業状況(経営、既存企業の職員数等)を休眠所から連絡してもらい一帯に推進する。

④ 複数回献血協力者の確保対策

平成23年度の数量目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
モバイル会員を300名増加する。	複数回献血協力者確保対策	継続	全献血者	4～3月		リーフレットの配布及びサイドスポンサーの設置
複数回献血率を30%まで増加させる	複数回献血協力者確保対策	継続	全献血者	4～3月		1. メール発信による要請 2. 献血サービスハガキ発送時に併せて

内容(詳細に記載すること)
 QRコード及びモバイル支援システムのサイドスポンサーを活用しモバイル会員増加を強化する。
 1. モバイル会員に対しメール発信にて依頼する
2. 献血サービスハガキ発送時に複数回献血文書を記入する

⑤ その他

平成23年度の数量目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
移動献血車一台当たりの献血者数40名以上とする		継続	移動献血車配属箇所全献血者	4～3月		

内容(詳細に記載すること)
 移動献血車実施箇所について時間効率を見直し記載する。

平成23年度に献血により受入れる血液の目標量を確保するための対策

① 若年層献血者確保対策

平成23年度の数量目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	予定場所
10代・20代の献血率を現状より2%増加させる。	献血セミナー	継続	大学生・専門学校生・高校生	4月～3月	10回	各学校
	高校生街頭献血キャンペーン	継続	高校生	7月～1月	2回	街頭献血会場

内容(詳細に記載すること)
 献血に関するセミナーを開催し献血への理解を深めてもらい、献血率を促す。参加予定人数:400名
 献血に関する活動を行い、その後、街頭献血にて献血呼びかけポランテアを行う。このことにより、献血への理解を深めてもらい、再来の献血へのきっかけづくりを行う。参加予定人数:100名

② 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

平成23年度の数量目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	予定場所
小学生の父兄層(30代～40代)の献血率を現状より2%増加させる。	血液センター親子見学会	継続	小学生	9月	3回	血液センター
	献血出向講座	継続	小学生	10月～12月	10回	小学校

内容(詳細に記載すること)
 児童には、献血について分かりやすさを考えたスライド学習により、献血を促す。また、講師に父兄向けに献血案内(ありがとう)を渡す。また、講師に父兄向けに献血案内(ありがとう)を渡す。また、講師に父兄向けに献血案内(ありがとう)を渡す。また、講師に父兄向けに献血案内(ありがとう)を渡す。

③ 企業等における献血の推進対策

平成23年度の数量目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	予定場所
献血協力企業・団体を50団体増加させる	献血協力団体増加対策	継続	企業および団体	4月～3月		各企業および団体

内容(詳細に記載すること)
 市町議員等と連携して事業所を訪問し、新規事業所の開拓を行う。

④ 複数回献血協力者の確保対策

平成23年度の数量目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
複数回献血者を現状より20%増加させる。	複数回献血協力者確保対策	継続	年1回の献血者	4月から3月		

内容(詳細に記載すること)
 1. 各献血会場にて複数回献血者クラブの募集を促す。2. 電子メール及びハガキにて複数回献血の協力依頼。
 1. 各献血会場にて複数回献血者クラブの募集を促す。2. 電子メール及びハガキにて複数回献血の協力依頼。(2,200名を目標に年30回程度)

⑤ その他

平成23年度の数量目標	事業名	具体的な対策・事業内容				
		新規・継続	対象者	実施時期	回数	方法
献血ルーム1棟増設50人	献血協賛事業	継続	献血ルーム周辺企業及び大学・専門学校・高等学校	4月から3月		

内容(詳細に記載すること)
 献血ルーム周辺企業及び大学・専門学校に、協力関係を1週間程度とした献血協力を目的とした献血協賛を依頼する。献血ルームにて献血協力をいただいた企業等に列しては、ホームページに掲載する等、協力企業のアピールを行う。このことにより各企業の知名度を上げることにより献血協力(社会貢献活動)を実施し、献血率を促す。
 来年度以降は、献血基本法で17歳男性が400mL献血可能となるので、高等学校に献血ルームでの献血セミナー開催及び献血実施を依頼する。

平成23年度に献血により受入れる血液の目標量を確保するための対策

① 若年層献血者確保対策

平成23年度の数値目標	事業名	具体的な対策・事業内容				実施場所	内容(詳細に記載すること)
		新規・継続	対象者	実施時期	回数		
高校献血実施20校を30校に増加	高校献血の推進	新規	高校生	4月～3月	30	学校及び血液センター	400mL献血量確保に向け、指定協力校にお願いし、各校はもろろんのこと、さらに30校程度の高校にアプローチし、新規10校を目指し献血実施に向けての説明会等を行う。
20代の献血率21年度実績22%を25%にする	若年層献血セミナー	継続	大学生	5月	1	研修施設	献血に関するセミナーを開催し、献血への必要性・重要性の理解を深め、若年層の献血意識の向上を図る。セミナーは年間1回とし、DVD・スライド等の説明用資料を活用する。

② 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

平成23年度の数値目標	事業名	具体的な対策・事業内容				実施場所	内容(詳細に記載すること)
		新規・継続	対象者	実施時期	回数		
青少年献血ふれあい事業実施10回を20回に増加させる	青少年献血ふれあい事業	継続	小・中・高校生	4月～3月	20	血液センター	教育委員会及び各校区長委員を擁し、小・中・高校に対し働きかけてもらい、実施校を増加させる。
30代の献血率21年度実績8%を10%にする	60歳以上の献血率の増加	継続	50～64歳の既献血者	4月～3月			県内居住の方で来年度60歳になられる方を対象に64歳までに献血協力いただける様な文章を導入、対象による献血の依頼。(約2,000通程度)

③ 企業等における献血の推進対策

平成23年度の数値目標	事業名	具体的な対策・事業内容				実施場所	内容(詳細に記載すること)
		新規・継続	対象者	実施時期	回数		
献血協力企業・団体を10増加させる	献血協力団体増加対策	継続	企業及び団体	4月～3月		各事業所等	新規事業所の開所を行う。(DVD・スライド等の説明用資料を活用し現状を把握してもらう。)

④ 複数回献血協力者の確保対策

平成23年度の数値目標	事業名	具体的な対策・事業内容				実施場所	内容(詳細に記載すること)
		新規・継続	対象者	実施時期	回数		
複数回献血の率をあげるため、複数回献血クラブ会員を新たに2,000名以上確保する。	複数回献血協力者確保事業	継続	複数回献血クラブ会員の400mL献血量並びに成分献血対象者	4月～3月			1.各献血会場において、専用チラシやポスター等を作成し、それらを用いて複数回献血クラブ会員の募集を行う。 2.はがきやDMで複数回献血クラブ会員の募集を積極的に行う。 3.フリーペーパー等を利用して、複数回献血クラブの紹介や入会を勧める。 4.センター直轄施設に複数回献血クラブの配布の掲載数を増やせ、その掲載数を献血者会員へ配布する。 5.FM放送局が持っている、県内にあるデジタルサイネージなどを利用して複数回献血クラブのPRを行う。 6.FM放送局等を活用する。

⑤ その他

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	実施場所	内容(詳細に記載すること)

平成23年度に献血により受入れる血液の目標量を確保するための対策

① 若年層献血者確保対策

平成23年度の数値目標	事業名	具体的な対策・事業内容				実施場所	内容(詳細に記載すること)
		新規・継続	対象者	実施時期	回数		
体験献血及びセミナーの実施校4校、各々年2回以上の実施、1,000人以上の参加者	若年層確保対策	新規	大学・短大・専門学校生	4月～12月	8	学内	学生ボランティアと協力しながらチラシ等の配布を行う。 また、けん付けちゃんの着ぐるみで呼び込み等を行い、大学生が献血しやすい雰囲気を作る。
10代～20代の献血率23%以上	若年層確保対策	継続	10代～20代の献血者	通年	6	学内・団体及び献血プラザ等	各短大・専門学校等にチラシを配布する。 また、10代～20代を対象に期間を決めてキャンペーン等を年6回実施するよう企画する。内容については今後検討していく。 参加目標人数 300人

② 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

平成23年度の数値目標	事業名	具体的な対策・事業内容				実施場所	内容(詳細に記載すること)
		新規・継続	対象者	実施時期	回数		
60歳以上の献血率5%以上増加		新規	60歳以上の方	4月～12月	6	各献血会場	60歳～64歳までの期間に献血されていない献血者(約300人)に対し、献血依頼のはがきを出す。
献血者参加者100人以上	青少年ふれあい事業	継続	小学生	夏休み	1		新聞広告等を利用して、県内の小学生を対象に募集を行う。 スライド等を利用して、献血の必要性や重要性を分かりやすく説明してもらう。
出前献血設置 6校以上	青少年ふれあい事業	継続	高校生	4月～3月	6	学校内	現在献血を行っている高校5校に対し、献血数等の事前確認を推進する。 また、献血依頼についてスライド、ポップ・スタンプ・ジャンプ、DVD等を使用して献血の必要性等を理解してもらう。

③ 企業等における献血の推進対策

平成23年度の数値目標	事業名	具体的な対策・事業内容				実施場所	内容(詳細に記載すること)
		新規・継続	対象者	実施時期	回数		
企業献血における献血者数を対前年比10%増		新規	企業及び団体	通年		各事業所等	担当者に現在の血液需要の現状や必要性を把握し、理解を得る。 また、献血した血液の利用状況等がわかるような資料を作成する。
献血サポーター新規登録企業10社以上	献血協力企業活動推進事業	継続	企業及び団体	通年			企業及び団体へパンフレット・ポスター等を配布し推進する。

④ 複数回献血協力者の確保対策

平成23年度の数値目標	事業名	具体的な対策・事業内容				実施場所	内容(詳細に記載すること)
		新規・継続	対象者	実施時期	回数		
複数回献血クラブ会員数を1,300人以上	複数回献血協力者確保対策	継続	複数回献血者(複数回献血クラブ非会員)	通年			・複数回献血クラブ会員の募集を積極的に行い、はがきやDMによる募集の促進を図る。 ・複数回献血クラブ会員の募集を積極的に行い、はがきやDMによる募集の促進を図る。 ・フリーペーパー等を利用して、複数回献血クラブの紹介や入会を勧める。 ・センター直轄施設に複数回献血クラブの配布の掲載数を増やせ、その掲載数を献血者会員へ配布する。 ・FM放送局が持っている、県内にあるデジタルサイネージなどを利用して複数回献血クラブのPRを行う。 ・FM放送局等を活用する。
複数回献血者30%以上	複数回献血協力者確保対策	継続	献血者	通年			・献血者に対する複数回献血への働きかけを強化する。 ・献血イベント等の開催を推進することで、血液センターや献血バスへの再来のきっかけとしていただく。 ・献血時に次回献血可能日をお知らせして年2回以上来ていただけるよう推進する。

⑤ その他

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	実施場所	内容(詳細に記載すること)
血小版献血者数5%増加		新規	55歳以上の男性	通年	6		はがき及びチラシ等による献血依頼 55歳以上の男性献血者(約300人)へ基礎調査のお知らせと献血依頼のはがきを送付する。
献血プラザがの献血者数5%増加		新規	献血対象者	通年	5		はがきによる献血依頼 過去1年間献血されていない方(約200人)へはがきで献血依頼を行う。

① 若年層献血者確保対策

平成23年度の数量目標	事業名	実施・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						実施方法	内容(詳細に記載すること)
年1回	献血セミナー	継続	大学生及び専門学校生	11月	1回	長崎県内	学生ボランティアの研修による組織の活性化を図る。学域内外における献血推進の強化とメンバー相互の連携を図り情報共有する。
年5回	献血セミナー	継続	大学生及び専門学校生	4月～8月	5回	九州ブロック内	学生ボランティアの研修による組織の活性化を図る。学域内外における献血推進の強化とメンバー相互の連携を図り情報共有する。
年2回	献血セミナー	新規	中高生	10月・11月	2回	長崎県内	校内行事として献血推進を実施。10校に依頼して2校実施にむけてすすめる。校内献血実施前に学校側に献血の必要性を強く訴える。
25校	若年層確保対策	継続	高校生	4月～8月	1回	各高校	17歳(男子)以上の400mL献血の推進強化のための学校訪問。現在未実施校も含めて学校訪問し、17歳からの献血受け入れをお願いしていく。行政担当者も可能な限り同行いただく。
10歳～20歳代の献血率が25%以上に増加する	若年層確保対策	継続	10歳～20歳代	4月～3月	5回	献血会場	若者向け献血キャンペーンの実施。学園祭会場に献血コーナーを設置しPRする。

② 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

平成23年度の数量目標	事業名	実施・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						実施方法	内容(詳細に記載すること)
年2校	青少年献血	継続	小・中学生・生徒保護者及び教員	4月～3月	各校1回	血液センター・献血会場	献血事前説明会、献血会場での小・中学生献血セミナー実施。「献血のしくみを知ろう」(献血者キッズ)小中学生向け対象学年別と九州ブロックで作成した「みんなの献血」パンフレット及び受けたら献血の奨励を活用し、献血会場や事前説明会で実施する。
年100人	若年層確保対策	継続	20歳(新成人)	1月～2月	1回	献血会場	20歳(新成人)への献血ハガキ依頼。過去1年間に献血1回のみの協力者に対して依頼する。
60歳以上の献血率が5%以上に増加する	献血者確保対策	新規	60歳以上	4月～3月	—	献血会場	高齢者の向上と献血基準の改正に伴う献血推進の強化。特に血小板献血について次回の予約や可搬年齢変更のお知らせのほがき依頼をする。
年40人	体験学習	継続	小・中高生	4月～3月	各1回	献血ルーム	献血呼びかけ、施設見学、新聞でのチラシ配布や献血のしくみについての学習をする。
年20人	体験学習	継続	大学・短大・専門学校	4月～3月	各1回	献血ルーム	献血呼びかけ、施設見学、献血体験や学生ボランティアの活動内容の把握と献血のしくみについて学習する。

③ 企業等における献血の推進対策

平成23年度の数量目標	事業名	実施・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						実施方法	内容(詳細に記載すること)
新規献血団体等を30社増加する。	献血協力団体増加対策	継続	企業及び団体	4月～3月	—	—	新規及び取り戻し団体・企業との関係
42社の登録確保	献血協力企業活動推進事業	継続	企業及び団体	4月～3月	—	—	企業・団体等を訪問し、献血の必要性を訴え、ご理解の上献血サポーターの登録をお願いする。献血サポーターマークの活用を進めていく。
62回実施	新規団体などの開拓	継続	ライオンズクラブ一級企業	4月～3月	各年2回	献血ルーム	献血ルームでの献血呼びかけと献血実施

④ 複数回献血協力者の確保対策

平成23年度の数量目標	事業名	実施・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						実施方法	内容(詳細に記載すること)
50名	複数回献血協力者及びに赤十字ボランティア数増大	継続	複数回献血協力者及び献血協力者・ボランティア	3月中	1回	電話又はFAX、メールから申し込み	子ども(八月の二見月)上映又はこれに代わり外部講師を招き講演会及び健康生活実践期間講習を開催する。
応答率 400mL(35%)成分(50%)	メールとハガキによる献血依頼	継続	複数回献血クラブ会員、献血協力者	毎月	未定	ハガキによる依頼	400mL(80名)・成分(1200名)・区分なし(2700名)に対し献血協力依頼。
60名(10%)	「献血して感謝を贈ろう」キャンペーン	継続	複数回献血クラブ会員、献血協力者	4月中	1回	希望者の中から抽選での抽籤決定	日頃から献血に協力いただいている方60名を感謝の気持ちを含めて映画に無料招待し、はじめに「献血よりお礼と献血推進の現状について」説明していた後に映画上映をおこなう。

⑤ その他

平成23年度の数量目標	事業名	実施・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						実施方法	内容(詳細に記載すること)
月5ヶ所実施	献血者確保対策の拡大	継続	全県献血者	4月～3月	—	イベント等にあわせて合同実施	商業施設及びイベント会場等での休日における献血の拡大

① 若年層献血者確保対策

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						予定場所	内容(詳細に記載すること)
10代～20代の献血者数を30%まで引き上げる。	大学内献血の強化	継続	大学生	通年	20回	学内献血会場	事前広報活動でのDVD上映会(それぞれの学内で設置を呼び受けての上映会にひらため人員等は全大学で合計500名)
小学生300人	施設見学会	継続	小学生とその保護者	7月～8月	4回	血液センター	体験型献血セミナーと赤十字事業の紹介 事業方法としては①事前所定生活情報誌(クブライド)夏休み特号記事掲載 ②メール会員への参加券募集メール配信 ③HPへの案内掲載
小学校訪問(出前授業)10回	県内小学校	新規	小学生(保護者)	通年(夏休み以外)	10回	受入れ小学校	17歳未満の子供向けに「献血を学ぶ 出前型献血セミナー」事業方法としては教育委員会経由で各小学校へ案内文書の発送を予定(第一階層としては熊本府80校)

② 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						予定場所	内容(詳細に記載すること)
10代～20代献血者数を3%上昇させる。		新規	大学生・高校生	夏休み	1回	血液センター	大学生ボランティアの全面運営によるオープンキャンパス献血会セミナーの開催

③ 企業等における献血の推進対策

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						予定場所	内容(詳細に記載すること)
献血協力企業活動推進事業年間ロゴマーク配布80社	献血協力企業活動推進事業	継続	企業・団体	通年		献血実施のための打合せ時	献血協力企業に依頼・情報誌でロゴマークのPR
新規事業所及び団体を10社	"	新規	新規事業所及び団体	通年		企業・団体	企業訪問・各団体での説明会・情報誌での協賛企業紹介

④ 複数回献血協力者の確保対策

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						方法	内容(詳細に記載すること)
複数回献血者数を35%に増加させる。	複数回献血協力者確保対策	継続	年1回の献血者	通年		DMによる協力依頼と複数回献血キャンペーンの実施	献血後6か月を経過した献血者に対して送付している「バスデハガキ献血可能日」を過ぎたタイミングで送付(年約23,000通)
複数回献血クラブ会員30%増	複数回献血協力者確保対策	継続	複数回献血クラブ会員	通年	4回	会員懇話イベントのPRにより会員増を図る	現在実施の懇話イベント・中延コーナーに加えて(夏休み)献血ウォーキング・スレップヨガ講習会・献血ウォーキング教室の開催

⑤ その他

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						方法	内容(詳細に記載すること)
初回者献血率10%以上を上げる。		新規	高校生・大学生	通年		献血デビューキャンペーンの実施	17歳への基準引き下げPRに併せて初回者及び初回献血者を両併した献血者に対して「ハピビト」系くみスタンプを運営

① 若年層献血者確保対策

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						予定場所	内容(詳細に記載すること)
20代の献血者数を20%まで上げる (平成21年度18.3%)	大分県学生献血サポーター	継続	学推進加盟の学生	7月	1	大分県内	献血バスに同行し、献血会場周辺での献血普及や大分トリニータのホームゲーム両ピッチでの献血協力の積極的サポーターに向けて呼びかける。
20代の献血者数を20%まで上げる (平成21年度18.3%)	二十歳の献血街頭広場	継続	成人者(二十歳)	1月	1	成人式会場(大分市)	献血に関する展示ブースを成人式会場に設け、新成人に献血を呼びかけていただくの普及を行う。
参加加盟校10校に増やす (各研修会等の参加が7校/25校)	愛の献血ふれあいフェスタ	継続	九州ブロック学協	8月	1	佐賀県(綿巻)	九州ブロックセンター運営の若年層献血推進事業として開催し、各県の活動報告等を行い献血の意義などを情報発信する。
参加加盟校10校に増やす (各研修会等の参加が7校/25校)	大分・熊本県学協合同研修会	継続	学推進加盟の学生	2月	1	熊本県	各県学協会の活動報告を行い、グループワーク等により今後の活動計画を協議し、実質の向上や相互の連携強化を図る。
参加加盟校10校に増やす (各研修会等の参加が7校/25校)	大分県学協全体研修会	継続	学推進加盟の学生	5月	1	大分市内(研修施設)	学推進加盟校の学生に献血の意義、現状等を学んでいただき、学内献血や街頭献血時のボランティアに活用させていく。
10・20代の献血者数を28%まで上げる (平成21年度22.7%)	クリスマス献血キャンペーン(「赤十字ふれあい広場」)	継続	地域住民・学協	12月	1	センター	県内赤十字施設とともに実施し、冬季の献血者確保と若年層献血の普及や赤十字活動の紹介をする。
10代の献血者数を6%まで上げる (平成21年度4.8%)	若年者献血セミナー	継続	高校生 (支那トレン参加者)	8月	1	トレン会場	支那主催のトレーニングセンターに献血セミナーとしてプログラムに取り入れてもらい、献血者を増やす。
10・20代の献血者数を26%まで上げる (平成21年度22.7%)	学内400mL献血キャンペーン	継続	学内献血者	通年	—	学内献血会場	大学・短大・専門学校での献血において、学生が好む贈り物を運営する。

② 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						予定場所	内容(詳細に記載すること)
参加者100名(各50名)	親子けん付検査	継続	小・中学生の親子(80人)	8月	2	センター・献血ルーム	献血の現場や九州センターを見学し、献血の必要性を理解していただき、将来の献血者を確保する。
参加者90名(各40名)	献血ふれあい	継続	小・中学生 (支那トレン参加者)	7-8月	各1回	トレン会場	支那主催のトレーニングセンターに献血出前授業(「赤十字ふれあい広場」) 「みんなの献血:九州ブロック作成(を教材として使用)としてプログラムに取り入れてもらい、献血の重要性を理解していただいている。

③ 企業等における献血の推進対策

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						予定場所	内容(詳細に記載すること)
献血サポーターロゴマーク10社配布	献血者安定確保	新規	献血協力団体 (LC・事業所)	通年	通1回	—	地方紙の夕刊に週1回献血協力団体へお礼のメッセージを掲載する。協力事業所の社会貢献PRにもなるため、海外による協力依頼にも有効である。

④ 複数回献血協力者の確保対策

平成23年度の数値目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						方法	内容(詳細に記載すること)
クラブ会員の献血者100人増	複数回献血クラブ 会員ワークショップ	継続	複数回献血クラブ会員	①10月・2月 ②9月 ③2月 ④通年	①2回 ②1回 ③1回 ④随時	情報誌の発行及び医師等の講演会や健康相談(常設相談)を実施する。また、医師などの血液不足時の献血協力メールにて依頼する。	
応募率19%	献血協力依頼	継続	複数回献血者	毎月	毎月	17歳以上による献血依頼(1月20～25日会費:1回あたり100円)	街頭献血や事業所献血(依頼許可有り)での過去1～2年の同会場での献血者へ1分年による献血依頼を進行する。
新規会員100名増	複数回献血クラブ 会員増員	継続	献血者	常時	常時	QRコード入りの会員募集チラシを献血会場に配布する。	QRコード入りの会員募集チラシを献血会場や献血ルームにて全県献血者へ配布する。平成22年度より実施し、効果があったとの報告が行った。

⑤ その他

平成23年度の取組目標	事業名	実施・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						方法	内容(詳細に記載すること)
献血者100人増	ライオンズクラブ献血推進セミナー及び啓発集会	継続	LC委員	7月-11月	2回	セミナー(各クラブより3名)研修会(各クラブ1名)を兼ねて進捗強化を図る	市内37LC献血の推進拡大。委員も献血知識向上や更なる献血の重要性の理解を深めるため、セミナー(110名参加)の開催及び九州センター(40名参加)の研修会を実施し、LC協力献血での献血者を増やしていただく。
女性の比重不達者17%以下にする(422=17.7%)	低ヘモグロビン者啓発啓蒙	継続	低ヘモグロビン等により献血ができなかった協力者	1月-3月	1回	東京士による健康相談	低ヘモグロビン等により献血ができなかった方を中心に健康をサポートし、より多くの方に献血へ協力いただけるよう東京士等による必要相談を実施する。
献血/CSI基準より400mL献血者50名確保(平成22年度計画47.7人)	献血者安定確保キャンペーン	継続	移動献血バス献血者	通年	年5回	協力事業所の見直しや献血者の見直し	年間5回(各1ヶ月)献血者安定確保キャンペーン(見送品のプラスワン)を実施する。

平成23年度に献血により受入れる血液の目標量を確保するための対策

真鍋 泰 赤十字血液センター

① 若年層献血者確保対策

平成23年度の取組目標	事業名	実施・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						方法	内容(詳細に記載すること)
20代の献血率が25%にする	献血開始	継続	高校・大学生・専門学校生	4月-3月	5回増	各高校・大学・専門学校	献血に関するセミナーも含め、献血への理解を深めてもらい、献血協力をいただく。(目標:市内献血者対年比200名増)
	学生献血推進団体強化	継続	大学生・専門学校生	6月		血液センター	学生献血推進団体の拡大を図り、市内献血の協力を増やすために、各学校の献血推進窓口を話し参加者を呼び出す。メンバーの増員を行う(目標参加者30名)
	自分への献血キャンペーン	新規	16歳-18歳の献血者	通年	12	献血ルーム	16歳-18歳の献血者に将来の自分への思いを寄せていただき、献血ルームで献血し、誕生日の日に送り出す。(60人/月)
	初めての献血キャンペーン	新規	学生(高校、専門学校、大学)	1月-2月の間		献血ルーム	学生(高校、専門学校、大学)を対象に400mL、成分献血を始めて協力いただいた方に贈って記念品をプレゼントする。

② 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

平成23年度の取組目標	事業名	実施・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						方法	内容(詳細に記載すること)
60歳以上の600mL献血者を5%増加させる	400mL献血者確保	継続	60歳以上献血者	通年		各献血会場	60歳を過ぎては年齢制限がない方への献血促進が重要で、特に60歳-64歳までの方の協力を働き、65歳以上の献血の協力促進を目指す。(目標:送付対象人数増へ1,000名)
55歳以上の血小版献血者を350人確保する	高齢者血小版献血者の確保	新規	55歳以上の献血者	通年		献血ルーム	血小版献血の年齢制限が低年齢になることから、高齢者層の血小版献血者(約700人)に対象で血小版献血の必要性と年齢制限の緩和の説明をし、その50%増を目指し、働きかける。

③ 企業等における献血の推進対策

平成23年度の取組目標	事業名	実施・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						方法	内容(詳細に記載すること)
新規献血協力企業・団体の確保(70社)	町、区ぐるみ献血参加運動	継続	市町村献血推進協議会企業及び団体	4月-3月		市町村役場での「町、区ぐるみ献血参加運動」会場	行政や献血協力団体と協力し、市町村役場での協力団体の振り起こしを行い、視野の広い協力団体の確保をはかる。

④ 複数回献血協力者の確保対策

平成23年度の取組目標	事業名	実施・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						方法	内容(詳細に記載すること)
応援者3000人	メール発信	継続	献血推進委員会	通年	30	メールによる献血依頼	献血ルームのキャンペーン情報など献血者のポイントとなる情報を2回/月送付する。また、緊急の献血依頼期間のメールを随時、献血と個別、個別に送付する。
応援者1000人	はがき	継続	既献血者(推進委員会主催)	通年	35	はがきによる献血依頼	3か月以上献血していない献血者を対象に、東京での献血要請をおこなう。(300枚×3000/月程度 予定応募率10%)
新献血者500人	新献血者確保と献血再開	継続	献血推進委員会及び新献血者	通年	300	献血チャットによる新献血者と既献血者	献血ルームにおける新献血者を対象に(献血チャット)による。また、既献血者にも案内し、献血再開者(リピーター)を確保する。
		継続		通年	20回	Facebookによる新献血者確保	2月の平日に献血ルームの一角で15-20人/日程度実施し、新規献血者を確保する。また、既献血者にも案内し、献血再開者(リピーター)を確保する。

⑤ その他

平成23年度の取組目標	事業名	実施・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						方法	内容(詳細に記載すること)
「町、区ぐるみ献血参加運動」の実施(16回800名の確保)		継続	各町村の住民、企業、団体等	4月-3月	16	各町村役場での献血依頼	行政や献血協力団体と協力し、市町村役場での協力団体の振り起こしを行い、視野の広い協力団体の確保をはかる。
施設内有利託管理施設の利用者の父兄の献血協力(年間約40人)	託児設備	継続	育児中の父兄	通年			施設内有利託管理施設の一時預かり制度(定額制)、利用料金を血液センターで負担することにより、育児中の父兄に献血協力。

① 若年層献血者確保対策

平成23年度の数量目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						予定場所	内容(詳細に記載すること)
献血推進実施者数 1500名	献血推進	継続	10代20代対象	4月～3月	15	血液センター及び各学校	高校・大学・専門学校等若年層を対象に献血計画のお願いの際、献血への理解を深めてもらう。献血計画のお願いも併せて。小学校については、PTA献血の団長で実施しています。小学校～専門学校15校
短大・大学・専門学校献血者2000名	学生献血推進キャンペーン	継続	10代20代対象	4月～3月		各大学他	学生献血推進協議会のキャンペーンにより推進者全開し若年層の献血につなげる。(県内献血推進校11校)

② 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

平成23年度の数量目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						予定場所	内容(詳細に記載すること)
親子参加者250名	親子献血推進	継続	小学生と保護者	4月	6	血液センター	小学生高学年と保護者を対象に献血の重要性と命の大切さを学んでもらう。募集方法は県及び市の教育委員会経由でイベント募集チラシを配布する。
18歳～39歳献血者参加者1000名	市町村との協働による若年層対策事業	継続	10代～30代対象	4月～3月	20	県内各市町村	市町村の若年層の献血推進を図る為、関係団体と献血との協働により20代までターゲットに特定施設も一緒にイベントに併せて献血を実施する。若年層の献血者を増やす。
中学生60名	職場体験学習の受け入れ	継続	中学生	4月～3月	15	血液センター・献血ルーム	献血の重要性や命について学び、献血の呼びかけを行い献血協力をしてもらえたというボランティアの充実感を体験させ、将来への献血導入を図る。

③ 企業等における献血の推進対策

平成23年度の数量目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						予定場所	内容(詳細に記載すること)
15団体	新規献血協力企業、団体確保対策	継続	担当者	年度内全期間		県下全域	これまで献血協力関係の無い企業、団体の担当者(労働管理代表者)と面会し、献血の必要性を強く訴え協力を得られるよう内容のみの。
52団体	献血協力企業確保対策	継続	献血協力団体の担当者	年度内全期間		県下全域	献血協力率高所の団体にに対し、献血サポーター制度について説明し継続的な献血協力を依頼する。

④ 複数回献血協力者の確保対策

平成23年度の数量目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						方法	内容(詳細に記載すること)
メール・ハガキによる献血回数(月に2回以上) ※以下全て、魅力ある複数回献血クラブにするための対策	複数回献血協力者確保事業	継続	複数回献血クラブ会員	毎月	月に2回程度	メール・ハガキ	メールは月に2回程度、ハガキは年に2回程度としているが、血液不足の献血依頼はメール・ハガキともに年2回ずつとしている。(通常は新作本・DVD案内、抽選会、ハンドマッサージの案内等、献血者の利益となる内容のみ)
抽選会(年間10回程度)	複数回献血協力者確保事業	新規・継続	複数回献血クラブ会員が主であるが、それ以外の方も	血液不足時	不定期	メール・ハガキ	抽選に見合った献血という観点から、血液不足時に実施。伝達手段は、メール・ハガキ。※一割：クリスマス抽選会、抽選参加対象者は受付者全員とし、賞品は、ケトル(千円程度1名)、マフラー(五百円程度3名)、電卓時計(五百円程度3名)、缶(100円程度、カップ用)とし、2日抽選実施。
ハンド・マッサージの実施(年間4～5回)	複数回献血協力者確保事業	継続	複数回献血クラブ会員が主であるが、それ以外の方も	毎週月	二ヵ月に一回程度	メール・展示板	二ヵ月～三ヵ月に一回程度の実施。伝達手段は、メール、掲示板であるため、複数回献血クラブの方が主となるが、詳細的な条件があれば、会員以外の方も。
献血予約制度の強化(月500名以上)	複数回献血協力者確保事業	継続	複数回献血者	毎日	毎日	旗上の用紙・掲示板	次回の献血者に献血の予約をお願いしている。
複数回献血クラブ会員優先事業	複数回献血協力者確保事業	新規・継続	複数回献血クラブ会員、一般献血者、その他	不定期	年三～四回	メール・広報紙	複数回献血クラブ会員へ優先的に案内し、不足分をそのほかの方で補う。ヨーガ・アロマリフレ等を実施する。
栄養講話+AED講習会(年1回)	複数回献血協力者確保事業	継続	複数回献血クラブ会員	2月頃	年に一回	メール・展示板	年に一回、複数回献血クラブの会員の方を対象に実施。

⑤ その他

平成23年度の数量目標	事業名	新規・継続	対象者	実施時期	回数	具体的な対策・事業内容	
						方法	内容(詳細に記載すること)
応募率27%以上	はがきによる400mL献血依頼	継続	400mL献血依頼者	年度内全期間	全献血会場	献血依頼ははがきの郵送	献血推進委員会において過去3年以内に400mL献血履歴のある方を対象にデータを出し献血協力を呼びかける。

供血者から始まる遡及調査実施状況

平成22年11月30日現在

対象期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日			平成22年4月1日～平成22年11月30日		
	HBV	HCV	HIV	HBV	HCV	HIV
(1) 遡及調査実施内容						
① 調査の対象とした献血件数(個別NAT実施件数)						
1) 総数	1,806			1,146		
2) 個別件数	1,688	69	49	1,067	52	27
② 上記①のうち、調査の対象とした輸血用血液製剤の本数						
1) 総数	2,014			1,286		
2) 個別本数	1,877	84	53	1,200	55	31
③ 上記②のうち、医療機関に情報提供を行った本数						
1) 総数	2,014			1,022		
2) 個別本数	1,877	84	53	954	43	25
(2) 個別NAT関連情報						
① 遡及調査実施対象[(1)①]のうち、個別NATの結果が陽性となった献血件数						
1) 総数	144			65		
2) 個別件数	144	0	0	65	0	0
② 上記①のうち、医療機関へ供給された製剤に関する報告件数						
1) 使用された本数	140	0	0	64	0	0
2) 医療機関調査中	0	0	0	0	0	0
3) 院内で廃棄	6	0	0	5	0	0
4) 不明	6	0	0	3	0	0
計	152	0	0	72	0	0
③ 上記②のうち、受血者情報が判明した件数						
1) 陽転事例	1	0	0	3	0	0
2) 非陽転事例	55	0	0	17	0	0
3) 死亡	55	0	0	30	0	0
4) 退院・未検査	19	0	0	10	0	0
5) 陽性だが輸血前不明	10	0	0	4	0	0
計	140	0	0	64	0	0
④ 上記③のうち、医薬品副作用感染症報告を行った件数						
報告件数	1	0	0	3	0	0

*血液製剤等に係る遡及調査ガイドライン(平成20年12月28日一部改正)に基づく遡及調査対応基準を適用。

- HBV : HBs抗原CLEIA法確認試験(中和試験)又は個別NAT陽性の場合は遡及調査を行う。
: HBc抗体CLEIA法陽転の場合は遡及調査を行う。
- HCV : HCV抗体CLEIA法陽転の血液及び前回の血液について個別NATを実施し、いずれかが陽性の場合は遡及調査を行う。
- HIV : HIV抗体CLEIA法で陽転し、確認試験(WB法)又は個別NAT陽性の場合は遡及調査を行う。
- 共通 : スクリーニングNAT陽転の場合は遡及調査を行う。

平成22年度感染症報告事例のまとめ(前回報告分以降)について

- 平成22年10月26日報告分から23年2月2日までに報告(新規及び追加)があった感染症報告(疑い、事例を含む)は、献血者からの情報により開始した遡及調査によるものを除く。)は、輸血用血液製剤32件である。輸血用血液製剤の内訳は、
 (1) B型肝炎報告事例： 8
 (2) C型肝炎報告事例： 13
 (3) HIV感染症報告事例： 0
 (4) その他感染症報告事例： 11
- B型肝炎報告事例
 (1) 輸血前後に感染症検査でHBs抗原(又はHBV-DNA)等が陽転した事例は7例(輸血後NATで陰性又は輸血前後で陽性は1例)。
 (2) 血液製剤を提供した献血者の保管検体の個別NAT陽性の事例は1例。
 (3) 輸血後に死亡(原疾患又は他の原因による死亡を除く)したとの報告を受けた事例は0例(劇症化例含む)である。
- C型肝炎報告事例
 (1) 輸血前後に抗体検査(又はHCV-RNA)等が陽転した事例は10例(輸血後NATで陰性又は輸血前後で陽性は2例)。
 (2) 使用した血液製剤を提供した献血者の保管検体の個別NAT陽性事例は2例。
 (3) 輸血後に死亡(原疾患又は他の原因による死亡を除く)したとの報告を受けた事例は0例。
- HIV報告事例
 (1) 輸血前後に抗体検査等が陽転した事例は0例。
 (2) 使用した血液製剤を提供した献血者の保管検体の個別NAT陽性事例は0例。
 (3) 輸血後に死亡(原疾患又は他の原因による死亡を除く)したとの報告を受けた事例は0例。
- その他感染症報告事例
 (1) B型肝炎及びC型肝炎以外の肝障害報告事例は2例。献血者の保管検体の無菌試験陽性事例は0例。輸血後に死亡(原疾患又は他の原因による死亡を除く)したとの報告を受けた事例は1例。

2. 都道府県別(献血地別)

県別	61年	62年	63年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	合計	献血率	ブロック別			
	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(%)	献血者数(件)	献血割合(%)	
1.北海道						1	2	1	1			1	1	3	2	2	3	2	2	3	2	3	3	2	2	2	38	2.6	北海道 東北	85	5.9
2.青森県			2																							13	0.9				
3.岩手県																										5	0.3				
4.宮城県																										13	0.9				
5.秋田県							1	1																		5	0.3				
6.山形県																										4	0.3				
7.福島県													1	1	1											4	0.3				
8.茨城県					1	1	4	2			1	2			2	1	1					1	1	1	5	1	25	1.7			
9.栃木県					3	1	1																			23	1.6				
10.群馬県					1	1																				20	1.4				
11.埼玉県		1				1	2	1			2	3	3	3	3	3	3	3	5	2	1	3	2	8	3	56	3.9				
12.千葉県						1	6	2			2	3	7	2	4	5	4	5	3	3	2	2	6	9	5	6	77	5.4			
13.東京都	10	6	4	10	10	11	12	11	14	21	18	18	19	27	26	29	23	25	24	22	24	17	21	19	25	446	31.0				
14.神奈川県		1		1	1	4	1	3	4	2	5	3	4	3	5	3	5	5	8	4	5	5	5	1	2	80	5.6				
15.新潟県				1		1		1						1	1	2						2		2		11	0.8				
16.富山県					2										1							1				6	0.4				
17.石川県																										7	0.5				
18.福井県			1							2													3			5	0.3				
19.山梨県				1	1						1															4	0.3				
20.長野県								1	1		2						1					1	1			7	0.5				
21.岐阜県						1																		1	2	1	7	0.5			
22.静岡県						1	3		1							1										16	1.1				
23.愛知県	1			3	2			3	1				4	3	2	3	2	2	4	4	5	4	10	4	2	80	4.2				
24.三重県											1	1	1	1	1							2			1	8	0.8				
25.滋賀県																	1	3						1	2	7	0.5				
26.京都府								2		2	1	1					2	5	2		4	5	1		2	27	1.9				
27.大阪府	1	1	1	1	3		1	4	2	1	6	14	6	8	10	10	15	17	19	17	26	26	13	16	222	15.4					
28.兵庫県					2					2		2	1	1	1	4	5	3	3	3	3	3	4	3	2	36	2.5				
29.奈良県										1	2	3	1													13	0.9				
30.和歌山県																										4	0.3				
31.鳥取県																										5	0.3				
32.島根県						1																				5	0.3				
33.岡山県																										13	0.9				
34.広島県							2	1	1								2	1	2	2	3		1			13	0.9				
35.山口県					1								1				1	2	6		2	2		1	4	23	1.6				
36.徳島県																										5	0.3				
37.香川県																										6	0.4				
38.愛媛県																										8	0.6				
39.高知県																										16	1.1				
40.福岡県						1			2	2	2	1	1	1	1	2	4	2	2	3	1	3	1	3	2	4	34	2.4			
41.佐賀県																											0	0.0			
42.長崎県																											6	0.4			
43.熊本県						1				2	1			1	2		1	2		1	1	2	2	2	1	19	1.3				
44.大分県																										4	0.3				
45.宮崎県																										7	0.5				
46.鹿児島県													2													12	0.8				
47.沖縄県		1																								18	1.3				
合計	11	11	9	13	26	29	34	35	36	46	46	54	56	64	67	79	82	87	82	78	87	102	107	102	86	1439	100	1439	100		

* 「献血割合」は概算値であるため、合計が必ずしも100%にはならない
 * 平成22年については、1月～9月の確定値と10月～12月の速報値で集計

XMRVに関する文献報告(続報)(平成23年2月18日)

血液事業部会運営委員会委員 岡田 義昭

文献番号	文献名	報告国	要約
1	Robinson M J, Erwein Q W, Kaye S, et al., <i>Retrovirology</i> . 2010, 7:108. Mouse DNA contamination in human tissue tested for XMRV	英国	英国292検体、韓国139検体、タイ6検体の計437検体の前立腺組織からDNAを抽出し、XMRV遺伝子を検出したところ21例(4.8%)が陽性となった。一方、同じDNAを用いてマウスの intracisternal A particle(IAP) 遺伝子を検出したところ、115例が陽性であり、XMRV陽性例は全てIAPも陽性であった。これらの結果から実験室のヒトの検体にマウスのDNAが高率に混入していることが明らかになった。これまでマウスDNAの混入を検出するためにマウスミトコンドリアの遺伝子が使用されていたが、IAPの方がコピー数も多く、混入をより高感度に見つけることができる。
2	Oakes B, Tai A, Cingoz O, et al., <i>Retrovirology</i> . 2010, 7:109 Contamination of human DNA samples with mouse DNA can lead to false detection of XMRV-like sequences	米国	特異的なXMRVのプライマーを用いて112人のCFSと36人の健康人からXMRVの遺伝子を検出したところ、陽性例はなかった。一方、内因性のマウス白血ウイルスも検出できるプライマーを用いて上記検体を測定すると、健康人から19人、CFS患者の2人からPCR産物が増幅され、15種の異なるマウス白血ウイルス株が特定できた。増幅産物が得られた検体全てにマウス由来のDNAが混入していた。増幅が認められなかった検体も含めると健康人検体の33%、CFS患者検体の53%にマウスDNAが混入していたことになる。適切な感度を持った測定法でマウスDNAの混入をモニターする必要がある。
3	Sato E, Furuta R, Miyazawa, <i>Retrovirology</i> . 2010, 7:110. An endogenous murine leukemia viral genome contamination in a commercial RT-PCR kit is amplified using standard primers for XMRV	日本	市販されている RT-PCRキットに少量の内因性のマウス白血ウイルスの遺伝子が混入している場合があり、XMRV遺伝子を検出する際にキットの評価を慎重に実施する必要がある。なお、混入していたウイルスは、polytropic endogenous MLVと99.4%のホモロジーがある他、CFS患者から検出されたウイルス(前回の運営委員会資料の文献10)と99.6%ホモロジーがあった。
4	Hue S, Gray E R, Gall A, et al., <i>Retrovirology</i> . 2010, 7:111 Disease-associated XMRV sequences are consistent with laboratory contamination	英国	報告されたXMRV特異的なPCRプライマーは、マウスの内因性ウイルスの遺伝子も増幅できることを示した。さらに、XMRVが持続感染している細胞株由来のXMRVの塩基配列と患者由来のXMRVとを比較すると、患者由来のXMRVは持続感染細胞由来であることが示された。以上から高感度のPCR法で検出されたXMRVは、マウスDNAの混入の結果かもしれない。

(参考)

XMRVの疫学に関する主な文献一覧(平成22年5月18日作成、平成22年11月24日改訂)

血液事業部会運営委員会委員 岡田 義昭

【前立腺癌関係】

文献番号	文献名	XMRVの陽性率			検出法(組織)	報告国	要約
		前立腺がん	慢性疲労症候群	健康人			
1	Urisman A, et al., <i>PLoS Pathog</i> . 2006 Mar;2(3):e25. Identification of a novel Gammaretrovirus in prostate tumors of patients homozygous for R462Q RNASEL variant.	9/86 10.5% (遺伝子の型による内訳) QQ 8/23 40% RQ 0/14 0% RR 1/52 1.9%			RT-PCR (前立腺)	米国	DNAアレイによって前立腺がん組織から新たなウイルス(XMRV)を発見した。RNASELにホモ型変異(QQ)をもつ前立腺癌の40%からXMRVが検出されたが、変異がない前立腺癌(RR)では1.9%であった。
2	Fischer N, Hellwinkel O, Schütz C, Chun FK, Huland H, Aepfelbacher M, Schlonim T, <i>J Clin Virol</i> . 2008 Nov;43(3):277-83 Prevalence of human gammaretrovirus XMRV in sporadic prostate cancer	1/87 1.2% (非家族性)		1/70 1.42%	RT-PCR (前立腺)	ドイツ	非家族性の前立腺がん組織からXMRVの検出が試みられた。その結果、欧州北部においてはほとんど検出されなかった。但し、本研究において、RNASELにホモ型変異(QQ)をもつサンプルは6%未満であったことに注意を要する。
3	Hohn O, Krause H, Barbarotto P, Niederstadt L, Belford N, Denner J, Miller K, Kurth R, Barnert N. <i>Retrovirology</i> . 2009 Oct 16;8:32. Lack of evidence for xenotropic murine leukemia virus-related virus(XMRV) in German prostate cancer patients	0/589 0% (PCR) 0/146 0% (抗体)		0/5 0% (抗体)	PCR, RT-PCR (前立腺) ELISA(血清)	ドイツ	589例(78例の RNASELホモ型変異型を含む)の前立腺癌組織からDNAとRNAを抽出し、核酸増幅法を用いてXMRVの遺伝子の有無を調べたが検出できなかった。また、血清中からもXMRVに反応する抗体は検出できなかった。
4	Schiaberg R, Choe DJ, Brown KR, Thakur HM, Singh IR. <i>Proc Natl Acad Sci U S A</i> . 2009 Sep 22;106(39):16351-6. XMRV is present in malignant prostatic epithelium and is associated with prostate cancer, especially high-grade tumors	14/233 6.2% PCR 54/233 23% ウイルス抗原		2/101 2% PCR 4/101 4% ウイルス抗原	PCR (前立腺) 組織染色 (前立腺)	米国	233例の前立腺癌中14例からPCR法によってXMRV遺伝子が検出された。RNASELの変異とは関連がなかった。XMRVのタンパクは上皮細胞に存在していた。
13	Danielson B.P., Ayala G.E., and Kimata J.T. <i>JID</i> . 2010 Nov. 202:1470-77 Detection of xenotropic murine leukemia virus-related virus in normal and tumor tissue of patients from the southern United States with prostate cancer is dependent on specific polymerase chain reaction conditions	32/144 22.2%			PCR (前立腺)	米国(南部)	米国の南部にある州での前立腺癌患者からXMRV遺伝子の検出を行なった。前立腺癌の生検検体からDNAを抽出し、PCRを実施(enzyme)した。32例が陽性であった。内26例は正常組織と癌組織を独立に検封でき、18例は両方とも陽性であった。XMRV陽性例ではRNASEL遺伝子の変異や geason score(病理組織分類)との間に有意な差は認められなかった。
14	Aloia AL, Stanos KS, Isaacs WB, Zheng Q, Maidanoff F, De Marzo AM, Rein A. <i>Cancer Res</i> ; Published Online First October 21, 2010. XMRV: A New Virus in Prostate Cancer?	0/約800 0%			PCR (前立腺) 組織染色 (前立腺)	米国	約900の前立腺癌検体について、リアルタイムPCRと免疫組織染色を用い、XMRVの検出を試みた。その結果、前立腺癌にXMRVは見られなかった。XMRVは実験にはヒトには感染を起こしていない可能性がある。もし感染していても、このデータは前立腺癌との因果関係を支持しない。

XMRVの疫学に関する主な文献一覧(平成22年5月18日作成、平成22年11月24日改訂)
 【慢性疲労症候群関係】

血液事業部会運営委員会委員 岡田 義昭

文献番号	文献名	XMRVの陽性率			検出法(組織)	報告国	要約
		前立腺がん	慢性疲労症候群	健康人			
5	Lombardi VC, Rusconi FW, Das Gupta J, Pfost MA, Hagen KS, Peterson DL, Rusconi SK, Bogni RK, Petrow-Sadowski C, Gold B, Dean M, Silverman RH, Mikovits JA. Science. 2009 Oct 23;326(5952):585-9 Detection of an infectious retrovirus, XMRV, in blood cells of patients with chronic fatigue syndrome		68/101 67%	8/218 3.7%	PCR (末梢単核球)	米国	慢性疲労症候群(CFS)患者の67%からXMRV遺伝子が検出され、XMRVに感染したCFS患者の細胞や血清中に感染性ウイルスが存在した。また、一部の症例ではウイルスと抗体が共存していた。健康人の3.7%からもXMRVが検出された。CFS由来のXMRVは塩基配列が前立腺癌由来のものと同様を形成していた。
6	Erlwein O, Kaye S, McClure MO, Weber J, Willis G, Collier D, Wessely S, Cleare A. PLoS One. 2010 Jan 6;5(1):e8519. Failure to detect the novel retrovirus XMRV in chronic fatigue syndrome		0/186 0%		PCR (全血)	イギリス	慢性疲労症候群186例を対象に全血から核酸増幅法によるXMRV遺伝子の検出を行ったが、検出できなかった。
7	Groom HC, Boucherit VC, Makinson K, Randal E, Baptista S, Hagan S, Gow JW, Mattes FM, Breuer J, Kerr JR, Stoye JP, Bishop KN. Retrovirology. 2010 Feb 15;7:10 Absence of xenotropic murine leukaemia virus-related virus in UK patients with chronic fatigue syndrome		0/136 0% DNA 0/140 0% RNA	0/95 0% DNA 0/141 0% RNA	PCR(全血) RT-PCR(血清)	イギリス	全血及び血清から核酸を抽出し、核酸増幅法を用いてXMRVの遺伝子を検出したが、慢性疲労症候群及び健康人から検出されなかった。
8	van Kuppeveld FJ, de Jong AS, Lanke KH, Verhaegh GW, Melchers WJ, Swanink CM, Blijenberg G, Netea MG, Galama JM, van der Meer JW. BMJ. 2010 Feb 25;340:c1018 Prevalence of xenotropic murine leukaemia virus-related virus in patients with chronic fatigue syndrome in the Netherlands: retrospective analysis of samples from an established cohort		0/32 0% RNA	0/43 0% RNA	RT-PCR (末梢単核球)	オランダ	1991～1992年に凍結保存されていた末梢単核球からRNAを抽出し、核酸増幅法によってXMRV遺伝子を検出したが、慢性疲労症候群及び健康人から1例も検出されなかった。
9	Switzer WM, Jia H, Hohn O, Zheng HQ, Tang S, Shankar A, Bannert N, Simmons G, Hendry RM, Falkenberg VR, Reeves WC, Heneine W. Retrovirology. 2010. 7:57 Absence of evidence of Xenotropic Murine Leukemia Virus-related virus infection in persons with Chronic Fatigue Syndrome and healthy controls in the United States		0/51 0% DNA	0/56 0% DNA	PCR (末梢単核球) 免疫学的試験	米国	米国カンザス州とジョージア州のCFS患者51名とコントロール56名の血清について、PCRと抗体検査が行われた。その結果、いずれからもXMRVは検出されなかった。この結果は、XMRVとCFSの関係を支持しない。
10	Lo SC, Pripuzova N, Li B, Komaroff AL, Hung GC, Wang R, and Alter H.J. PNAS. 2010. 107. 1470-77 Detection of MLV-related virus gene sequences in blood of patients with chronic fatigue syndrome and healthy blood donors		32/37 86.5% DNA (XMRVとは異なるウイルス)	3/44 6.8% DNA (XMRVとは異なるウイルス)	PCR (末梢単核球)	米国	既に報告されている gag 領域のプライマーを用いて37人のCFS末梢血を解析したところ、32人からマウス白血病に類似したレトロウイルスが検出された。塩基配列からは、XMRVよりも polytropic (多様指向性) マウス内因性レトロウイルスに類似していた。
11	Barnes E, Flanagan P, Brown A, Robinson N, Brown H, McClure M, Oxenius A, Collier J, Weber J, Gunthard H.F., Hirschel B., Fidler S., Phillips R., and Frater J. JID. 2010 Failure to detect xenotropic murine leukemia virus-related virus in blood of individuals at high risk of blood-borne viral infection		0/151 0% DNA 0/79 0% RNA		PCR (末梢単核球) RT-PCR (血清)	英国 西ヨーロッパ	英国と西ヨーロッパの HIV-1感染者163人(慢性期84人、急性期79人)とHCV感染者67人(慢性期)において、慢性感染者からは DNA、急性期にある感染者からは RNA を抽出し、NAT 検査を実施したが、XMRV の遺伝子は検出できなかった。さらに gag に対する T 細胞の反応性も63人で検討したが、反応性は認められなかった。以上から、英国や西ヨーロッパでは血液や性的感染リスクを持つヒトでの XMRV 感染率は高くなかった。
12	Hnrlich T.J., Li J.Z., Felsenstein D., Kotton C.N., Piengi R.M., Pereyra F., Marty F.M., Lin N.H., Grazioso P., Crochiere D.M., Eggers D., Kuritzkes D.R., and Tsibris A.M.N. JID. 2010 Xenotropic murine leukemia virus-related virus prevalence in patients with chronic fatigue syndrome or chronic immunomodulatory conditions		0/198 0% DNA	0/95 0% DNA	PCR (末梢単核球)	米国	ボストン圏にある大学病院において、XMRV感染の頻度を調べるためにCFS32人、HIV感染者43人、幹細胞及び臓器移植患者28人、関節リウマチ(RA)患者97人、RAのコントロールの患者95人計230人から DNA を抽出し NAT 検査を行った。XMRV の遺伝子は検出できなかった。

献血血液の研究開発等での使用に関する指針（案）

平成 23 年 3 月 8 日付

前文

血液製剤は、国民の善意の献血によって得られる血液（以下「献血血液」という。）を主たる原料とする貴重な物であり、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号）」（以下「血液法」という。）においても、その適正な使用が求められている。血液製剤は、元来患者の治療を目的として製造され、使用される物であるが、血液製剤の製造に伴って副次的に得られた物及び本来の用途に適しない又は適しなくなった物も含め、輸血の有効性・安全性の向上のための研究、検査試薬の製造及び品質管理試験等（以下「研究開発等」という。）に際し、使用せざるを得ない場合がある。

献血血液が研究開発等に使用される場合にあっては、倫理的な観点からの慎重な配慮が求められる。また、献血血液の研究開発等での使用により、治療のために供給される血液製剤が不足したり、医療に支障が生じることがあってはならない。

一方で、検査で不適となった献血血液や、有効期限切れの血液製剤を研究開発等に使用することは、献血者の善意を無駄にせず、有効利用につながる意義もある。

かかる状況を踏まえ、ここに献血血液の研究開発等での使用に関する指針を定める。

第 1 基本的な考え方

1 目的

本指針は、献血血液が、国民の善意によって得られる貴重な物であることを踏まえ、献血血液の研究開発等での使用について、関係者が遵守すべき事項を定め、もって適正にとり行われることを目的とする。

2 適用範囲

本指針は、献血血液を、研究開発等を目的に使用する場合を対象とする。なお、医療機関における治療を目的とした血液製剤の患者への適応外使用については、本指針の対象としない。

3 研究開発等に用いられる可能性がある献血血液

研究開発等に用いられる可能性がある献血血液及びその概要は以下のとおり。

① 血液製剤の規格に適合しない血液

具体例：検査等により不適合となった血液、有効期限切れ血液

② 血液製剤の製造に伴って副次的に得られた物

具体例：検査用検体残余血液、11 年の保管年限を超えた調査用の血液、血漿分画製剤の製造過程で得られた中間体・廃棄画分

③ 血液製剤としての規格に適合する血液

4 献血血液を研究開発等に使用できる者

献血血液は、採血事業者により採血され、保管・管理されている。また、血液製剤（輸血用血液製剤及び血漿分画製剤）の製造過程にある原料血液は、血液製剤製造販売業者により保管・管理されている。そのため、献血血液は、法的には採血事業者又は血液製剤製造販売業者が占有しているが、献血血液が国民の善意の行為によってしか得られない物であり、国民は患者の治療に役立てることを目的として血液を提供することに鑑みると、理念的には国民の共有財産とも考えられる。そのため、献血血液の研究開発等への使用に当たっては、献血者の理解が得られ、かつ、血液製剤の有効性・安全性の向上又は国民の公衆衛生の向上に資する目的であれば、一定の手続きの下、可能な限り多くの者により有効利用が図られるべきである。

第 2 献血血液を用いることができる研究開発等

5 以下に掲げる研究開発等については、第 3 以降に記載されている所定の手続きを経ることにより、第 1-3 に記載された献血血液を用いることができる。

(ア) 血液製剤の有効性・安全性及び献血の安全性の向上を目的とした使用

血液製剤の安全性については、採血時の問診、各種感染症に対するスクリーニング検査等、現在様々な取組がなされており、その向上に向けた不断の努力が求められている。また、血液製剤の製造・使用に対する新たな技術の導入に際しては、血液製剤の有効性が低下する可能性も否定できないことから、その影響を十分に確認する必要がある。かかる状況を踏まえ、所定の条件を満たし、かつ、所定の手続きを経た場合において、以下に記載する目的のため、献血血液を用いることができる。

① 研究開発

具体例：人工赤血球の開発、血小板製剤の有効期限に関する研究

② 品質管理試験

具体例：血液製剤の製造に必要な検査機器の精度管理用コントロール血清

③ 検査試薬

具体例：血液型判定試薬、抗血小板抗体試薬

④ 疫学調査・研究

具体例：血液を通じて感染するおそれがある病原体の疫学研究

⑤ その他

具体例：血液フィルターの性能評価、採血基準に関する評価

(イ) 広く国民の公衆衛生の向上を目的とした使用

人の血液の中には様々な蛋白が含まれており、疾病の診断、病態の解明、疫学研究等、疾病の克服や健康状態の改善に重要な役割を果たしている。かかる状況を踏まえ、所定の条件を満たし、かつ、所定の手続きを経た場合において、以下に記載する目的のため、献血血液を用いることができる。

① 研究開発

具体例：新たな診断薬の開発

② 品質管理試験

具体例：新生児スクリーニング検査精度管理用コントロール血清

③ 検査試薬

具体例：体外診断薬の試薬

④ 医薬品製造

具体例：培地への血漿の利用、安定化剤としてのアルブミンの利用

⑤ 疫学調査・研究

具体例：インフルエンザ等の感染症流行予測調査

⑥ その他

第3 献血者への対応

6 インフォームド・コンセントについて

献血者は、自らの血液が患者への治療に役立てられることを期待し献血を行うものであるため、献血血液が研究開発等へ使用される可能性があることについて、献血者に対し、献血の実施前に文書による説明を行い、同意を得る必要がある。また、「疫学研究に関する倫理指針（平成14年6月17日 文部科学省、厚生労働省）」等の関連指針の対象となる研究を実施する場合には、当該関連指針におけるインフォームド・コンセントに係る規定が遵守されなければならない。

7 個人情報の保護について

採血事業者及び血液製剤製造販売業者は、個人情報を取り扱う場合において、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」を遵守し、研究開発等の利用のために献血血液を用いる又は第三者に提供する場合は、匿名化（連結不可能匿名化又は連結可能匿名化であって対応表を提供しない場合をいう。）を行い、献血血液から献血者を特定できなくする措置を講じなければならない。ただし、血液製剤の有効性・安全性の向上及び公衆衛生の向上等の目的のため、個人情報の利用が不可欠である場合であって、インフォームド・コンセントの受領も含め、「個人情報の保護に関する法律」及び当該研究開発等に係る関連指針の規定に基づき実施される場合においては、この限りでない。

<注>

連結可能匿名化とは、必要な場合に個人を識別できるように、その人と新たに付された符号又は番号の対応表を残す方法による匿名化をいう。
連結不可能匿名化とは、個人を識別できないように、その人と新たに付された符号又は番号の対応表を残さない方法による匿名化をいう。

8 ヒト遺伝子解析・検査等について

輸血による副作用を防止する観点から、献血血液に対し、赤血球型、白血球型(HLA型)、血小板型及び血漿蛋白に対する遺伝子検査を実施する場合がある。かかる限定的な遺伝子検査を実施するに当たっては、献血者に対し、献血の実施前に文書による説明を行い、同意を得ることが必要である。また、献血血液を用いてそれ以外のヒト遺伝子解析・検査等を実施する場合には、当該献血者に対し、個別に内容を説明し、同意を得る必要がある。さらに、献血血液を用いたヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施する場合は、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成13年3月29日 文部科学省、厚生労働省、経済産業省）」を遵守しなければならない。

第4 献血血液の研究開発等への使用の手続き

献血血液の研究開発等への使用に際しては、以下の手続きを経るものとする。

9 薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会運営委員会での事前評価

① 血液事業部会運営委員会における事前評価を必要とする場合

以下のいずれかの場合においては、当該使用の可否について、血液事業部会運営委員会において事前に評価を行う。ただし、血液製剤の安全性の向上のための技術開発及び献血者の保護等を行うことは、血液法で定められた採血事業者及び血液製剤製造販売業者の責務であることから、血液製剤の有効性・安全性又は献血の安全性の向上を目的として採血事業者又は血液製剤製造販売業者が使用する場合は、この限りでない。

- i. 使用目的が、第2-5 (ア)④の「疫学調査・研究」又は第2-5 (イ)の「広く国民の公衆衛生の向上を目的とした使用」に該当する場合。
- ii. 使用者が、営利を目的とした者である場合。
- iii. 使用する献血血液が、第1-3 ③の「血液製剤としての規格に適合する血液」に該当する場合。
- iv. 使用方法に、ヒト遺伝子解析・検査等が含まれる場合。
- v. その他、血液事業部会運営委員会での評価が適当と思量される場合。

② 血液事業部会運営委員会での評価事項

血液事業部会運営委員会では、特に以下の観点から、献血血液の研究開発等への使用の妥当性について、評価を行う。

i. 使用目的

(留意点) 血液製剤の有効性・安全性及び献血の安全性の向上又は広く国民の公衆衛生の向上を目的とした使用であることが明らかでなければならない。

ii. 使用する献血血液

(留意点) 血液製剤としての規格に適合する血液の使用は限定的でなければならない。使用する場合には、その目的を達成するため、当該製剤以外では代替できないことが明らかでなければならない。また、献血血液に対する感染症検査が陽性となった血液については、感染拡大防止の観点から、血液製剤の安全性向上を目的とした検査精度管理等に用いられる場合を除き、原則、用いてはならない。

iii. 使用量

(留意点) 血液製剤としての規格に適合する血液を使用する場合には、血液製剤の安定供給に支障が生じないよう特段に配慮しなければならない。規格不適合血や検査残余血を用いる場合においても、特定の者に使用量が偏ることがないように、配慮しなければならない。また、使用量が多くなることで、採血事業者及び血液製剤製造販売業者に過度の業務負荷がかかり、血液製剤の供給の遅滞等、医療に支障が生じることがあってはならない。

iv. 使用者

(留意点) 本指針及び関連指針等を遵守し、献血血液の使用が適切に行われる体制が整備されていなければならない。なお、使用者とは、研究開発等の主たる実施者であり、共同研究等の場合においては、研究代表者を意味する。

v. 献血者からのインフォームド・コンセントの受領状況

(留意点) 当該使用に係る献血者からのインフォームド・コンセントの受領が、関連指針等の規定に照らし、適切になされていないなければならない。

vi. 倫理面への配慮

(留意点) 研究対象者に対する人権擁護上の配慮がなされ、かつ、疫学研究が行われる場合は「疫学研究に関する倫理指針」が、ヒトゲノム・遺伝子解析研究が行われる場合は「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」が、その他の研究が行われる場合は「臨床研究に関する倫理指針(平成20年厚生労働省告示第415号)」の第2「研究者等の責務等」及び第3「倫理委員会」が規定する事項が遵守されていないならない。

③ 血液事業部会運営委員会での評価方法

血液事業部会運営委員会での評価に際しては、必要に応じ参考人を招致することができる。また、企業の営業上の秘密等に配慮し、必要に応じ、使用者の匿名化や、評価を非公開とすることができる。

④ 血液事業部会運営委員会での評価を要さない研究開発等

第4 9 ①に掲げる場合を除いた研究開発等への使用については、必ずしも血液事業部会運営委員会での事前の評価は必要としない。かかる場合、採血事業者及び血液製剤製造販売業者においては、第4 9 ②の評価事項を参照に、献血血液の研究開発等への使用について評価を実施するとともに、使用状況について、定期的に血液事業部会運営委員会に報告するものとする。

10 使用の申請方法

献血血液の研究開発等への使用を希望する者は、採血事業者又は血液製剤製造販売業者に対し、使用を希望する旨の申請書を提出する。採血事業者及び血液製剤製造販売業者は、献血血液の研究開発等への使用を希望する者からの申請を受け付ける窓口を設け、第4 9 ①に掲げる場合の申請については、社の見解を附して、厚生労働省に送付するものとする。第4 9 ①に掲げる場合を除いた研究開発等への使用については、使用目的や使用量等を踏まえ、採血事業者及び血液製剤製造販売業者において評価を実施し、適切に対応するものとする。

11 費用の徴収

採血事業者及び血液製剤製造販売業者が、献血血液を第三者に提供する場合においては、実費程度の費用を徴収することができる。

第5 その他

12 市場に流通している血液製剤を用いた研究開発等

市場に流通している血液製剤が研究開発等への使用される場合においても、血液法の基本理念に鑑み、適切にとり行われなければならない。また、血液製剤の安定供給に支障が生じることがあってはならない。血液製剤の製造販売業者においては、当該利用に疑義が生じた場合は、厚生労働省に適宜報告するものとする。

13 残余血液が生じた場合への対応

献血血液を研究開発等に使用する者は、当該血液に残余が生じた場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）」等の関連法規を遵守し、適切に処理しなければならない。また、採血事業者又は血液製剤製造販売業者から提供された献血血液を、無断で第三者に譲渡してはならない。

14 危害の防止のため報告

献血血液を研究開発等に使用する者は、当該献血血液により保健衛生上の危害が発生し、又は拡大するおそれがあることを知ったときは、直ちに厚生労働省に報告しなければならない。

15 不適切な使用への対応

献血血液の研究開発等への使用において、本指針に照らし不適切な使用等が認められた場合は、必要に応じ、血液事業部会運営委員会において対応につき審議する。

16 献血血液を用いた疫学研究の実施に係る留意事項

献血血液を用いた疫学研究の実施は、血液の安全性の向上のみならず、医学の発展や国民の健康の保持増進に多大な役割を果たすことが期待される反面、多くの献血者の血液を用いる必要があることや、その結果が献血者へ及ぼしうる影響に鑑みると、特段の配慮が求められる。そのため、献血血液を用いた疫学研究を実施する場合においては、以下の点が遵守されなければならない。

- ① 「疫学研究に関する倫理指針」の対象となる疫学研究を実施する場合には、当該指針が遵守されること。疫学研究であって、ヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施する場合には、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」が遵守されること。
- ② 血液の安全性の向上を目的とした研究にあつては、研究の実施者に採血事業者又は血液製剤製造販売業者が参画していること。
- ③ 当面の間の措置として、採血事業者、血液製剤製造販売業者、国若しくは地方自治体が設置する研究機関により実施される研究又は公的補助金を受け実施される研究であること。

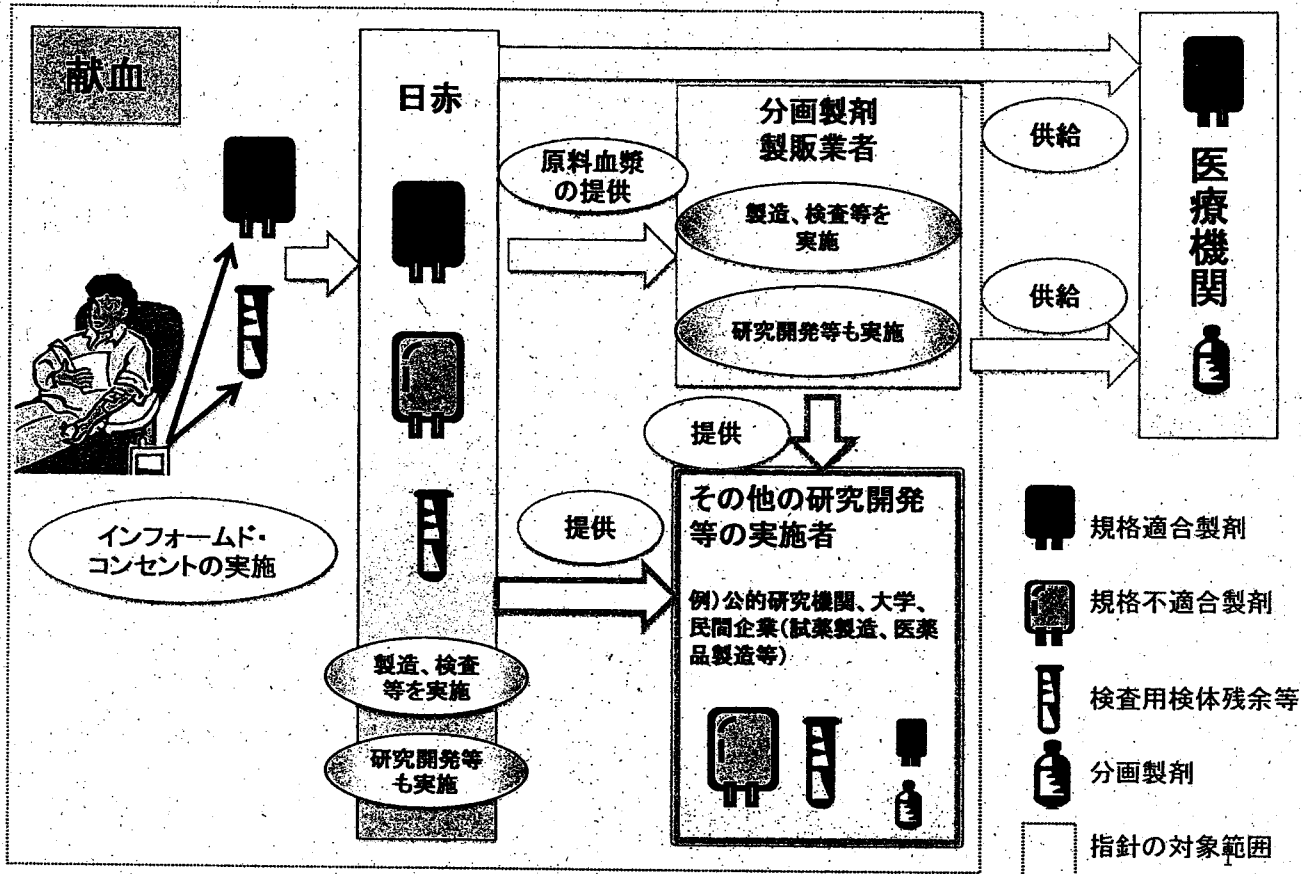
17 細則

本指針に定めるもののほか、必要に応じ、本指針の施行に関する細則を別に定める。

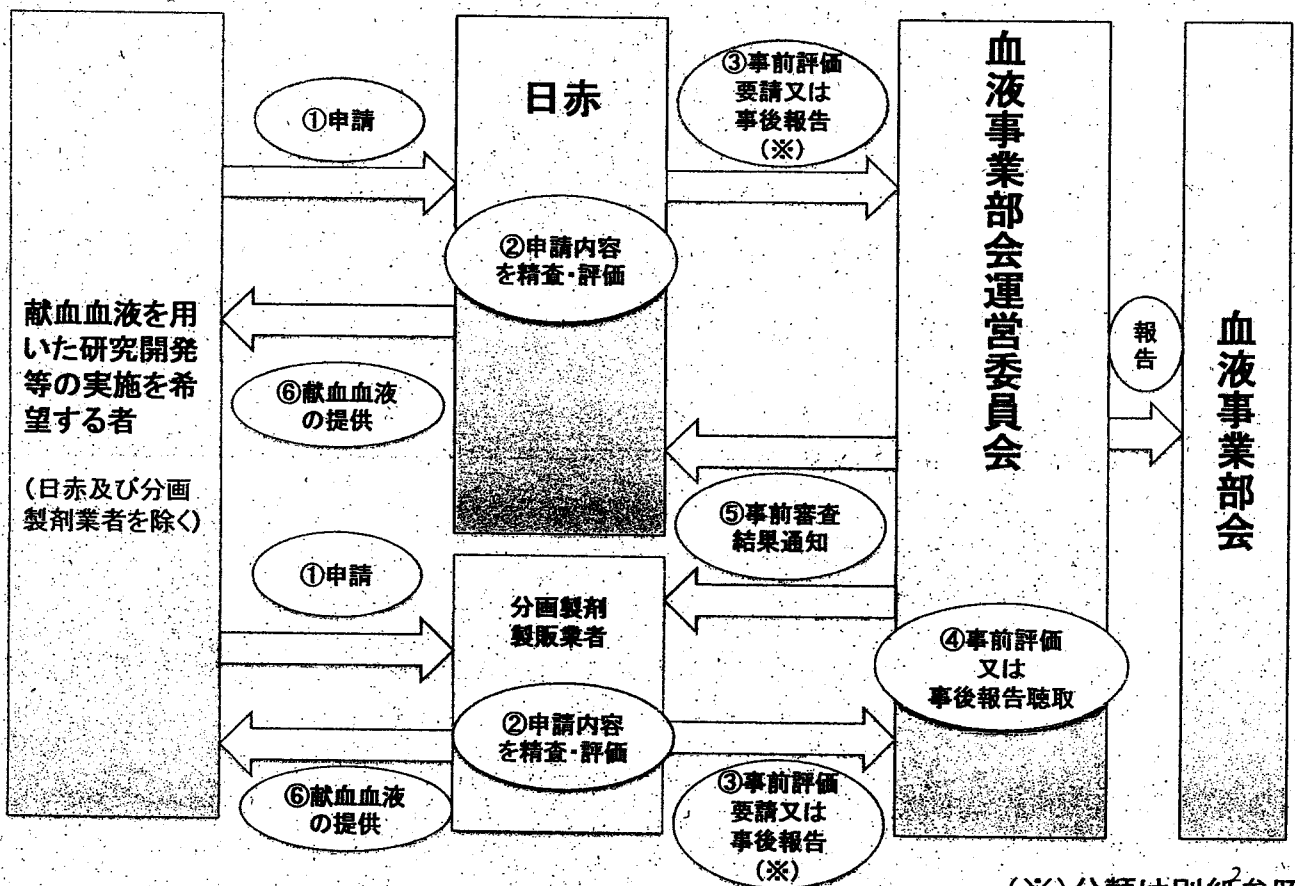
18 指針の見直し

必要に応じ、又は施行後5年を目途として、献血血液の研究開発等への使用状況を踏まえ、本指針の見直しの検討を行うものとする。

献血血液の研究開発等での使用に関する指針(案) 概念図



献血血液の研究開発等での使用に係る手続き 概要



献血血液の研究開発等での使用に係る評価方法

使用目的等	使用者					
	採血事業者	血液製剤製販業者	公的研究機関	大学等研究機関	営利を目的とする者	その他
(ア)血液製剤の有効性・安全性及び献血の安全性の向上を目的とした使用	①研究開発	(a) 採血事業者又は血液製剤製造販売業者において評価を実施し、血液事業部会運営委員会に対し、使用状況について定期的に報告する。				
	②品質管理試験					
	③検査試薬					
	④疫学調査・研究					
	⑤その他					
(イ)広く国民の公衆衛生の向上を目的とした使用	①研究開発	(b)血液事業部会運営委員会において、事前に評価を実施。				
	②品質管理試験					
	③検査試薬					
	④医薬品製造					
	⑤疫学調査・研究					
	⑥その他					
ヒト遺伝子解析・検査等が含まれる場合 (血液製剤の有効性・安全性又は献血の安全性の向上を目的として採血事業者又は血液製剤製販業者が使用する場合を除く。)						
規格適合製剤を用いる場合		(a)に同じ。				

献血血液の研究開発等での使用に係る評価事項(抜粋)

1. 使用目的

血液製剤の有効性・安全性及び献血の安全性の向上又は広く国民の公衆衛生の向上を目的とした使用であることが明らかでなければならない。

2. 使用する献血血液

血液製剤としての規格に適合する血液の使用は限定的でなければならず、使用する場合には、その目的を達成するため、当該製剤以外では代替できないことが明らかでなければならない。また、献血者に対する感染症検査が陽性となった血液は、感染拡大防止の観点から、特別な場合を除き、原則、用いてはならない。

3. 使用量

血液製剤としての規格に適合する血液を使用する場合には、血液製剤の安定供給に支障が生じないよう配慮しなければならない。規格不適合血や検査残余血を用いる場合、特定の者に使用量が偏ることがないように配慮しなければならない。また、使用量が多くなることで、採血事業者及び血液製剤製造販売業者に過度の業務負荷がかかり、血液製剤の供給の遅滞等、医療に支障が生じることがあってはならない。

4. 使用者

本指針及び関連指針等を遵守し、献血血液の使用が適切に行われる体制が整備されていないならぬ。

献血血液の研究開発等の使用に関する指針案 ～その他の留意事項～

- 献血者に対するインフォームドコンセントの実施
- 個人情報保護の徹底
- ヒト遺伝子解析・検査等に対する配慮
- 安定供給への影響に対する配慮
- 疫学研究に係る留意事項

英国滞在歴に関する制限緩和に伴う献血状況(報告)

20110218

日本赤十字社血液事業本部

「採血時の欧州等滞在歴による献血制限の見直しについて」(平成 21 年 12 月 11 日付け薬食発 1211 第 6 号厚生労働省医薬食品局長通知)により、1980 年から 1996 年の間の英国滞在歴による献血制限について、「1 日以上英国滞在歴を有する者」から「1 ヶ月以上の英国滞在歴を有する者」に変更されたところである。

日本赤十字社では、平成 22 年 1 月 27 日採血分から、緩和された制限による献血受入を開始したところであるが、対象となる献血受付け者数(実数)の推移及び関連広報の展開について、以下のとおり概要を報告する。

なお、調査実施期間は、平成 22 年 1 月 27 日から平成 23 年 1 月 31 日までの 1 年間(九州、沖縄については平成 22 年 1 月 27 日から平成 23 年 1 月 24 日までの間)とした。

1. 対象となる献血受付け者数(実数)は 37,366 人であった(グラフ 1)。また、調査実施期間(1 年間)内における献血協力回数を 1.7 回/年^{*}として献血受付け者数(延数)を試算すると、約 64,000 人になるものと推定される。

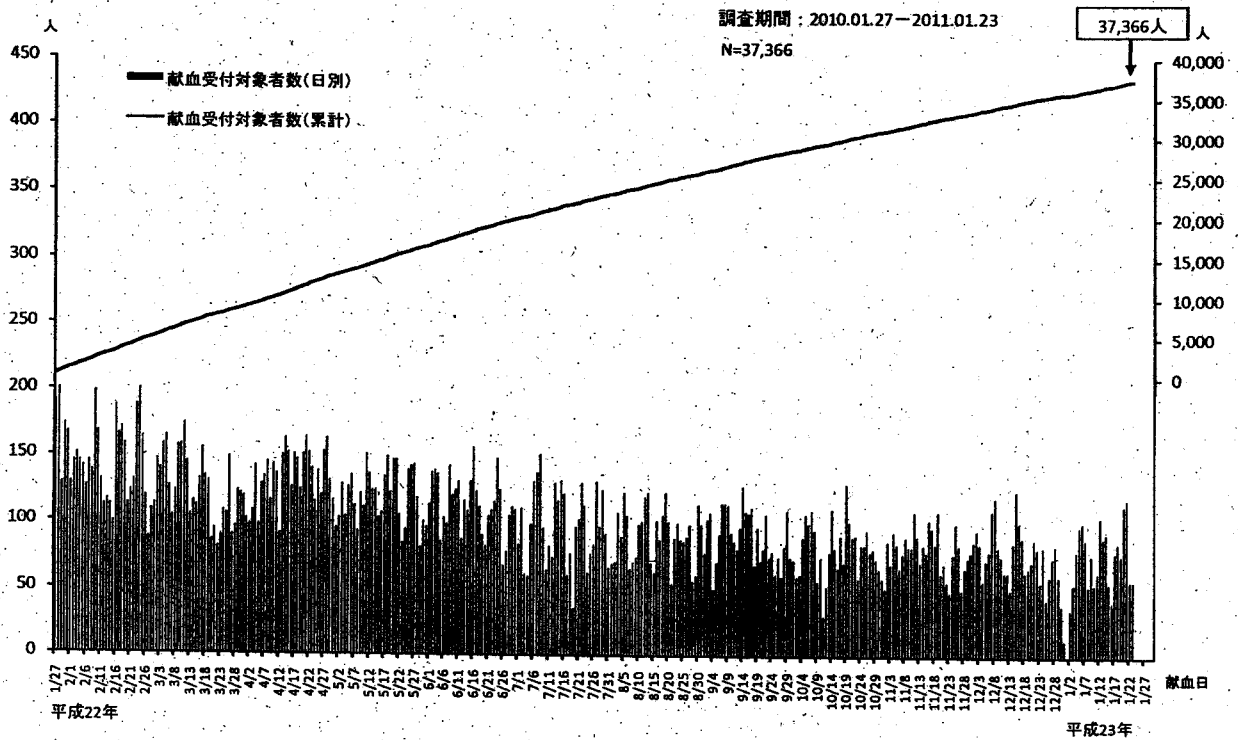
^{*}平成 21 年度の献血者一人当たりの平均献血回数(全国値)

2. 献血受付け者数(実数)の滞在期間別の分布をみると、1 週間以内が全体の 80.3%、また 2 週間以内では 94.9%となっており、その大部分が 2 週間以内の滞在歴であった(グラフ 2)。

3. また、広報展開として、①テレビ CM の放映、②新聞 43 紙(全国紙 3 紙、各地域で購読率の高い地方紙 36 紙、スポーツ紙全国版 4 紙計 4,076 万部)への掲載、③ラジオ番組での周知、④ポスターの作製(B3 版 9,400 部)掲出、及び⑤日本赤十字社 HP への関連情報の掲載並びに各献血会場でのデジタルサイネージ(映像配信機器)を用いた周知等を実施した(参考)。

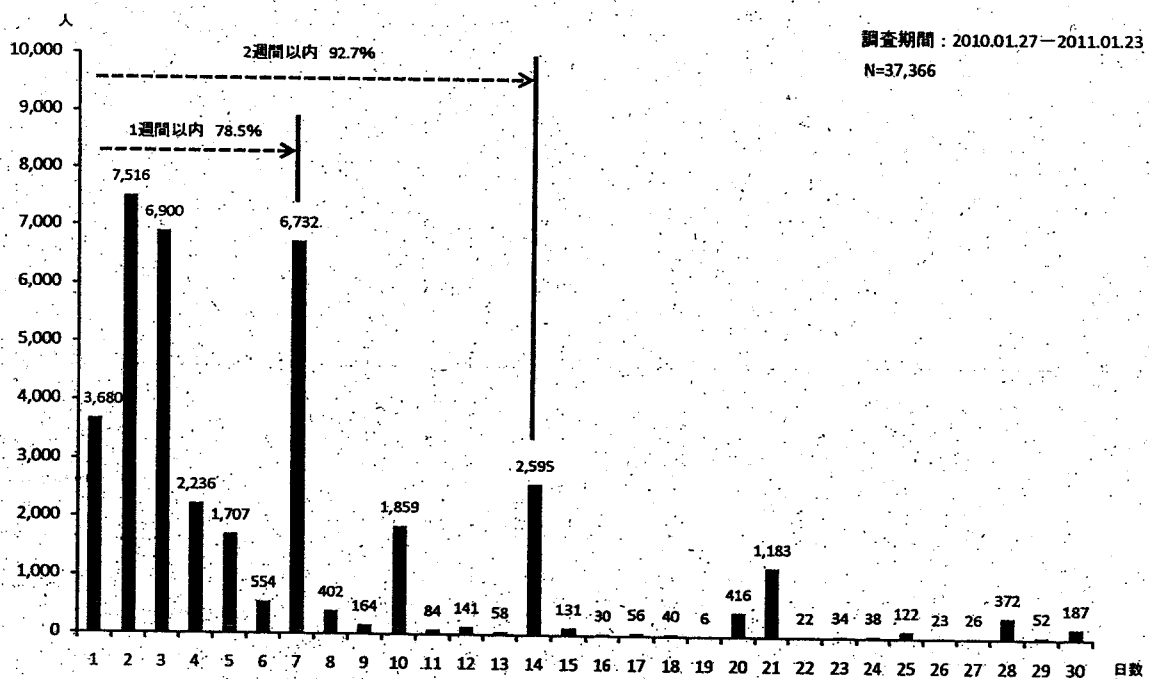
4. 上記により、当該献血制限の緩和の実施は、献血者確保の増加に有効であるものと判断される。今後も、一度離れた献血者はもとより広く国民に対して献血にご協力いただくため、引き続き、国と連携して積極的な広報活動を継続的に行う必要があるものとする。

グラフ1 献血受付対象者数の推移(日別, 累計)



*九州、沖縄については平成22年1月27日から平成23年1月16日までの集計であること。

グラフ2 献血受付対象者数の推移(滞在期間別)



*九州、沖縄については平成22年1月27日から平成23年1月16日までの集計であること。

【参考】

I テレビCM放映(別添1参照)

1. 第1回目

(1)番組提供(全国放送)

放送局	番組名	日付	曜日	放送時間
日本テレビ	2010PGA CHAMPION SHIP 第78回日本プロゴルフ選手権大会日清カップヌードル杯	平成22年5月15-16日	土、日	15時30分-16時55分
				15時00分-16時25分
TBS	関口宏の東京フレンドパークII SP	平成22年4月5日	月	19時00分-20時54分
フジテレビ	アンビリーバボースペシャル	平成22年4月1日	木	19時00分-22時24分
	LIVE2010 ニュース&すぽると	平成22年4月3日、10日	土	24時00分-24時15分
テレビ朝日	さんま&EXILEの世界に一つだけの歌	平成22年4月9日	金	19時00分-21時48分
	世界の子どもが SOS! THE☆仕事人バンク	平成22年4月11日	日	19時00分-20時54分
テレビ東京	アスリート感動劇場 1億の心に響く物語II(仮)	平成22年4月14日	水	22時00分-23時24分

*上記番組中に30秒のCMを1回又は2回放映したこと。

(2)スポット放映

地区	放送局	
関東	日本テレビ	TBS
関西	讀賣テレビ	朝日放送
名古屋	中京テレビ	東海テレビ

*各放送局の空き時間帯に放映を依頼したこと。

4

2. 第2回目

(1)番組提供(全国放送)

放送局	番組名	日付	曜日	放送時間
日本テレビ	Going!Sports&News	平成22年11月6日、14日、20日、28日	土、日	23時55分-24時35分
TBS	朝ズバッ!	平成22年11月1日、3日、5日、9日、11日、 15日、17日、19日、23日、25日、29日	月-金	5時30分-8時30分
フジテレビ	LIVE2010 ニュースJAPAN	平成22年11月6日、20日	土	24時00分-24時15分
	LIVE2010 すぽると!	平成22年11月6日、20日	土	24時00分-24時15分
テレビ東京	アド街ック天国	平成22年11月6日、13日、20日、27日	土	19時00分-19時57分

*上記番組中に30秒のCMを1回又は2回放映したこと。

(2)スポット放映

地区	放送局			
北海道	札幌テレビ	北海道放送	北海道文化放送	北海道テレビ
仙台	宮城テレビ	東北放送	仙台放送	東日本放送
岡山・香川	西日本放送	山陽放送	岡山放送	瀬戸内海放送
福岡	福岡テレビ	RKB毎日放送	テレビ西日本	九州朝日放送

*各放送局の空き時間帯に放映を依頼したこと。

*各血液センターにおいても地元放送局(上記放送局以外も含む)に対し空き時間帯に放映を依頼したこと。

II 新聞広告掲載(別添2参照)

1. 掲載紙

全国紙(読売新聞・朝日新聞・日本経済新聞)3紙・地方主要紙 36 紙・全国版スポーツ新聞(スポーツ報知・日刊スポーツ・スポニチ・サンケイスポーツ)4 紙の合計 43 紙 合計 約 4,076 万部

2. 掲載規格

全 5 段モノクロ

3. 掲載日

- (1) 第 1 回目:平成 22 年 1 月 27 日
- (2) 第 2 回目:平成 22 年 3 月 20 日から 28 日までの間で各 1 日
- (3) 第 3 回目:平成 22 年 11 月 20 日から 27 日までの間で各 1 日

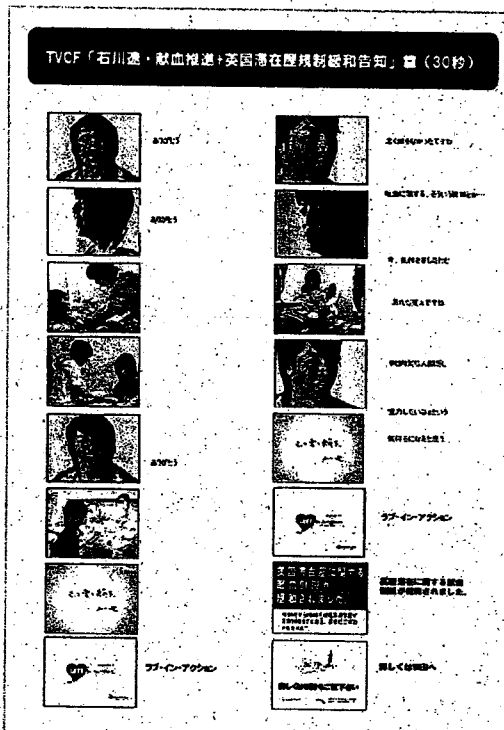
III ラジオ番組での告知

JFN38 局ネットにより毎週月曜日から金曜日の 6 時 30 分から 10 分間放送している「LOVE in Action」において、逐次、当該献血制限緩和情報を提供したこと。

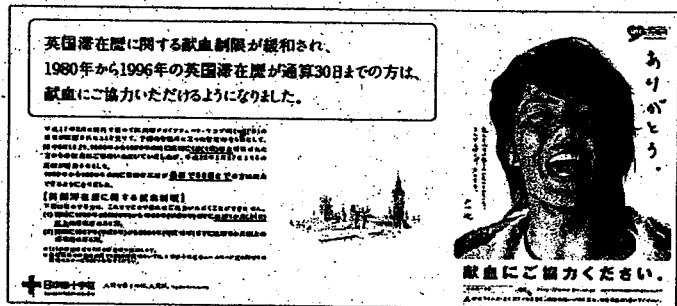
IV ポスター製作及び配布等

当該献血制限緩和に係るポスターを 9,400 部製作し、各血液センターに配布するとともに、各献血ルームに整備してあるデジタルサイネージ(映像配信機器)においてポスターを掲出したこと(別添3参照)。また、献血 Walker(一般国民向け献血推進小冊子)への関連記事を掲載したこと(別添4参照)。

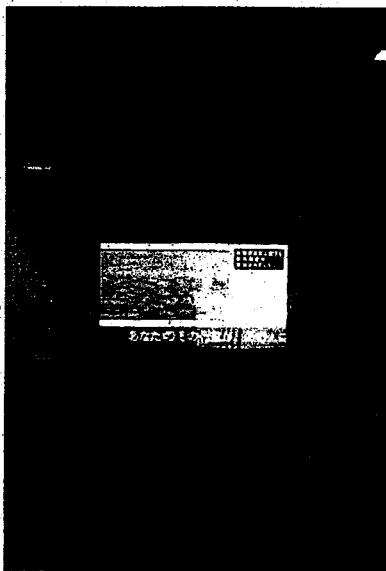
別添1(テレビCM)



別添2(新聞広告)



別添3(デジタルサイネージ)



(例: 秋田県赤十字血液センター)

別添4(献血Walker)



navigation

START+

献血制限の緩和で実現!
献血リポート

献血制限の緩和で実現!
献血リポート

英田澤在歴があつたために献血できなかった
シュウさん。制限緩和でついに念願の献血!

【献血】英田澤在歴がある方の献血の制限が緩和
これまで、1990年(昭和65年)から1996年(平成8年)の間に英田澤在歴が
1日でもある方は献血をご遠慮いただいていました。2010年1月27日より
英田澤在歴、英田澤在歴が30日以内なら献血できるようになりました!

山本シュウが
行く!

日本赤十字社

【電子公民館献血ルーム】

採血基準改正に伴う準備状況(報告)

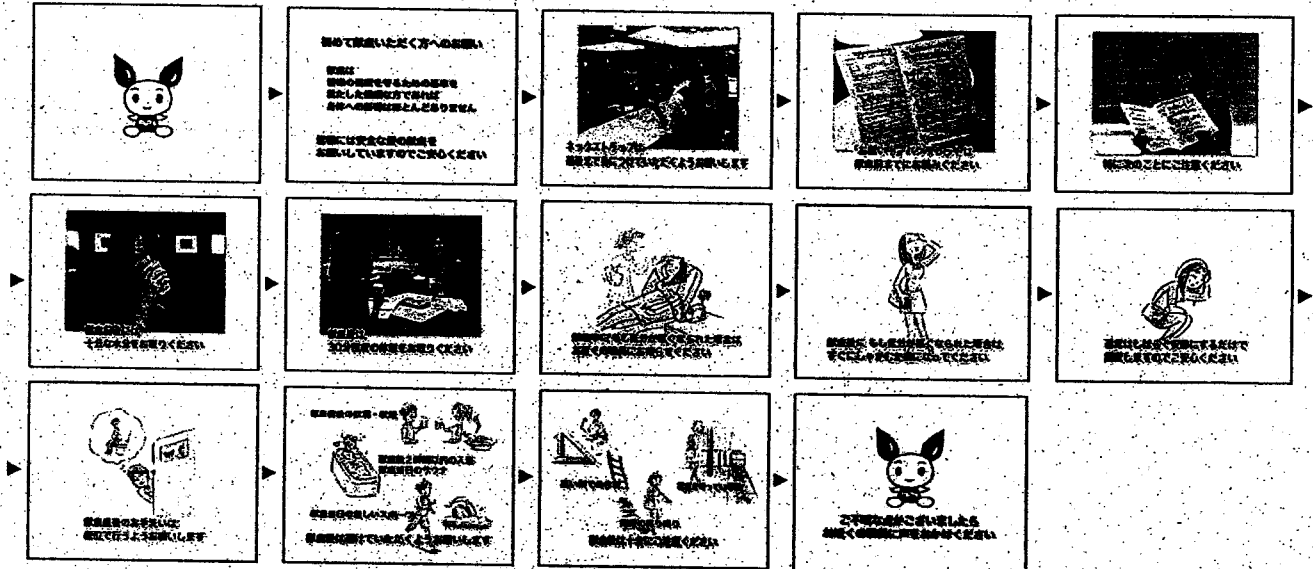
1. 採血時におけるリスクとその対応策を事前にわかりやすく情報提供(HP, 印刷物, 献血現場の表示等)

(1) 事前説明

ア: 初回献血者向け事前説明用 DVD の作製

内 容	400mL 全血献血の下限年齢を男性に限り 18 歳から 17 歳に引き下げることに伴って、初回献血者に対して、献血の受付時に献血前後の注意事項等の映像を視聴していただき、採血副作用の防止対策の一助とする。 移動採血は再生機器で視聴、献血ルーム等の固定施設は問診票回答システムで視聴する。 内容としては、献血の流れや献血前後の注意事項等に重点を置いたものとし、献血当日説明用(映像時間 2 分 30 秒)と献血日前の事前説明用(映像時間 10 分)の二種類を作製する。
運用開始時期	平成 23 年 4 月より実施

(映像イメージ、献血当日説明用(映像時間 2 分 30 秒))



イ. ホームページの改修

内 容	献血の意義と感謝並びに献血者の安全性確保のための献血時におけるリスク及び採血副作用防止への注意事項等を、事前に献血者へ情報提供する。
運用開始時期	平成 21 年度末(実施済)

(日本赤十字社ホームページ “血液事業” より)


初めて献血される方へ

献血は、輸血を受けられる方の安全と献血をされる方の健康を守るため、様々な基準がございます。

また、まれに採血に伴う副作用が生じることがありますので、以下の内容をご理解のうえ献血にご協力いただけますようお願いいたします。

献血前には「お願い」をお読みください

「お願い」の用紙は各献血会場で献血前にお渡ししています。
献血基準に関することや、採血に伴う副作用などについて記載していますので、必ずお読みください。



「ネックストラップ」の着用で初めての献血も安心

初めて献血される方は、採血に伴う副作用が生じたり、献血を行う緊張により具合が悪くなる場合があります。
各職員が初回献血者の方をサポート出来るよう、「ネックストラップ」の着用をお願いいたします。

⋮ (省略)

「お願い」を見る

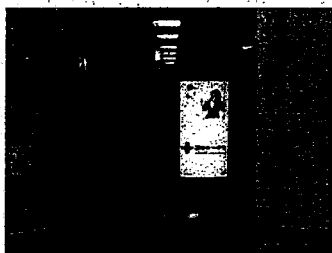
(2) 献血会場入口

ア. 固定施設における映像配信システム(デジタルサイネージシステム)

内 容	献血の意義と感謝並びに献血者の安全性確保のための献血時におけるリスク及び採血副作用防止への注意事項等を、献血ルーム等の固定施設に入る前に献血者へ情報提供する。 同システムについては、平成 21 年 11 月から順次導入を開始し、現在、全国の各赤十字血液センター及び献血ルームへの整備を完了している。
運用開始時期	平成 21 年度末(実施済) なお、初回献血者向け事前説明(献血前・献血時・献血後等)用映像の配信は平成 23 年 3 月より

(献血ルームへの導入事例)

〔岡山県赤十字血液センター 表町出張所〕



〔秋田県赤十字血液センター 御所野出張所〕



(提供情報例)

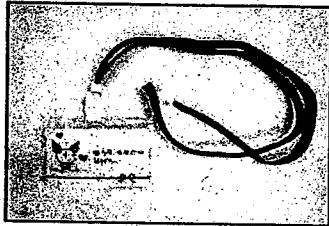
- ① 献血基準
- ② 献血の流れ
- ③ 受付時に配布している「お願い」情報
- ④ 初回献血者向け事前説明用映像
(献血前・献血時・献血後等)
- ⑤ 輸血用血液製剤の在庫情報
- ⑥ 献血推進に係る広報(CM 素材)
- ⑦ 献血推進キャンペーン情報
- ⑧ 血液の知識 等

(3) 献血受付

ア. 初回献血者とわかる目印となるもの(ネックストラップ)等の作製

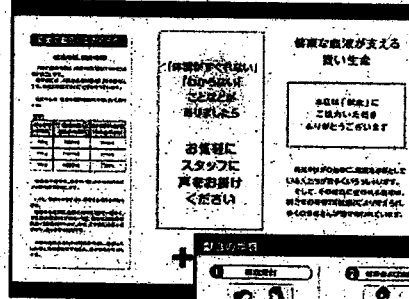
内 容	初回献血者とわかる目印となる物を身に付けていただくと共に、献血の手順やお願い事項等を記載したリーフレット(三つ折)を手渡し、受付、採血、検診及び接遇の全職員が初回献血者であることを把握し、常に注意を払い、安全性確保に努める。
運用開始時期	平成22年3月(実施済)

(ネックストラップ)

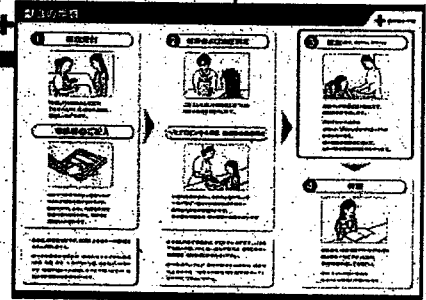


(リーフレット)

(外面)



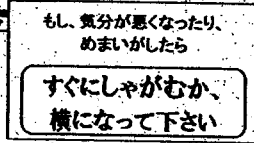
(中面)



(表面)



(表面)

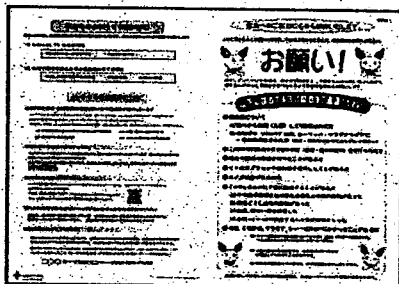


イ. 「お願い」リーフレットの改訂

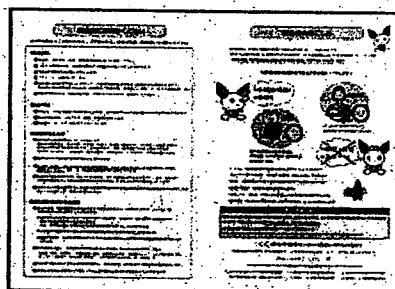
内 容	献血者に手渡している「お願い」リーフレット(二つ折)について、インフォームドコンセントに係る内容(採血時に生じる副作用、献血していただいた血液、血液検査で異常を認めた場合のお知らせ等)を簡潔明瞭にする。
運用開始時期	平成23年4月より

(「お願い」リーフレット)

(外面)



(中面)



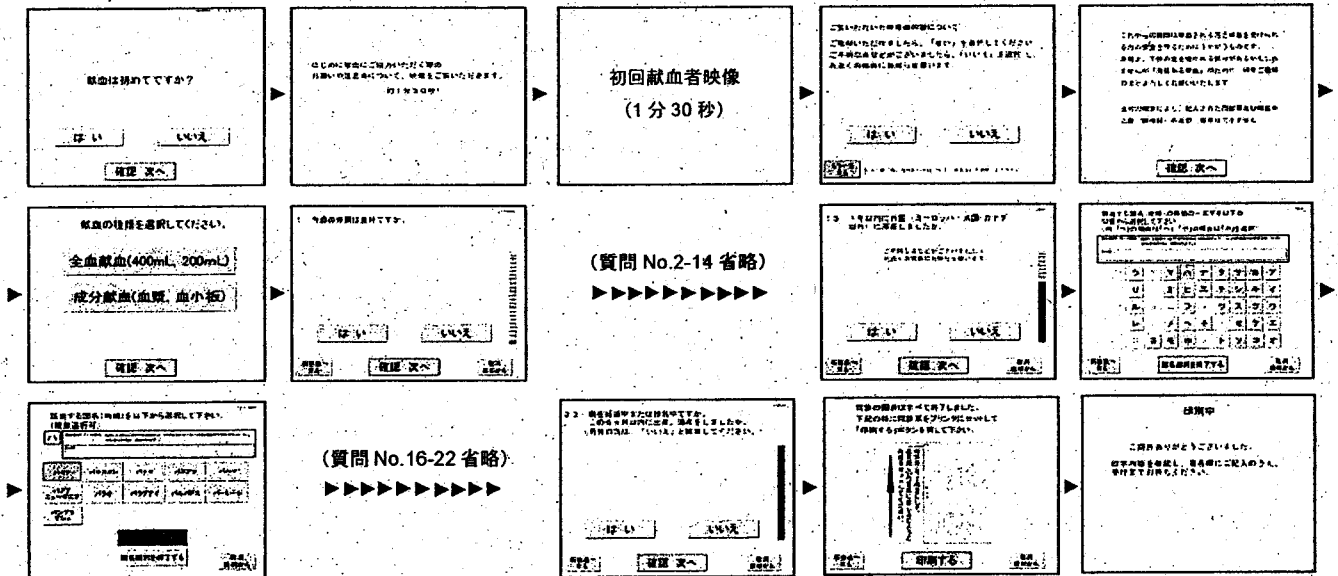
ウ. 血液事業統一システムの改修

内 容	採血基準の改正及び問診票の改訂に適合したシステムとする。
運用開始時期	平成23年4月より実施

エ. 問診票回答システムの改修

内 容	採血基準の改正に併せて実施される問診票の改訂（質問事項 14 項目から 23 項目に変更）に伴い、献血ルーム等の固定施設における問診票回答システムの改修を行う。 なお、前述の 1. 事前説明における初回献血者事前説明用 DVD の作製 に係る内容も盛り込むこととする。
運用開始時期	平成 23 年 4 月より実施

(画面遷移イメージ)



(4) 事前検査

ア 採血基準を血色素量に統一

内 容	今後、硫酸銅比重液の使用量の低下により、メーカーの生産中止が予想されること、また欧米では、硫酸銅比重液を採血基準の判定に用いている国は少ないことから、判定結果の客観性向上のためにも血色素(ヘモグロビン)による判定統一する。 現在、国内で使用できる簡易型ヘモグロビン測定装置は 1 機種のみであるが、危機管理上の面から 2 機種以上の機器を、本年度中に追加導入することとしている。なお、平成 23 年 1 月末時点で、既に全国の血液センター47 施設中 40 施設(全体の 85%)で簡易ヘモグロビン装置による血色素判定に移行している。
運用開始時期	平成 23 年 4 月より実施

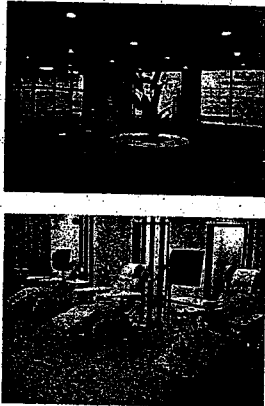
2. 採血後十分に休憩できる環境整備

(1) 献血ルーム等における献血後休憩スペースの拡張等

内 容	献血ルーム等の固定施設において、施設面積、献血者数及び改装計画等の調査を行い、実態を把握する。 社内の施設基準検討プロジェクトにおいて、採血室・待合スペース等の標準レイアウトの検討等を実施し、施設の平準化を図りガイドラインを策定する。また、設計に関する専門家(外部コンサルタント)の意見も反映する。 (平成 22 年 9 月に「献血ルーム施設整備ガイドライン」作成済)
運用開始時期	平成 22 年度より実施

(平成 22 年度以降の環境整備の実例)

埼玉県赤十字血液センター
〔大宮献血ルーム ウェスト〕



大阪府赤十字血液センター
〔まいどなんば献血ルーム〕



新潟県赤十字血液センター
〔献血ルーム 千秋〕



3. 低比重者などへの対応

(1) ヘモグロビン不足により献血できなかった献血者への栄養相談の実施

内 容	ヘモグロビン不足により献血できなかった献血者にパンフレットを使用し、栄養相談を行うことにより、次回の献血に繋げる。
運用開始時期	平成 21 年度より実施

(パンフレット)



(ポスター)



Press Release

報道関係者 各位

平成 23 年 2 月 25 日
【照会先】
医薬食品局血液対策課
課長 三宅 智 (内線 2900)
企画官 安田 尚之 (内線 2901)
(代表電話) 03(5253)1111
(直通電話) 03(3595)2395

フィブリノゲン製剤納入先医療機関の追加調査について

平成16年12月9日に公表したフィブリノゲン製剤納入先医療機関を対象として、平成 19 年 11 月 7 日付で実施した追加調査の結果について、平成 23 年 2 月 14 日までに回収した医療機関からの回答を取りまとめた状況をお知らせいたします。

1 回答状況

- (1) 追加調査実施期間 平成 19 年 11 月 7 日～12 月 5 日(※1)
(ただし、現在も回収中)

(※1) (1)の調査以降、平成 20 年 8 月 25 日及び平成 21 年 1 月 16 日にも元患者の方へのお知らせ状況等について再度調査を行っており、(3)回答施設数以降はそれらの結果を反映したものである。

- (2) 追加調査対象施設数 医療機関 6,610 施設
(平成 16 年公表施設のうち、所在地等が不明であった施設を除いた医療機関)

(3) 回答施設数

- 平成 16 年公表時に存続していた 5,397 施設のうち、5,291 施設 (98%) から回答があった。
- なお、このほか平成 16 年公表時に廃院等していた 1,213 施設のうち、508 施設から回答があった。

2 主な調査結果

- (1) 投与の年月について回答があった医療機関数と元患者数

医療機関数 930 施設
元患者数 14,174 人 (投与年別は別表)

- (2) 上記以外に、過去に投与の事実をお知らせしたという記録が残されているが、現在では投与の年月は特定できないとする回答があった医療機関数と元患者数

医療機関数 95 施設
元患者数 312 人

- (3) (1)と(2)の合計

医療機関数 1,006 施設(※2)
元患者数 14,486 人

(※2)厚生労働省ホームページ「C型肝炎ウイルス検査受診の呼びかけ(フィブリノゲン製剤納入先医療機関名の再公表について)」の公表医療機関等リスト上の該当医療機関の「備考」欄に、「フィブリノゲン製剤を投与されたことが判明した元患者の方がいるとの報告あり。」と記載した。

- (4) 元患者の方への投与の事実のお知らせの状況

		元患者数
お知らせした		8,409人 (58%) (※3)
お知らせしていない		6,072人 (42%)
理由	投与後に原疾患等により死亡	1,981人 (14%)
	連絡先が不明又は連絡がつかない	2,919人 (20%)
	肝炎ウイルス検査の結果が陰性	456人 (3%)
	今後お知らせする予定である	235人 (2%)
	その他(未記入含む)	486人 (3%)
合計		14,486人

(※3)元患者の方に一人でも投与の事実をお知らせした医療機関は 829 施設であった。

(5) 診療録等の保管状況

平成6年以前の診療録等が次のいずれかにより保管されている施設数
(括弧内は調査対象施設数に対する割合)

	2,043 施設 (31%) (※4)
(内訳) (※5)	
診療録(カルテ)	1,499 施設 (23%)
手術記録あるいは分娩記録	1,578 施設 (24%)
製剤使用簿	136 施設 (2%)
処方箋	144 施設 (2%)
輸液箋あるいは注射指示箋	276 施設 (4%)
レセプトの写し	83 施設 (1%)
入院サマリーあるいは退院サマリー	296 施設 (4%)
その他の書類	295 施設 (4%)

(※4) 平成16年の調査では「昭和63年6月30日以前にフィブリノゲン製剤を投与した記録(診療録、使用簿など)が保管されていますか。」との設問であったのに対し、今回の調査では、「平成6年以前のカルテ等の各種書類が保管されていますか。」との設問であったため、保管していると回答した施設の割合が異なったものと思われる。

(※5) 厚生労働省ホームページ「C型肝炎ウイルス検査受診の呼びかけ(フィブリノゲン製剤納入先医療機関名の再公表について)」の公表医療機関等リスト上の「カルテ等の有無」欄に、平成6年以前のカルテ等の記録が一部でも保管されている場合、△印を付していたが、さらに保管されている記録の保管期間、保管状況等を記載した。

(別表)

投与の年月について回答があった元患者数の投与年別の内訳

投与年	人数
昭和 39年	0人
40年	7人
41年	8人
42年	12人
43年	16人
44年	18人
45年	19人
46年	22人
47年	25人
48年	34人
49年	48人
50年	47人
51年	67人
52年	89人
53年	127人
54年	198人
55年	331人
56年	440人
57年	570人
58年	976人
59年	1,508人
60年	1,774人
61年	2,454人
62年	2,991人
63年	1,720人
平成 元年	233人
2年	178人
3年	104人
4年	62人
5年	52人
6年	44人
計	14,174人

報道関係者 各位

平成 23 年 2 月 25 日
【照会先】
医薬食品局血液対策課
課長 三宅 智 (内線 2900)
企画官 安田 尚之 (内線 2901)
(代表電話) 03(5253)1111
(直通電話) 03(3595)2395

血液凝固因子製剤の納入先医療機関の調査について

血液凝固因子製剤の納入先医療機関を対象として、平成 20 年 2 月 5 日付で実施した血液凝固因子製剤の投与実態等の調査の結果について、平成 22 年 2 月 23 日までに回収した医療機関からの回答をとりまとめた状況についてお知らせいたします。

1. 調査等の状況

- (1) 調査実施期間 平成 20 年 2 月 5 日～平成 20 年 3 月 14 日
(ただし、現在も回収中)
- (2) 対象製剤 28 製剤
- (3) 対象製剤納入企業数 12 社 (現在の存続会社は 6 社)
- (4) 対象施設数
 - ・企業から提出された対象製剤の納入先施設数 2,899 施設 (名称がカタカナのみの施設や不明施設等を含む)
 - ・このうち、所在地等が不明であった施設を除いた 2,630 施設に調査票を送付
- (5) 回答施設数
 - ・調査票を送付した 2,630 施設のうち、2,442 施設(93%)から回答がありました。
(なお、118 施設(4%)は廃院・住所不明等により調査票が未達でした)

2. 調査結果の概要

(1) 施設ごとの血液凝固因子製剤の投与の実態

A. 全て血友病の患者のみに投与した	921 施設 (34 施設)	32%
B. 書類等により製剤を患者へ投与した事実がないことを確認した	162 施設 (1 施設)	6%
C. 製剤を患者に投与したかどうか確認できない	775 施設 (8 施設)	27%
D. 血友病の患者にのみ製剤を投与したかどうか確認できない	437 施設	15%
E. 血友病以外の患者に製剤を投与したことを確認した	191 施設	7%
F. 未回答の施設	70 施設	2%
G. 文書が到達せず、他の情報も存在しないため分類不能	75 施設	3%
H. 住所等不明により文書を送付できなかった施設 (カタカナ名のみ及び名称不明含む)	269 施設	9%
合計	2,899 施設	

※ かつこ内の数字は、調査票が未達であった 118 施設のうち、平成 8 年調査結果等の情報により分類された施設数。

この表のうち、C～Hの分類に該当する施設を、血友病以外の患者に血液凝固因子製剤を投与した可能性がある施設 (1,816 施設) として、ホームページで医療機関名等を公表しました。

(2) 血友病以外の患者への血液凝固因子製剤の投与実態

血友病以外の傷病で血液凝固因子製剤の投与が判明した医療機関数と元患者数

- ◆ 医療機関数 191 施設
- ◆ 元患者数 1,760 人

(なお、元患者数については、複数の製剤を重複して投与されている方もおられることから、集計上、のべ人数としている)

〔内訳〕

① 加熱・非加熱別の投与実態

- ◆ 非加熱製剤 1,449人* (82%)
- ◆ 加熱製剤 311人 (18%)

* なお、非加熱血液凝固因子製剤の投与実態を調査した平成13年調査の時点では、製剤の投与を受けたと特定された人数は1,754人であった。

② 製剤の種類ごとの投与実態

- ◆ 第八因子製剤 162人 (9%)
- ◆ 第九因子製剤 1,594人 (91%)
- ◆ その他製剤 4人 (0%)

③ 対象製剤ごとの投与実態

非加熱第八因子製剤	1 コンコエイト		非加熱第九因子製剤	15 クリスマシン	
		79人			984人
	2 プロフィレート	3人	16 PPSB-ニチャク	218人	
	3 コンファクト8	4人	17 コーナイン (ミドリ十字)	7人	
	4 ヘモフィルS	1人	18 コーナイン (カッター)	72人	
	5 ヘモフィルH		19 プロプレックス	29人	
	6 クリオプリン	5人	20 ベノビール		
	7 コーエイト	6人	21 クリスマシンHT	45人	
	8 ハイクリオ	39人	22 PPSB-HT「ニチャク」	177人	
加熱第九因子製剤	9 コンコエイトHT	9人	23 ノバクトF		
	10 コンファクトF	14人	24 コーナインHT	14人	
	11 ヘモフィルS-T		25 プロプレックスST	48人	
	12 ヘモフィルH-T		26 オートプレックス (非加熱)		
	13 コーエイトHT	1人	27 ファイバ「イムノ」	2人	
	14 ハイクリオHT	1人	28 オートプレックス (加熱)	2人	
単純合計 (重複あり)			1,760人		
重複投与を除く人数			1,652人		

(3) 元患者の方へのお知らせの状況

患者総数 (重複投与を除く)	1,652人	割合
お知らせした	437人	26%
お知らせしていない	1,215人	74%
投与後に原疾患等により死亡	(846人)	(70%)
連絡先が不明又は連絡がつかない	(148人)	(12%)
B型・C型肝炎陰性であることが判明したため	(31人)	(3%)
今後お知らせする予定	(174人)	(14%)
その他 (未記入含む)	(16人)	(1%)

(別表)

投与年について回答があった元患者数の投与年別の内訳及び特定製剤の投与年別の内訳

投与年	人数				
	28製剤 合計	特定製剤*			
		クリスマシン	PPSB- ニチャク	コーナイン (ミドリ十字)	クリスマシン HT
昭和47年	0人		0人	0人	
昭和48年	0人		0人	0人	
昭和49年	4人		4人	0人	
昭和50年	4人		4人	0人	
昭和51年	7人	0人	7人	0人	
昭和52年	4人	0人	4人	0人	
昭和53年	68人	56人	0人	7人	
昭和54年	79人	62人	12人	0人	
昭和55年	131人	112人	7人		
昭和56年	150人	118人	5人		
昭和57年	221人	156人	25人		
昭和58年	200人	148人	15人		
昭和59年	176人	108人	21人		
昭和60年	167人	122人	13人		0人
昭和61年	77人	42人	6人		5人
昭和62年	22人	6人	0人		3人
昭和63年	27人	2人	3人		1人
昭和64年 /平成元年	24人				14人
平成2年	12人				8人
平成3年	3人				3人
平成4年	4人				2人
平成5年	1人				0人
平成6年	6人				0人
平成7年	6人				
平成8年	7人				
平成9年	16人				
平成10年以降	183人				
投与年不明	161人	52人	92人	0人	9人
合計	1,760人	983人	218人	7人	45人

*「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第九因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」に規定する製剤

平成23年3月3日
【照会先】
医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策室
室長補佐 情沢 正和（内線2717）
管理係長 内沼 裕之（内線2718）
（代表電話）03(5253)1111
（直通電話）03(3595)2400

C型肝炎訴訟の和解について

本日、岡山地方裁判所において、下記のとおり和解が成立しましたので、お知らせします。

平成20年1月以降、同地裁に係属している原告（患者数1人）についての和解。製剤はフィブリノゲン製剤。

上記の症状は、無症候性キャリアである。

(参考)

○和解等成立人数^{*1} 1,708人

○新規提訴等人数^{*2} 1,913人（3月2日現在）

※1「和解等成立人数」は、今回の和解成立者は含まず、これまでに和解が成立した人数（患者数）である。また、調停が成立した4人を含む。

※2「新規提訴等人数」は、救済法施行後に提訴等し、訴状等が国に送達された人数（患者数）である。このうち、1,500人は既に和解等が成立している。

資料4-1

血漿分画製剤の供給のあり方に関する検討会 中間報告

検討会の構成

(敬称略・分野別)

検討会の目的

血漿分画製剤の製造・供給体制のあり方については、これまでもさまざまな議論が行われてきたが、血漿分画製剤が国民の献血により得られた血液を原料とするものであることを踏まえ、国内自給及び供給体制等に係る諸問題について改めて検討を行い、将来にわたり安定供給が可能な体制の構築を図る。

【検討会開催実績】

● 第1回検討会(平成22年11月8日)

血漿分画製剤をとりまく諸問題に係る自由討議

- ・ アルブミン製剤の国内自給率低下の要因について
- ・ 血漿分画製剤のコスト構造について(国内製剤・輸入製剤の比較等)
- ・ アルブミン製剤と免疫グロブリン製剤の使用実態について
- ・ 患者及びその家族へのインフォームド・コンセントについて
- ・ 血液凝固第Ⅷ因子製剤の国内血漿由来製剤のシェア低下について
- ・ 遺伝子組換え製剤の長期的な観点からの評価のあり方について
- ・ 個別製剤(輸入に依存している製剤等)の供給動向について

● 第2回検討会(平成23年1月21日)

1. 血漿分画製剤をとりまく諸問題に係る自由討議

- ・ アルブミン製剤及び免疫グロブリン製剤の使用実態について
- ・ 血漿分画製剤のコスト構造について

2. 論点整理

● 第3回検討会(平成23年2月7日)

非公開で事業者ヒアリングを実施

● 第4回検討会(平成23年3月3日)

検討会中間報告・案について討議

検討会の今後の進め方

中間報告の「第6 今後さらに検討が必要な課題」に示された諸課題について、平成23年4月以降の検討会において引き続き検討し、本年12月に薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会への最終的な報告を行う予定。

分野	氏名	所属・役職
患者団体代表	大平 勝美	はばたき福祉事業団 理事長
患者団体代表	花井 十伍	ネットワーク<医療と人権> 理事
法律学	小幡 純子	上智大学法科大学院長
医学 (輸血・血液内科)	牧野 茂義	国家公務員共済組合連合会 虎の門病院 輸血部長
医学 (輸血・血液内科)	溝口 秀昭	東京女子医科大学 名誉教授
医学 (血液・腫瘍内科)	直江 知樹	名古屋大学医学部・大学院医学系研究科 教授
医学(救命救急)	益子 邦洋	日本医科大学 救急医学講座 教授 日本医科大学千葉北総病院 救命救急センター長
医学(循環器外科)	小山 信彌	東邦大学医療センター大森病院 (医学部外科学講座 心臓血管外科 教授)
医学(肝臓内科)	井廻 道夫	昭和大学医学部教授 (内科学講座 消化器内科学部門)
薬学(病院薬剤部)	林 昌洋	国家公務員共済組合連合会 虎の門病院 薬剤部長・治験事務局長
経済・経営学	三村 優美子	青山学院大学経営学部 教授
医療関係団体	鈴木 邦彦	日本医師会 常任理事
報道関係者	前野 一雄	読売新聞東京本社 編集委員

◎:座長

第2 血漿分画製剤をとりまく環境・問題点

第1 はじめに

(1) 検討の経緯

わが国の血漿分画製剤の製造・供給体制のあり方については、これまでもさまざまな議論が行われてきたが、近年、主な血漿分画製剤であるアルブミン製剤の国内自給率の低下の問題や遺伝子組換え製剤の伸長による血漿由来製剤のシェア低下等の状況が生じている。こうした状況を受けて、血漿分画製剤が国民の献血により得られた血液を原料とするものであることを踏まえ、将来にわたり安全な製剤の安定的な供給が可能な体制の構築を図ることを目的として、血漿分画製剤の国内自給や供給体制等に係る諸問題について改めて検討を行うこととし、平成22年11月に本検討会を設置し、検討を行ってきたものである。

今般、これまでの検討会での議論を踏まえ、特に国内自給率低下の要因として論点となった血漿分画製剤のコスト構造の問題（「国内製剤は輸入製剤に比べ価格が高い」）及び国内製品の競争力強化の問題への解決策を中心に現時点でのとりまとめを行ったので、ここに報告する。

(2) これまでの血液事業の経緯と議論の必要性

わが国の血液事業においては、非加熱製剤によるHIV感染問題等を踏まえ、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保等を図るための法的な枠組みとして、平成14年7月に公布された一部改正法により、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」（昭和31年法律第160号。以下「血液法」という。）が平成15年7月から施行された。

血液法第3条第2項には、基本理念のひとつとして、「血液製剤は国内自給が確保されることを基本とするとともに、安定的に供給されるようにしなければならない。」ことが規定され、また、血液法第4条第2項においては、国の責務として「国は、血液製剤に関し国内自給が確保されることとなるように、献血に関する国民の理解及び協力を得るための教育及び啓発、血液製剤の適正な使用の推進に関する施策の策定及び実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」こととされている。さらにこの法律の国会審議における委員会決議では、「血液製剤は、人体の一部である血液を原料とするものであることから、倫理性、国際的公平性などの観点に立脚し、国民の善意の献血による血液によって、国内自給を達成できるよう、全力を傾注すること。」が付された。

こうした背景やこれまでに血液事業をめぐる行われてきた議論及びその経緯等を踏まえ、さらに、血漿分画製剤が高齢社会を迎えるわが国に必要不可欠な極めて重要な製剤であり、将来にわたる安定的な供給が強く望まれていること及び平成14年8月から平成19年11月にかけて開催された「血漿分画製剤の製造体制の在り方に関する検討

(1) 血漿分画製剤の特徴

血漿分画製剤は、ヒトの血液の成分である血漿中に含まれる「血液凝固因子」、「アルブミン」、「免疫グロブリン」などのタンパク質を抽出・精製したものである。これらはコーン分画法により順に抽出される（：連産品）。

製品は安定性が高く、有効期間が長い（国家検定合格の日から2年間）のが特徴である。

数千人分以上の血漿をまとめて製造するため、万一ウイルス等が混入した場合、多数の患者が感染するおそれがある。しかしながら、現在では、最先端のウイルス除去・不活化処理工程を導入した結果、製剤の安全性が飛躍的に高まっている。

(2) 輸血用血液製剤、一般の医療用製剤との違い

輸血用血液製剤は、採血された血液を遠心分離し、「赤血球製剤」、「血漿製剤」、「血小板製剤」、「全血製剤」に分けたものであり、わが国では唯一の採血事業者でもある日本赤十字社のみが製造し、大部分を医療機関に直接供給している。輸血用製剤は薬価基準（保険償還額）での販売が行われている。

一方、血漿分画製剤は、現在、4つの国内事業者及び2つの海外事業者が製造又は輸入並びに供給を行っている（国内献血由来製剤は、日本赤十字社から各事業者に原料血漿が配分される）。製剤の多くは市中の卸売販売業者を介して医療機関に供給されているため、価格競争が生じ、製剤の薬価基準（保険償還額）は実勢価格の下落とともに年々低下している状況である。また、流通において、一部では「総値山買い」といった不適切な価格交渉が行われているとの意見もある。

血漿分画製剤は、ヒトの血液中のタンパクから製造される製剤であるため、画期的な新薬の開発の可能性はほとんどなく、一般の医療用医薬品とは収益構造が異なり、新薬の開発を繰り返すことにより開発費用を回収することが困難である。このため、前述の価格競争により薬価が下落すると、その分利益が圧縮され続け、やがては採算性が悪化し供給不能となるリスクを抱えている。

(3) 血漿分画製剤の国内自給の必要性

① 倫理性の問題

血漿分画製剤は、臓器と同じように人体の組織である貴重な血液から製造されるものであり、その供給や使用にあたっては高い倫理性が求められる。こうした特殊な製剤が一般の医療用医薬品と同様に市場性を理由に国境を越えて売買されることは倫理性の観点から問題であり、また、現在でも一部の国で行われている有償採血を助長する結果にもつながりがねない。世界保健機構（WHO）においても、1975年の総会で無償の献血を基本とする血液事業を推進することを、また、2010年の総

会で国内自給を達成するため必要な措置をとることを加盟国に勧告している。

②国際的公平性の問題

1980年代半ば、わが国ではアルブミン製剤の使用量が世界生産量の1/3に達し、前述の世界保健機構(WHO)の勧告との関係においても問題となったところであるが、世界的に血液の需要が高まる中、かつて問題となったように新興国から大量の血漿を採集し製造された血漿分画製剤を先進国で使用するようなことがあれば、それは国際的公平性の観点から大きな問題がある。

③安定的確保の面での問題

2001年に発生した輸入の遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤の一時供給停止問題の際には、医療需要を満たすために国内献血由来の血液凝固第Ⅷ因子製剤の増産を緊急に行う等、各方面に多大な影響が生じたところである。また、国内での製造量が一定量を下回った場合、企業としての事業継続が困難になるおそれもある。

製剤供給の大部分を輸入に頼る体制は、近年、アルブミン製剤及び免疫グロブリン製剤の世界的な需要の変動が著しいこと、また、世界の医療が均一化に向かっており、今後、新興国等でのこれら製剤の需要が高まる可能性があることから、危機管理的な観点からも製剤の安定的確保の面で問題があると考えられ、引き続き血漿分画製剤の国内自給に向けた取組が必要である。

④血漿分画製剤の安全性について

国内献血由来製剤と輸入製剤において、現状、検査が実施され、不活化工程が有効なHBV、HIV、HCV等の既知の感染症に対する製剤の安全性に明確な差はないと考えられる。しかしながら、不活化工程の効果が確認されていないプリオン病や未知の感染症あるいは非感染性の副作用を起こす因子に対する安全性の差異について現時点で言及することは困難である。また、未知のリスクに対する備えについては、その国ごとの方策により必要な体制を構築しており、アプローチに若干の差異がある(米国:安全性向上のため感染症リスクを考慮し、大都市圏には採血所を設置していない。初回供血者の血漿は使用しない。等/日本:輸血用血液と同様に献血者個人単位の保管検体を11年間保存している。等)。

(4)血漿分画製剤の国内自給の状況

アルブミン製剤については、かつて1980年代に、わが国が世界生産量の1/3を使用していた時期には、同製剤の国内自給率は極めて低い状況にあったが、その後、適正使用の推進により製剤の使用量が大幅に減少するとともに、海外事業者の撤退もあり、平成19年度にはアルブミン製剤の国内自給率が62.8%まで上昇した。しかし、平成20年度以降、特にDPC病院において国内製剤と比較して安価な輸入製剤への切り替えが進んでおり、平成22年度上期のアルブミン製剤の国内自給率は58.4%まで低下している。

また、アルブミン製剤は大きく高張製剤(25%製剤及び20%製剤)と等張製剤(5%製剤及び4.4%製剤)に分けられるが、高張製剤は膠質浸透圧の改善が主な適応であり、特に消化器内科等で多く使用され、国内自給率は平成21年度において72.3%である。一方、等張製剤は循環血漿量の是正が主な適応であり、胸部外科、消化器外科及び救命救急科等で多く使用されており、平成21年度の国内自給率は23.8%と極めて低い状況にある。

なお、近年、欧米諸国においては免疫グロブリン製剤の使用量が大きく増えているが、連産品構造の中でのアルブミン製剤との生産比率からみると、アルブミン原料に余剰が発生していることが推察される。

免疫グロブリン製剤は、前述したとおり、近年、欧米諸国での使用量が大きく増えている状況であるが、同製剤のわが国における使用量はほぼ横ばいであり、その国内自給率は平成21年度において95.1%と高い状態を維持している。これは、輸入製剤のわが国での適応が国内献血由来製剤に比べて少ないこととともに、海外事業者のわが国の市場に対する事業戦略が影響しているものと推察される。

血液凝固第Ⅷ因子製剤においては、血漿由来製剤としては、平成6年度に国内自給100%を達成したところであるが、一方で平成5年9月に輸入の遺伝子組換え製剤の発売が開始され、以後、輸入遺伝子組換え製剤が大幅に伸長しているが、これも含めた国内自給率は年々低下しており、平成22年度上期においては23.7%まで低下している。

各製剤の国内自給率の状況は、以下の6つのグループに分けることができる。(国内自給率は平成22年度上期)

- ①国内自給率100%を達成しているもの又は極めて自給率が高いもの
乾燥人フィブリノゲン、トロンビン(人由来)、乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ、乾燥濃縮人活性プロテインC、人ハプトグロビン(以上100%)、人免疫グロブリン製剤(95.3%)
- ②製剤の価格差により国内自給率が低下しているもの
アルブミン製剤(58.4%)
- ③輸入の遺伝子組換え製剤の伸長により国内自給率が低下しているもの
血液凝固第Ⅷ因子製剤(23.7%)、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子(66.7%)
- ④国内で抗体価の高い献血者の血漿確保が容易でないため国内自給率が低いもの
抗HBs人免疫グロブリン(2.1%)、抗破傷風人免疫グロブリン(0%)、乾燥抗D(Rho)人免疫グロブリン(0%)

- ⑤海外メーカーが先行して供給しており、国内メーカーが現時点で参入できないもの
インヒビター製剤(0%)、人血漿由来乾燥血液凝固第XⅢ因子(0%)、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター(0%)

- ⑥その他の要因で国内自給率が低い状態で推移しているもの
組織接着剤(47.9%)

(5) 血漿分画製剤のコスト構造と市場規模

事業者からのヒアリングを通じ、血漿分画製剤のコスト構造等について、以下が判明した。

【国内事業者】

(原料血漿確保まで)

- ・わが国においては原料血漿の採集は、輸血用血液製剤と共通の施設、資材及び手技で行われ、製品及び献血者への安全対策も輸血用血液製剤と同一の対応が行われている。また、採血所が医業にあたることから、医師の配置が必要である。さらに、無償の献血であるため、好立地の採血所の開設や普及啓発に相当の経費が必要となる。

(製造工程から供給まで)

- ・事業者によりコスト構造の内訳は異なるが、製造原価の割合が高いことは共通。
- ・販売管理費の占める割合は自社MRを多く抱える事業者が高い。
- ・流通経費の占める割合は、販社に供給を委ねている事業者が高い。
- ・日本赤十字社は、輸血用血液製剤の供給システム(各血液センターから医療機関に直接納入)を活用できるため、販売管理費及び流通経費の占める割合が他の事業者と比べ極めて低い。
- ・アルコール分画の年間処理能力は、国内事業者全体で120万Lであるが、各事業者とも製造する製剤の種類に限られていることから、連産品構造の中で効率的な製造が難しい状況(連産ギャップ)。
- ・わが国においては、昭和41年以降、全ての血液製剤を国民の貴重な献血血液により賄う体制を構築する等の観点から、輸出貿易管理令の運用により血液製剤の輸出を認めていない。これにより、国内事業者は、国内市場でしか連産ギャップの吸収を行えない。

【海外事業者】

(原料血漿確保まで)

- ・海外事業者においては、子会社が原料血漿を採集する採集センターを運営しており、採集の際の資材は輸血用血液に用いるものとは異なる(輸血用バッグではなく樹脂製のボトルなど)。また、規制当局の基準により、必ずしも医師の配置は求められていない。

- ・日本では一律に行っている白血球除去や初流血除去を原料血漿に対しては行っていない。
- ・ドナー1人1回あたりの採集量も600~800mLと、日本(平均430mL)と比較すると多い。
- ・供血者に対する1回採集あたりの報酬として20~30ドル程度が支払われている。
- ・安全性向上のため感染症リスクを考慮し、大都市圏には採血所を設置していない。

(製造工程から供給まで)

- ・アルコール分画の年間処理能力は、海外事業者1社でわが国全体の5倍程度の能力を有しており、国内事業者とは生産規模が大きく異なる。
- ・相当のスケールメリットが得られ、製品は市場性に応じて国境を越えて供給され、製品数も多いため、連産ギャップの調整を世界規模で行うことが可能。

第3 論点

(1) なぜ、輸入製剤に比べ国内献血由来製剤の価格が高いのか

検討会における議論では、「原料血漿確保までのコスト構造」と「製造工程から供給までのコスト構造」に分けて議論するべきとの意見が示された。前述したとおり、わが国における原料血漿の採集が輸血用血液製剤と共通の施設、資材及び手技で行われ、輸血用血液製剤と同一の安全対策が行われていることが欧米諸国と大きく異なる点であることから、まずは製造工程から供給までのコスト構造について事業者ヒアリング等を通じて分析し、国内事業者と海外事業者の比較を行うべきであるとの意見が示された。

(2) 国内献血由来製品の競争力強化のために何が必要か

検討会における議論では、国策として血漿分画製剤の国内自給を推進するのであれば、競争力強化のために国が関与する又は国からの何らかの政策支援が必要なのではないかとの意見が示された。また、血漿分画製剤は、人の血液中のタンパクから製造される製剤であり、画期的な新薬の開発の可能性はほとんどなく、一般の医療用医薬品とは収益構造が異なることから、国内事業者、海外事業者ともに現行の医療保険制度における血漿分画製剤の取扱いに問題意識を持っており、検討会の事業者ヒアリングにおいても複数の事業者から医療保険制度に対するさまざまな要望が示されている。

さらに、いずれの国内事業者も海外事業者に比べると事業規模が小さく、工場の年間のアルコール分画能力にして20~40万L程度であり、さらに4つの国内事業者の製剤の多くが競合している点が効率的でないこと等から、例えば国内事業者を統合するといった施策が必要ではないかとの意見も示された。

(3) アルブミン製剤の適正な使用を一層推進すべきではないか

診療科や病態ごとに使用状況がさまざまであるアルブミン製剤について、適正な使用を一層推進すべきではないかとの問題意識が示された。

(4) 輸血用を含めた血液製剤全般の価格構造のあり方について

わが国における現行の原料血漿と輸血用血液製剤のコストの考え方の基本部分は平成2年当時に設計されたものであるが、20年間を経た現在において見直す必要がないか検証すべきとの認識が示された。

(5) 血漿分画製剤のインフォームド・コンセントのあり方について

患者の選択権・知る権利を満たすためのインフォームド・コンセントのあり方について、医療現場での実効性のある運用が可能かどうかをも見据えつつ検討すべきとの認識が示された。

(6) 血漿分画製剤の輸出について

わが国においては、1966年以降、血液製剤の輸出を認めていないが、前述したとおり、製剤を輸出できないことが国内事業者の事業効率に大きな影響を与えていると考えられる。倫理性や国際的公平性に問題が生じない形で血漿分画製剤の輸出を行うことができないかの検討をすべきとの認識が示された。

(7) 国内自給化が困難な製剤の供給のあり方について

抗HBs、人免疫グロブリン等の特殊免疫グロブリンの国内自給化の取組については、今後、日本赤十字社を中心にできる限りの努力をすべきであるとの認識が示された。

(8) 血漿由来製剤と遺伝子組換え製剤のあり方について

輸入の遺伝子組換え製剤のシェアが伸長し続けている状況であるが、例えば血漿由来製剤の製造が停止した場合等に、安定供給が保証されるのかといった問題意識から、今後、国内の血漿由来製剤のシェアは何%が望ましいのかといった議論が必要ではないかとの認識が示された。

(9) 各製剤の国内自給推進方策

各製剤の国内自給率の状況は、第2(4)で前述したとおり、6つのカテゴリーに分類できるが、未だ国内自給率が低い製剤は、その要因がカテゴリーごとに異なるため、今後、個別に具体的な国内自給推進方策を検討することが必要との認識が示された。

第4 提言

(1) 製造効率の向上

血漿分画製剤の製造効率に影響する要素としては、大きく「①原料血漿確保まで」と「②製造工程から供給まで」の2つに分けて検討することが妥当である。

①原料血漿確保まで

わが国の原料血漿の採集は、第2(5)で前述したとおり、輸血用血液製剤と共通の施設、資材、手技により行われ、製剤及び献血者への安全対策も輸血用血液製剤と同一の対応がなされている。また、無償の献血であるため、好立地の採血所の開設や普及啓発に相当の経費が必要となる。

一方、海外事業者の原料血漿の採集は、子会社が採集センターを運営し、原料血漿の採集に特化している点や、安全性向上のため感染症リスクを考慮し、大都市圏に採血所を設置していないこと、1人あたりの採集量が異なること、成分採血により採集しているため、白血球除去処理や初流血除去は原料血漿については不要であるとの考えからこれらを行っていないこと等、わが国とは環境が相当に異なっており、こうした部分での効率性やコストに差が生じていると考えられる。

わが国の現行の採血・採集システムは、過去からのさまざまな安全対策に係る検討を経て築き上げられたものであるため、直ちに欧米の採集システムに倣うことは妥当ではないものの、引き続き、現行の採血・採集システムの検証を行い、十分な安全性を確保しつつ、わが国の血漿分画製剤の製造効率の向上に資する改善点があるならば、費用対効果も踏まえ、積極的に見直していくことが望まれる。

②製造工程から供給まで

第2(5)で前述したとおり、海外事業者の生産規模は国内事業者よりもはるかに大きく、製剤の供給も世界規模で行っていることから、大きなスケールメリットを享受でき、生産ギャップの調整を世界規模で行える等、その製造効率は相当に高いと考えられる。

将来にわたり血漿分画製剤の安定的な供給を維持するために、国内事業者においては、新たな製品開発や免疫グロブリン製剤の適応追加等による生産ライン稼働率の向上・生産ギャップの吸収等、製造効率向上のための不断の努力が望まれる。

なお、第2で述べたとおり、アルブミン製剤のうち、特に等張製剤(5%製剤及び4.4%製剤)の国内自給率が極めて低い状況が続いていることから、当面、当該製剤の国内自給促進に向けた国内事業者の特段の努力が望まれる。

(2) 事業規模の拡大・事業基盤の強化

(1)でも述べたとおり、海外事業者との生産規模の差は歴然としていることから、今後、国内献血由来製剤の安定的な供給を継続し、わが国の血液事業を健全に維持していくためには、国内事業者の事業規模の拡大等による事業基盤の強化が不可欠である。事業基盤の強化にあたっては、現在の4国内事業者の事業規模から考察すると、4事業者のうちの複数を統合すること等により、せめて欧州並み(2007年当時の年間アルコール分画能力:平均70万L弱)の生産能力を確保し、製造効率の向上を図るとともに、国内製剤に同一規格製剤が多数存在する状況から、不要な競争を解消する等、効率的な供給体制を構築することが望まれる。その際、日本赤十字社の供給体制を有効に活用する形での統合等の検討が極めて有効な手段であると考えられる。

なお、血液事業が献血者、医療関係者及び患者をはじめとする国民の理解により成り立っていることから、将来の新たな事業体の構築にあたっては、高い倫理性と透明性の確保が必須条件となることは言うまでもなく、各国内事業者をはじめ関係者の今後の努力が期待される。

(3) 製剤の流通取引における留意点

血漿分画製剤の卸と医療機関の間の流通取引においては、国内献血由来製剤、輸入製剤ともに製品の価値が価格に正當に反映されるよう単品単価取引を原則とすべきである。

(4) 製剤の使用環境の改善

血漿分画製剤の国内自給の必要性については、第2の(3)で述べたとおり、倫理性の問題、国際的公平性の問題及び製剤の安定的確保の問題から、引き続き国内自給化に向けた取組が必要であるが、平成15年7月の血液法の施行から一定期間が経過していること及び一部製剤の国内自給率が低下していること等から、今一度、献血者、医療関係者・関係学会及び患者をはじめとする国民に向け、血漿分画製剤の国内自給の必要性を訴える必要がある。国をはじめ、関係者はこのことを強く意識するとともに、国民の理解が得られるよう不断の努力をすることが強く望まれる。

(5) 安定供給・国内自給促進を支援する施策

第2(2)及び(3)で述べたとおり、血漿分画製剤は、人の血液中のタンパクから製造される製剤であるため、画期的な新薬の開発の可能性はほとんどなく、一般の医療用医薬品とは収益構造が異なるとともに、人体の組織である貴重な血液を無償の献血により採集し製造されるものであることから、供給や使用にあたっては高い倫理性が求められる。このように血漿分画製剤は高齢社会を迎えるわが国に必要不可欠な極めて重要な製剤であるとともに、上記のように特殊な位置づけの製剤でもある。

安定供給・国内自給促進を国策として行うものであること及び血漿分画製剤の特殊性から考察すると、製剤の安定供給を維持し、国内自給を促進していくため、国として行える施策について検討を進めることが強く望まれる。

第5 その他の意見

検討会において、診療科や病態ごとに使用状況がさまざまであるアルブミン製剤について、適正な使用を一層推進するべきではないかとの問題意識が示されたが、この課題については、引き続き、薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会適正使用調査会又は同部会安全技術調査会の場において製剤の使用実態を調査等により的確に把握し、最新の知見を踏まえた議論を行うことが適当である。

第6 今後さらに検討が必要な課題

以下の課題については、平成23年4月以降の検討会において、引き続き検討することとする。

(1) 輸血用を含めた血液製剤全般の価格構造のあり方について

平成2年当時に設計された現行の原料血漿と輸血用血液製剤のコストの考え方の基本部分について、見直す必要がないか引き続き検証。

(2) 血漿分画製剤のインフォームド・コンセントのあり方について

患者の選択権・知る権利を満たすためのインフォームド・コンセントのあり方について、医療現場での実効性のある運用が可能かどうかをも見据えつつ引き続き検討。

(3) 血漿分画製剤の輸出について

わが国では、血漿分画製剤を輸出できないことが国内事業者の事業効率に大きな影響を与えていると考えられること等から、倫理性や国際的公平性に問題が生じない形で血漿分画製剤の輸出を行うことができないかについて引き続き検討。

(4) 国内自給化が困難な製剤の供給のあり方について

抗HBs人免疫グロブリン等の特殊免疫グロブリンの国内自給化に向けた今後の取組について引き続き検討。

(5) 血漿由来製剤及び遺伝子組換え製剤のあり方について

輸入の遺伝子組換え製剤のシェアが伸張し続けている状況から、今後の血漿由来製剤及び遺伝子組換え製剤の安定供給のあり方について引き続き検討。

(6) 各製剤の国内自給推進方策

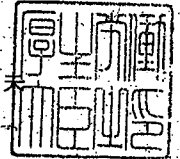
未だ国内自給率が低い製剤について、その要因によるカテゴリーごとに具体的な国内自給推進方策を検討。

平成23年度の血液製剤の安定供給に関する計画（案）
について

厚生労働省発薬食0307第47号
平成23年3月7日

薬事・食品衛生審議会会長
望月正隆 殿

厚生労働大臣 細川律夫



諮問書

- ・ 諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・ 平成23年度の血液製剤の安定供給に関する計画（需給計画）（案）・・ 2
- ・ 平成23年度に配分される原料血漿の標準価格の考え方・・・・・・・・ 9

<参考>

- ・ 平成23年度需要見込関連表・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- ・ 血漿分画製剤の自給率の推移（年次：供給量ベース）【実績】・・ 15
- ・ 主な血漿分画製剤の自給率の推移（年度：供給量ベース）・・ 16
- ・ 原料血漿確保実績（H20年4月～23年1月）・・・・・・・・ 17
- ・ 原料血漿価格（日米）の推移・・・・・・・・ 18
- ・ アルブミン製剤の供給量（遺伝子組換え型含む）と自給率・・ 19
- ・ 免疫グロブリン製剤の供給量と自給率・・・・・・・・ 20
- ・ 血液凝固第Ⅷ因子製剤の供給量（遺伝子組換え型含む）と国内血漿
由来製剤の割合・・・・・・・・ 21
- ・ 需給計画の状況（平成21年度～平成23年度）・・・・・・・・ 22

平成23年度の血液製剤の安定供給に関する計画を定めることについて、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第25条第5項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

平成23年度の血液製剤の安定供給に関する計画（需給計画）（案）

平成 年 月 日
厚生労働省告示第 号

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（以下「法」という。）第3条に規定する基本理念に基づき、血液製剤（法第25条第1項に規定する血液製剤をいう。以下同じ。）の安定供給を確保することを目的とするものである。

これにより、血液製剤の需要と供給等の動向を把握し、本計画に沿った製造、輸入等が行われることを確実なものとするとともに、供給等の実績をきめ細かく把握し、適時、適切に対応できる体制を構築するものとする。

なお、本計画において、次の各号に掲げる血液製剤は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 1 アルブミン 加熱人血漿たん白、人血清アルブミン及び遺伝子組換え型人血清アルブミン
- 2 組織接着剤 フィブリノゲン加第XIII因子及びフィブリノゲン配合剤
- 3 血液凝固第VII因子 乾燥濃縮人血液凝固第VII因子及び遺伝子組換え型血液凝固第VII因子
- 4 乾燥濃縮人血液凝固第IX因子 乾燥人血液凝固第IX因子複合体（国内で製造されるものに限る。）、乾燥濃縮人血液凝固第IX因子及び遺伝子組換え型血液凝固第IX因子
- 5 インヒビター製剤 乾燥人血液凝固第IX因子複合体（輸入されるものに限る。）、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体及び遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子
- 6 トロンピン トロンピン（人由来のものに限る。）
- 7 人免疫グロブリン 人免疫グロブリン、乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン、乾燥スルホ化人免疫グロブリン、pH4 処理酸性人免疫グロブリン、乾燥 pH4 処理人免疫グロブリン、乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン
- 8 抗HBs人免疫グロブリン 抗HBs人免疫グロブリン、乾燥抗HBs人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン
- 9 抗破傷風人免疫グロブリン 抗破傷風人免疫グロブリン、乾燥抗破傷風人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン

第1 平成23年度に必要と見込まれる血液製剤の種類及び量

平成23年度において必要と見込まれる血液製剤の種類及び量は、血液製剤の製造販売業者等（製造販売業者及び製造業者をいう。以下同じ。）における供給見込量等を基に別表第1のとおりとする。

第2 平成23年度に国内において製造され、又は輸入されるべき血液製剤の種類及び量の目標

第1及び血液製剤の製造販売業者等における血液製剤の製造又は輸入の見込量を踏まえ、平成23年度に国内において製造され、又は輸入されるべき血液製剤の種類及び量の目標は、別表第2のとおりとする。

第3 平成23年度に確保されるべき原料血漿の量の目標

第2を踏まえ、平成23年度に確保されるべき原料血漿の量の目標は、9.5万リットルとする。

第4 平成23年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の種類及び量の目標

平成23年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の種類及び量の目標は、別表第3のとおりとする。

第5 その他原料血漿の有効利用に関する重要事項

1 原料血漿の配分

倫理性、国際的公平性等の観点に立脚し、国内で使用される血液製剤が、原則として国内で採取された血液を原料として製造され、海外の血液に依存しなくても済む体制を構築すべきである。このため、国内で採取された血液を有効に利用し、第4に掲げる種類及び量の血液製剤の製造等により、その血液が血液製剤として安定的に供給されるよう、採血事業者が原料血漿を血液製剤の製造販売業者等に配分する際の標準価格及び配分量を次のとおり規定する。

1 原料血漿の標準価格は、(1)から(5)までに掲げる原料血漿の種類ごとに、それぞれ(1)から(5)までに定めるとおりとする。

- (1) 凝固因子製剤用 11,150 円/L
- (2) その他の分画用 10,180 円/L
- (3) PⅡ+Ⅲペースト 42,910 円/kg
- (4) PⅣ-1ペースト 12,910 円/kg
- (5) PⅣ-4ペースト 13,510 円/kg

2 血液製剤の製造販売業者等に配分する原料血漿の種類及び見込量は、それぞれ(1)から(3)までに定めるとおりとする。

- (1) 一般財団法人化学及血清療法研究所
 - イ 凝固因子製剤用 20.5万L
 - ロ その他の分画用 5万L
- (2) 日本製薬株式会社
 - イ その他の分画用 14.5万L
 - ロ PⅡ+Ⅲペースト 6.5万L相当
- (3) 株式会社ベネシス
 - イ その他の分画用 2.6万L
 - ロ PⅣ-1ペースト 2.0万L相当
 - ハ PⅣ-4ペースト 1.7万L相当

(注)

- 1 「凝固因子製剤用」とは、採血後6時間又は8時間以内に凍結させた原料血漿であって、血液凝固第Ⅷ因子を含む全ての血漿分画製剤を作ることができるものをいう。
- 2 「その他の分画用」とは、採血後6時間又は8時間以上経過した後凍結させた原料血漿又は凝固因子製剤用から血液凝固第Ⅷ因子を取り出して生じるもの(脱クリオ分画用プラズマ)であって、血液凝固第Ⅷ因子以外の血漿分画製剤を作ることができるものをいう。

2 血液製剤の安定供給の確保のために望ましい在庫について

平成13年3月に、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子の出荷一時停止等の問題が生じたことを踏まえ、このような緊急事態に対応できるよう製造販売業者等は一定量の在庫を保有することが望ましい。

別表第1 平成23年度に必要と見込まれる血液製剤の種類及び量

血液製剤の種類	換算規格	需要見込量
アルブミン	25% 50ml 1瓶	3,093,000
乾燥人フィブリノゲン	1g 1瓶	4,200
組織接着剤	cm ³	11,177,200
血液凝固第Ⅷ因子	1000単位 1瓶	434,500
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子	1000単位 1瓶	75,400
インヒビター製剤	延人数	16,700
ヒト血漿由来乾燥血液凝固第ⅩⅢ因子	1瓶	128,500
トロンピン	10000単位 1瓶	21,200
人免疫グロブリン	2.5g 1瓶	1,663,900
抗HBs人免疫グロブリン	1000単位 1瓶	18,300
乾燥抗D(Rho)人免疫グロブリン	1000倍 1瓶	9,700
抗破傷風人免疫グロブリン	250単位 1瓶	65,700
乾燥濃縮人アンチトロンピンⅢ	500単位 1瓶	427,600
乾燥濃縮人活性化プロテインC	2500単位 1瓶	100
人ハプトグロビン	2000単位 1瓶	41,600
乾燥濃縮人C1-インアクチベーター	1瓶	3,100

別表第2 平成23年度に製造・輸入されるべき血液製剤の種類及び量

血液製剤の種類	換算規格	製造・輸入目標量				22年度末 在庫量(見込)	供給可能量
		国内血漿由来	輸入血漿由来	遺伝子組換え	計		
アルブミン	25% 50ml 1瓶	1,664,100	1,238,600	21,600	2,924,300	907,800	3,832,100
乾燥人フィブリノゲン	1g 1瓶	5,200	0	—	5,200	2,600	7,800
組織接着剤	cm ³	5,640,000	5,487,600	—	11,127,600	2,797,600	13,925,200
血液凝固第Ⅳ因子	1000単位 1瓶	100,000	0	359,800	459,800	165,500	625,300
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子	1000単位 1瓶	39,700	0	38,500	78,200	41,800	120,000
インヒビター製剤	延人数	0	3,500	14,700	18,200	10,000	28,200
ヒト血漿由来乾燥血液凝固第ⅩⅢ因子	1瓶	0	112,000	—	112,000	33,500	145,500
トロンピン	10000単位 1瓶	19,400	0	—	19,400	12,600	32,000
人免疫グロブリン	2.5g 1瓶	1,560,200	118,000	—	1,678,200	505,800	2,184,000
抗HBs人免疫グロブリン	1000単位 1瓶	400	22,200	—	22,600	13,500	36,100
乾燥抗D(Rho)人免疫グロブリン	1000倍 1瓶	0	14,000	—	14,000	5,600	19,600
抗破傷風人免疫グロブリン	250単位 1瓶	0	47,400	—	47,400	47,900	95,300
乾燥濃縮人アンチトロンピンⅢ	500単位 1瓶	436,600	0	—	436,600	77,800	514,400
乾燥濃縮人活性化プロテインC	2500単位 1瓶	0	0	—	0	400	400
人ハプトグロビン	2000単位 1瓶	37,300	0	—	37,300	15,900	53,200
乾燥濃縮人CI-インアクチベーター	1瓶	0	3,500	—	3,500	900	4,400

(注)
「22年度末在庫量(見込)」及び「供給可能量」の表は、参考である。

別表第3

平成23年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の種類及び量

血液製剤の種類	換算規格	製造目標量
アルブミン	25% 50ml 1瓶	1,664,100
乾燥人フィブリノゲン	1g 1瓶	5,200
組織接着剤	cm ³	5,640,000
血液凝固第Ⅳ因子	1000単位 1瓶	100,000
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子	1000単位 1瓶	39,700
インヒビター製剤	延人数	0
ヒト血漿由来乾燥血液凝固第ⅩⅢ因子	1瓶	0
トロンピン	10000単位 1瓶	19,400
人免疫グロブリン	2.5g 1瓶	1,560,200
抗HBs人免疫グロブリン	1000単位 1瓶	400
乾燥抗D(Rho)人免疫グロブリン	1000倍 1瓶	0
抗破傷風人免疫グロブリン	250単位 1瓶	0
乾燥濃縮人アンチトロンピンⅢ	500単位 1瓶	436,600
乾燥濃縮人活性化プロテインC	2500単位 1瓶	0
人ハプトグロビン	2000単位 1瓶	37,300
乾燥濃縮人CI-インアクチベーター	1瓶	0

血漿分画製剤の分類内訳表

(参考)

種 類	内 訳
アルブミン	加熱人血漿たん白 人血清アルブミン 遺伝子組換え型人血清アルブミン
乾燥人フィブリノゲン	乾燥人フィブリノゲン
組織接着剤	フィブリノゲン加第XIII因子 フィブリノゲン配合剤
血液凝固第VIII因子(遺伝子組換え型含む)	乾燥濃縮人血液凝固第VIII因子 遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子
乾燥濃縮人血液凝固第IX因子(複合体及び遺伝子組換え型含む)	乾燥人血液凝固第IX因子複合体(国内製剤) 乾燥濃縮人血液凝固第IX因子 遺伝子組換え型血液凝固第IX因子
インヒビター製剤	乾燥人血液凝固第IX因子複合体(輸入製剤) 活性化プロテイン複合体 乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体 遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子
ヒト血漿由来乾燥血液凝固第XIII因子	ヒト血漿由来乾燥血液凝固第XIII因子
トロンピン(人由来)	トロンピン(人由来)
人免疫グロブリン	人免疫グロブリン 乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン 乾燥スルホ化人免疫グロブリン pH4処理酸性人免疫グロブリン 乾燥pH4処理人免疫グロブリン 乾燥ベタン処理人免疫グロブリン ホリエチレングリコール処理人免疫グロブリン 乾燥ホリエチレングリコール処理人免疫グロブリン
抗HBs人免疫グロブリン	抗HBs人免疫グロブリン 乾燥抗HBs人免疫グロブリン ホリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン 乾燥ホリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン
乾燥抗D(Rho)人免疫グロブリン	乾燥抗D(Rho)人免疫グロブリン
抗破傷風人免疫グロブリン	抗破傷風人免疫グロブリン 乾燥抗破傷風人免疫グロブリン ホリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン 乾燥ホリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン
乾燥濃縮人アンチトロンピンIII	乾燥濃縮人アンチトロンピンIII
乾燥濃縮人活性化プロテインC	乾燥濃縮人活性化プロテインC
人ハプトグロビン	人ハプトグロビン
乾燥濃縮人C1-インアクチベーター	乾燥濃縮人C1-インアクチベーター

(注)安全な血液製剤の安定供給等の確保に関する法律施行規則に掲げる需給計画の対象となる血液製剤をその適応により分類した。

平成23年度に配分される原料血漿の標準価格の考え方

<基本的考え方>

日本赤十字社では輸血用血液の確保と原料血漿の確保が並行して行われているが、人員をはじめ施設、装置等は兼用されている。このため、これらを明確に切り分けることは困難であるが、採血関連業務の中で、原料血漿の確保のために必要と考えられる部分について費用を積算し、原料血漿の価格を計算する。【原価計算方式】

- 血漿成分採血は、必要経費を積算。但し、献血全般に共通する事項や他の献血者にも同様に広く行われるサービスに係る経費を除く。
- 全血採血及び血小板成分採血は、主として、赤血球製剤及び血小板製剤を製造するために行われることから、原料血漿の確保に係る費用の一部に限定して積算。但し、赤血球製剤の白血球除去の導入に伴い原料血漿の製造に生じた費用は含むもの。

1 凝固因子製剤用

(1) 原料血漿の配分量

配分量は、確保目標量と同量の95万リットル(A)とする。

(2) 価格の算定方法

原料血漿95万リットルの確保から供給までに必要な経費を積み上げ、この必要経費の総額を95万で除し、5%の消費税を加えて1リットルの単価(B)とする。

(3) 算定の根拠

日本赤十字社が提出したデータを使用することとし、材料費等(材料費、人件費、経費、輸送保管費等)の単価(C)については直近の実績である平成20年度及び21年度の平均を使用する。

(4) 採血方法別の原料血漿の配分量

各採血方法別の確保量の割合で95万リットルを按分し配分量(D)とする。確保量の割合は、平成23年度献血推進計画(案)に則り日本赤十字社が策定した平成23年度の事業計画(案)とした。

$$\text{計算式: } B = \sum (C_n \times D_n) / A \times 1.05 \quad (10\text{円未満四捨五入})$$

(nは採血方法を示す。)

2 その他の分画用

血液凝固第VIII因子製剤が製造できない点を考慮して、凝固因子製剤用から所要額を割り引くものとするため、前年度標準価格に凝固因子製剤用原料血漿の価格改定率を乗じ新価格とする。(10円未満切り上げ)

3 中間原料

前年度標準価格に凝固因子製剤用原料血漿の価格改定率を乗じ新価格とする。(10円未満切り上げ)

3. 凝固因子製剤用以外の原料血漿標準価格

積算内訳

その他の分画製剤用

$$\begin{array}{l} \text{現行価格} \\ 11,300 \text{ 円/リットル} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{凝固因子製剤用血漿の価格変動割合} \\ \frac{11,150 \text{ 円}}{12,380 \text{ 円}} \end{array} = 10,177.30 \text{ 円/リットル} \rightarrow 10,180 \text{ 円}$$

II+III

$$\begin{array}{l} \text{現行価格} \\ 47,640 \text{ 円/kg} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{凝固因子製剤用血漿の価格変動割合} \\ \frac{11,150 \text{ 円}}{12,380 \text{ 円}} \end{array} = 42,906.79 \text{ 円/kg} \rightarrow 42,910 \text{ 円}$$

IV-1

$$\begin{array}{l} \text{現行価格} \\ 14,330 \text{ 円/kg} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{凝固因子製剤用血漿の価格変動割合} \\ \frac{11,150 \text{ 円}}{12,380 \text{ 円}} \end{array} = 12,906.26 \text{ 円/kg} \rightarrow 12,910 \text{ 円}$$

IV-4

$$\begin{array}{l} \text{現行価格} \\ 15,000 \text{ 円/kg} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{凝固因子製剤用血漿の価格変動割合} \\ \frac{11,150 \text{ 円}}{12,380 \text{ 円}} \end{array} = 13,509.69 \text{ 円/kg} \rightarrow 13,510 \text{ 円}$$

日本赤十字社血液事業本部

日本赤十字社事業計画に基づく原料血漿の採血方法別確保目標量について

日本赤十字社は、平成23年度の献血の推進に関する計画における目標量に則り、全血採血で約145万リットル、成分採血で約62万リットル、合計で約207万リットルの血液確保計画を作成し、当該年度に必要な95万リットルの原料血漿を確保することとしております。

献血の推進に関する計画（案）

採血方法	全血献血	成分献血			合計
		血小板	血漿	小計	
血液量(L)	1,452,267	351,152	264,563	615,715	2,067,982

-日本赤十字社の事業計画について-

全国の輸血用血液製剤の需要動向を踏まえて、採血方法別の必要血液量を算出します。当該年度の原料血漿確保目標量（95万L）については、輸血用血液として使用しない血漿と血漿成分献血で確保する計画としております。

日本赤十字社事業計画（案）における血液量

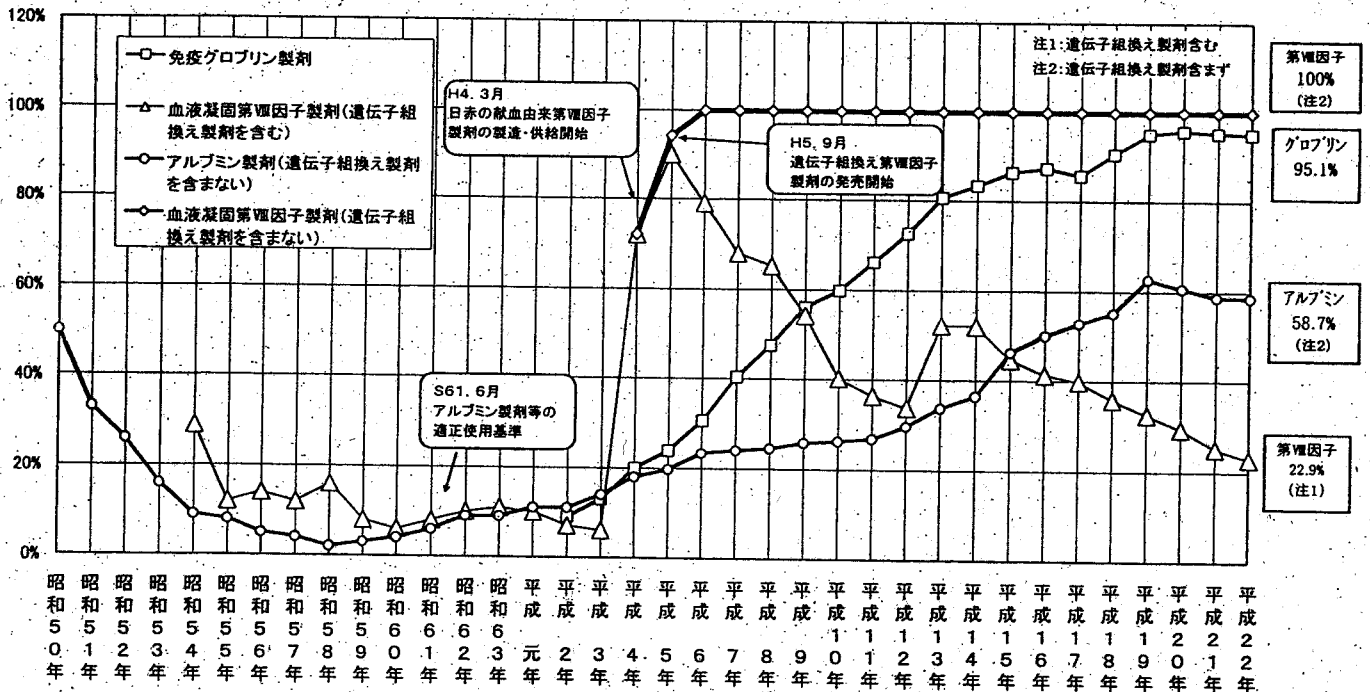
採血方法	全血献血			成分献血			合計
	200mL	400mL	小計	血小板	血漿	小計	
血液量(L)	80,646	1,371,621	1,452,267	351,152	264,563	615,715	2,067,982
輸血用血液量	38,054	691,202	729,256	170,182	80,735	250,917	980,173
原料血漿確保量	36,931	568,860	605,791	164,883	179,346	344,209	950,000
検査等・減損等	5,661	111,559	117,220	16,107	4,482	20,589	137,809

平成23年度需要見込関連表

種類	換算規格	A	B	C	D=B+C	E	F=D-E	G
		H22年度 供給見込	H22年度末 在庫見込	H23年度製造 輸入見込量	H23年度 供給可能量	H23年度需要 見込量	H23年度末 在庫見込量	在庫量(ヶ月分)
アルブミン	25% 50ml 1瓶	3,138,700	907,800	2,924,300	3,832,100	3,093,000	739,100	2.9
乾燥人フィブリノゲン	1g 1瓶	5,300	2,600	5,200	7,800	4,200	3,600	10.3
組織接着剤	Cm ³	12,084,500	2,797,600	11,127,600	13,925,200	11,177,200	2,748,000	3.0
血液凝固第Ⅳ因子(遺伝子組換え型含む)	1000単位 1瓶	406,400	165,500	459,800	625,300	434,500	190,800	5.3
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅳ因子(複合体含)	1000単位 1瓶	62,400	41,800	78,200	120,000	75,400	44,600	7.1
インヒビター製剤	延人数	24,000	10,000	18,200	28,200	16,700	11,500	8.3
ヒト血漿由来乾燥血液凝固第Ⅲ因子	1瓶	122,300	33,500	112,000	145,500	128,500	17,000	1.6
トロンピン(人由来)	10000単位 1瓶	24,100	12,600	19,400	32,000	21,200	10,800	6.1
人免疫グロブリン	2.5g 1瓶	1,657,500	505,800	1,678,200	2,184,000	1,663,900	520,100	3.8
抗HBs人免疫グロブリン	1000単位 1瓶	21,300	13,500	22,600	36,100	18,300	17,800	11.7
乾燥抗D(Rho)人免疫グロブリン	1000倍 1瓶	10,100	5,600	14,000	19,600	9,700	9,900	12.2
抗破傷風人免疫グロブリン	250単位 1瓶	68,900	47,900	47,400	95,300	65,700	29,600	5.4
乾燥濃縮人アンチトロンピンⅢ	500単位 1瓶	439,400	77,800	436,600	514,400	427,600	86,800	2.4
乾燥濃縮人活性化プロテインC	2500単位 1瓶	200	400	0	400	100	300	36.0
人ハプトグロビン	2000単位 1瓶	43,300	15,900	37,300	53,200	41,600	11,600	3.3
乾燥濃縮人C1-インアクチベーター	1瓶	1,100	900	3,500	4,400	3,100	1,300	5.0

血漿分画製剤の自給率の推移
(暦年:供給量ベース)

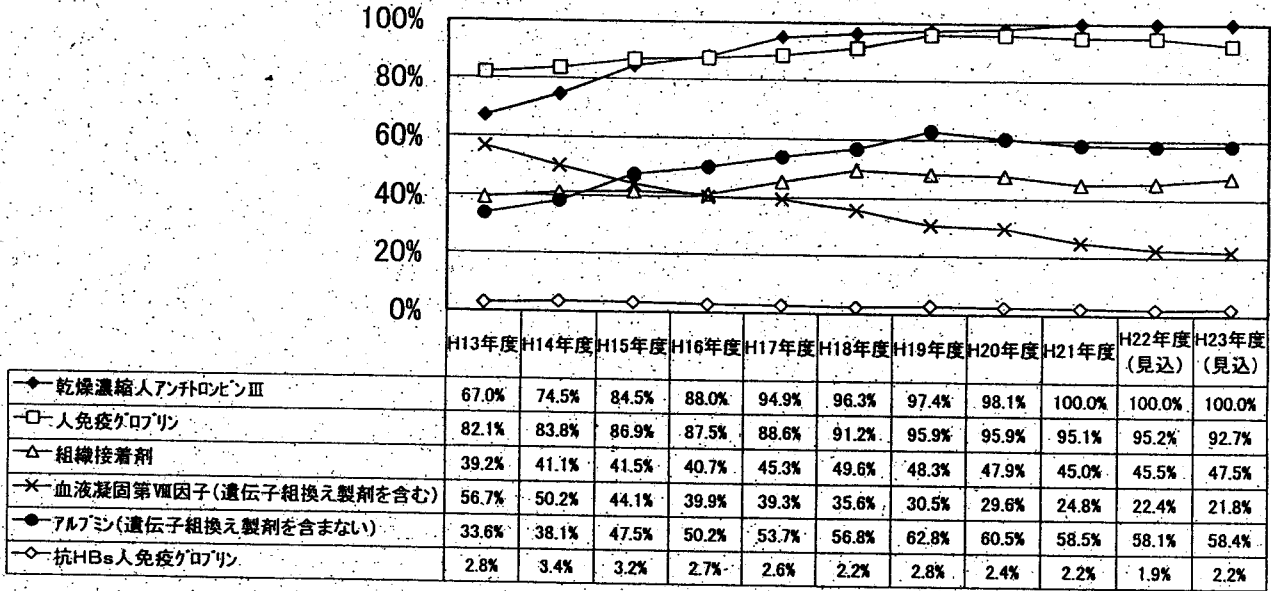
自給率



14

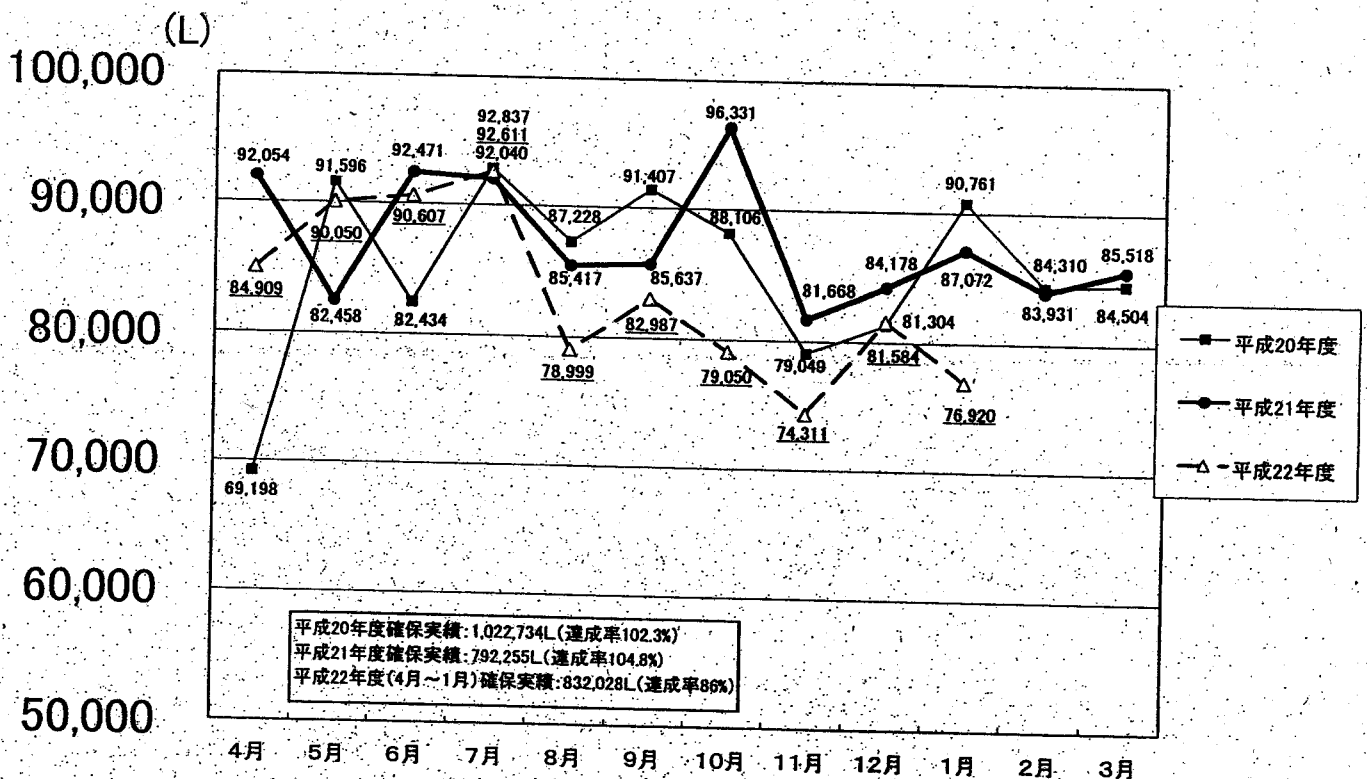
15

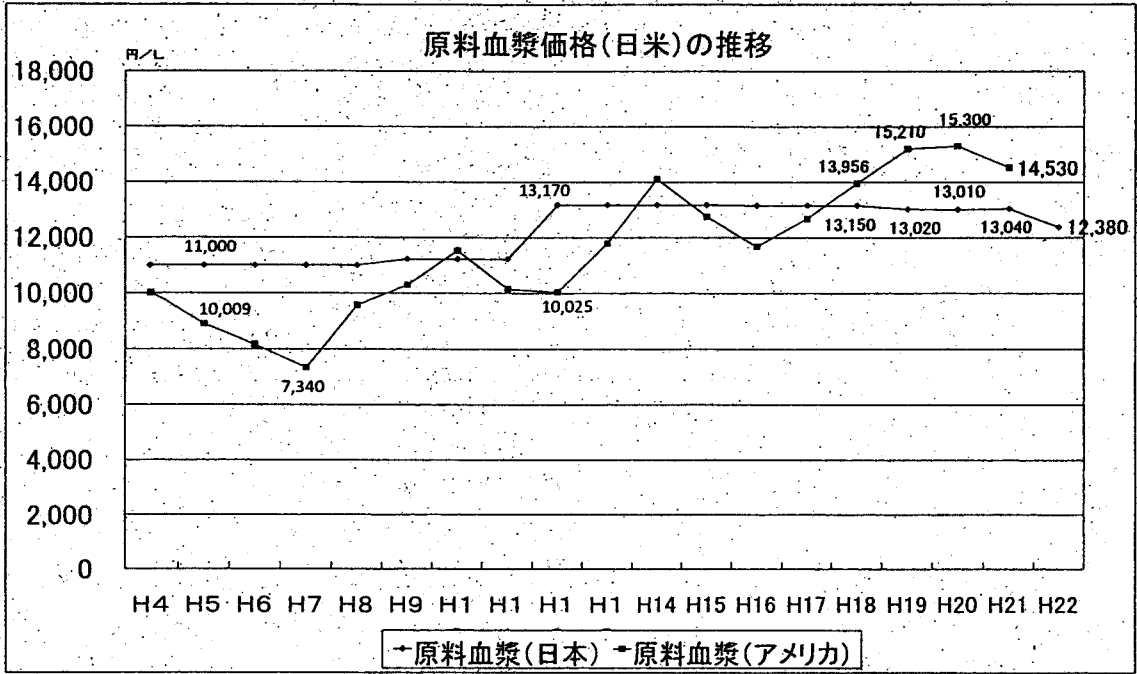
主な血漿分画製剤の自給率の推移(年度・供給量ベース)



自給率100%のもの
乾燥人フィブリゲン、血液凝固第Ⅷ因子(血液由来に限る)、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子(複合体を含む、血液由来に限る)、トロピン、乾燥濃縮人活性化プロテインC、人ハプトグロビン
自給率0%のもの
インヒビター製剤、乾燥濃縮血液凝固第ⅩⅢ因子、乾燥抗D(Rho)人免疫グロブリン、抗破傷風人免疫グロブリン、乾燥濃縮人CI-インアクター

原料血漿確保実績(平成20年4月～平成23年1月)

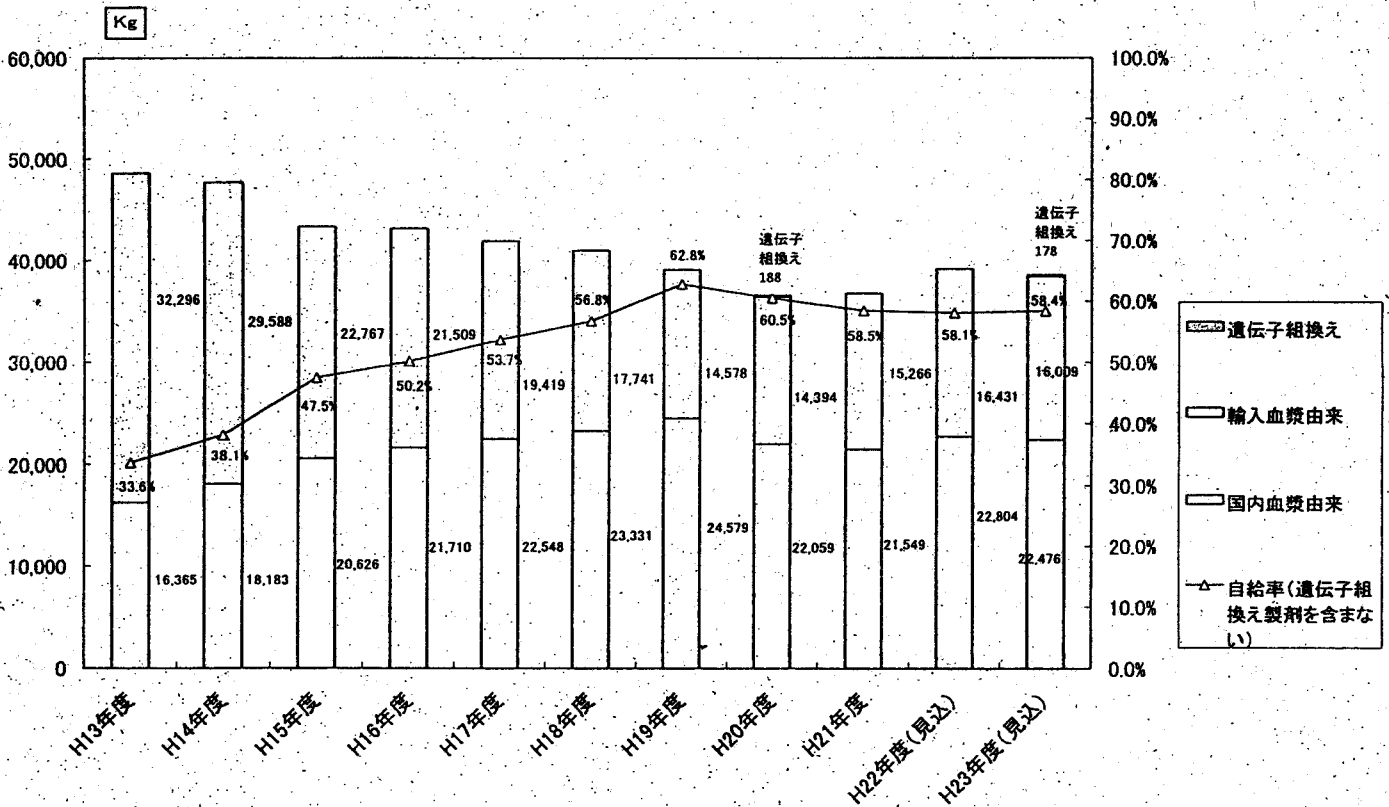




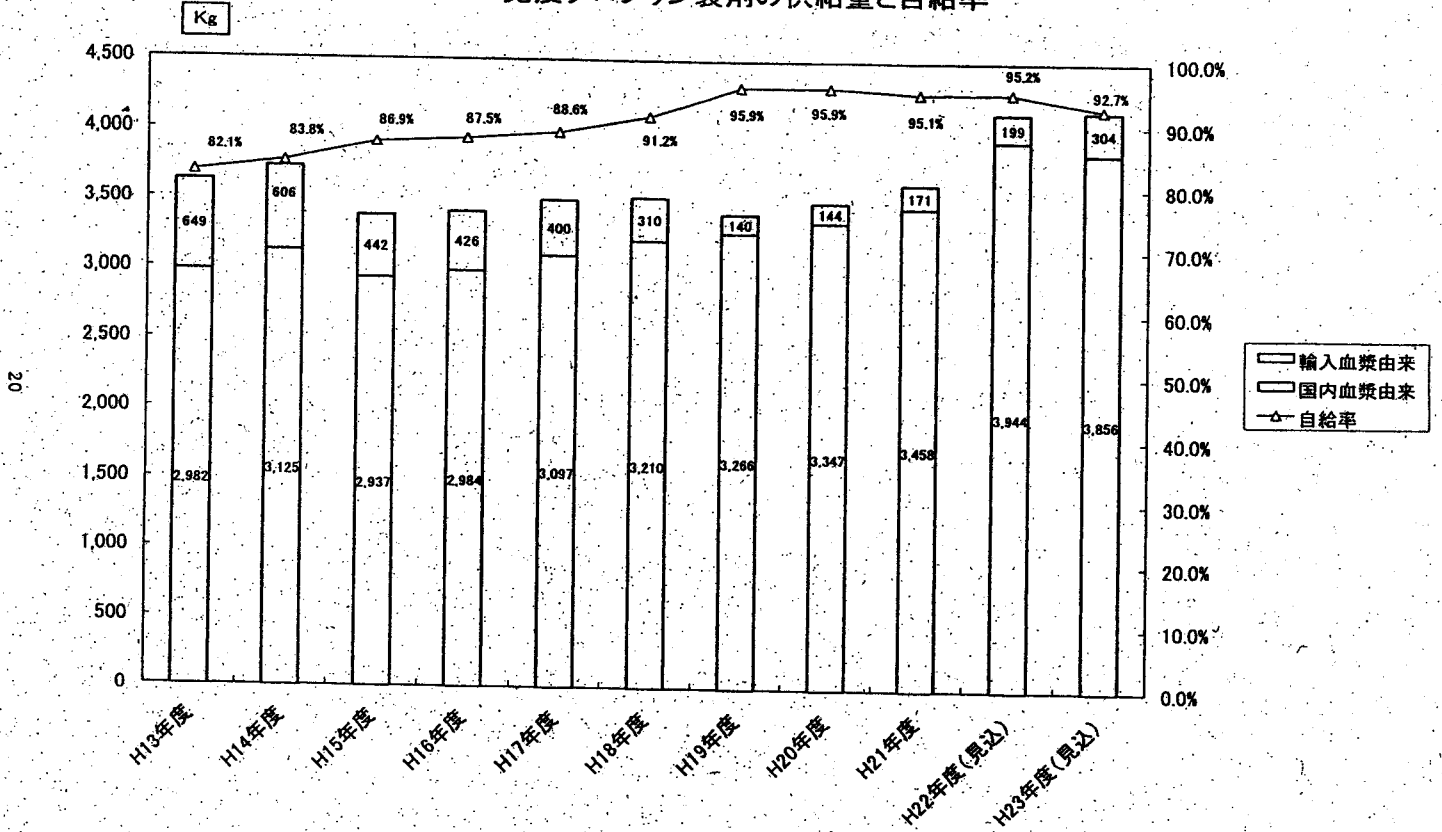
	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
米国の原料血漿価格(ドル)	73	80	80	78	88	85	88	89	93	97	112.5	110	108	115	120	130	150	148
為替レート(円/ドル)	126.7	111.2	102.2	94.1	108.8	121.0	130.9	113.9	107.8	121.5	125.4	115.9	108.1	110.2	116.3	117.0	102.0	98.2

米国における原料血漿価格はThe Plasma Fractions Markets in the United States (The Marketing Research Bureau Inc)より

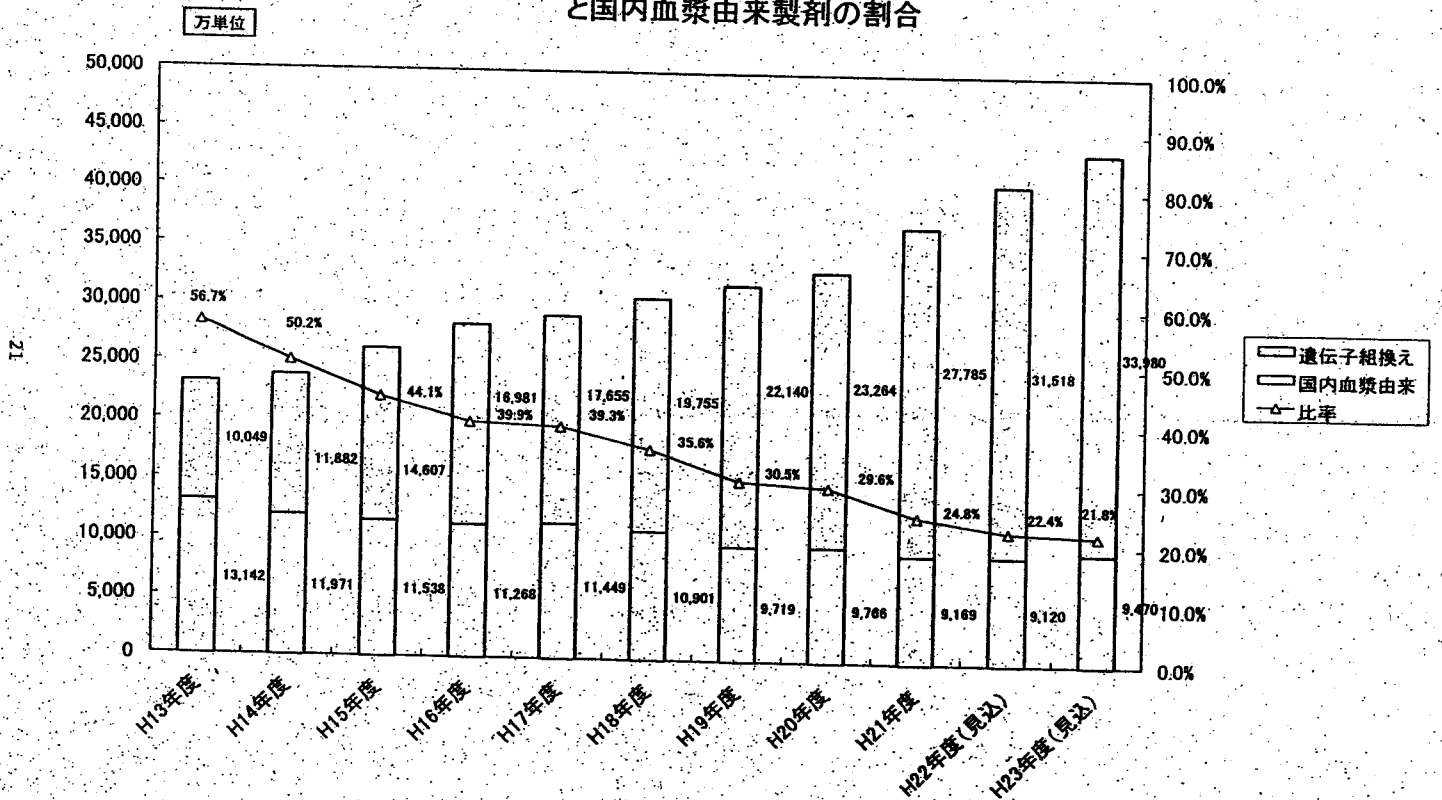
アルブミン製剤の供給量(遺伝子組換え型含む)と自給率



免疫グロブリン製剤の供給量と自給率



血液凝固第Ⅷ因子製剤の供給量(遺伝子組換え型含む)と国内血漿由来製剤の割合



需給計画の状況(平成21年度～平成23年度)

(平成21年度需給計画)

製剤名	換算規格	平成21年度									
		計画			実績						
		製造・輸入	国内血液由来	供給	製造・輸入	国内血液由来	供給				
アルブミン ※	25% 50ml 1瓶	2,923,800	1,784,900	3,078,500	1,818,800	59.1%	3,042,450	1,748,844	2,945,240	1,723,959	58.5%
乾燥人フィブリノゲン	1g 1瓶	3,800	3,800	3,700	3,700	100.0%	4,395	4,395	4,470	4,470	100.0%
組織接着剤	cmf	11,326,400	4,923,000	10,722,800	4,875,000	45.5%	10,758,437	5,287,760	10,453,307	4,702,990	45.0%
血液凝固第Ⅲ因子 ※	1000単位 1瓶	381,300	94,300	358,000	94,800	26.5%	378,836	84,658	369,538	91,887	24.8%
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅳ因子	1000単位 1瓶	43,800	43,800	42,400	42,400	100.0%	56,454	56,454	46,796	46,796	100.0%
インヒビター製剤 ※	延人数	19,600	0	16,400	0	0.0%	12,041	0	15,424	0	0.0%
ヒト血漿由来乾燥血液凝固第Ⅴ因子	1瓶	93,000	0	111,800	0	0.0%	127,917	0	116,993	0	0.0%
トロンピン	10000単位 1瓶	18,000	18,000	23,100	23,100	100.0%	27,035	27,035	22,369	22,369	100.0%
人免疫グロブリン	2.5g 1瓶	1,439,500	1,339,700	1,546,600	1,456,300	94.2%	1,344,047	1,274,854	1,383,129	1,314,823	95.1%
抗HBs人免疫グロブリン	1000単位 1瓶	28,200	500	19,100	600	3.1%	13,243	525	17,643	385	2.2%
乾燥抗D(Rho)人免疫グロブリン	1000倍 1瓶	9,800	0	9,500	0	0.0%	8,847	0	9,528	0	0.0%
抗破傷風人免疫グロブリン	250単位 1瓶	73,300	0	70,600	0	0.0%	56,082	0	56,812	0	0.0%
乾燥濃縮人アンチトロンピンⅢ	500単位 1瓶	416,300	416,300	440,000	440,000	100.0%	365,034	365,034	405,928	405,928	100.0%
乾燥濃縮人活性化プロテインC	2500単位 1瓶	400	400	400	400	100.0%	33	33	180	180	100.0%
人ハプトグロビン	2000単位 1瓶	37,400	37,400	38,000	38,000	100.0%	42,620	42,620	40,904	40,904	100.0%
乾燥濃縮人C1-インヒビター	1瓶	400	0	700	0	0.0%	2081	0	970	0	0.0%

※:遺伝子組換え製剤を含む。

(平成21年度原料血液確保目標量:100万L) 確保実績:104.9万L

(平成21年度原料血液配分量)

会社名	計画	実績	
(財)化学及血清療法研究所	凝固因子製剤用	23.0万L	23.0万L
	その他の分画用	4.0万L	4.0万L
	中間原料PⅡ+Ⅲ	8.1万L相当	8.2万L相当
日本製薬(株)	凝固因子製剤用	0.7万L	0.7万L
	その他の分画用	24.5万L	24.5万L
(株)ベネシス	凝固因子製剤用	20.1万L相当	20.2万L相当
	その他の分画用	20.2万L相当	20.2万L相当

(平成22年度需給計画)

製剤名	換算規格	平成22年度									
		計画			実績(平成21年4月～12月)						
		製造・輸入	国内血液由来	供給	製造・輸入	国内血液由来	供給				
アルブミン ※	25% 50ml 1瓶	3,045,700	1,801,200	3,076,100	1,868,900	60.7%	2,367,434	1,380,940	2,354,049	1,368,215	58.1%
乾燥人フィブリノゲン	1g 1瓶	3,900	3,900	3,700	3,700	100.0%	3,833	3,833	4,011	4,011	100.0%
組織接着剤	cmf	11,330,500	4,923,000	10,526,000	4,485,000	42.6%	9,102,785	4,081,960	9,063,394	4,119,945	45.5%
血液凝固第Ⅲ因子 ※	1000単位 1瓶	418,200	115,700	390,800	93,800	24.0%	355,380	81,497	304,787	68,389	22.4%
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅳ因子	1000単位 1瓶	81,800	52,700	82,300	46,700	75.0%	58,984	33,972	48,809	29,865	63.8%
インヒビター製剤 ※	延人数	19,900	0	17,800	0	0.0%	19,750	0	18,032	0	0.0%
ヒト血漿由来乾燥血液凝固第Ⅴ因子	1瓶	129,000	0	126,300	0	0.0%	74,952	0	91,741	0	0.0%
トロンピン	10000単位 1瓶	29,000	29,000	18,800	18,800	100.0%	22,720	22,720	18,077	18,077	100.0%
人免疫グロブリン	2.5g 1瓶	1,724,100	1,596,400	1,846,100	1,531,800	93.1%	1,008,215	950,138	1,243,108	1,183,299	95.2%
抗HBs人免疫グロブリン	1000単位 1瓶	19,400	500	17,400	500	2.9%	12,575	500	15,977	302	1.9%
乾燥抗D(Rho)人免疫グロブリン	1000倍 1瓶	10,200	0	9,500	0	0.0%	11,689	0	7,540	0	0.0%
抗破傷風人免疫グロブリン	250単位 1瓶	65,200	0	63,400	0	0.0%	51,244	0	51,652	0	0.0%
乾燥濃縮人アンチトロンピンⅢ	500単位 1瓶	455,800	455,800	429,200	429,200	100.0%	275,195	275,195	329,544	329,544	100.0%
乾燥濃縮人活性化プロテインC	2500単位 1瓶	0	0	300	300	100.0%	0	0	161	161	100.0%
人ハプトグロビン	2000単位 1瓶	40,100	40,100	40,000	40,000	100.0%	31,484	31,484	32,508	32,508	100.0%
乾燥濃縮人C1-インヒビター	1瓶	3,000	0	2,100	0	0.0%	880	0	849	0	0.0%

※:遺伝子組換え製剤を含む。

(平成22年度原料血液確保目標量:96万L) 確保実績:52万L(4月～9月)

(平成22年度原料血液配分量)

会社名	計画	
(財)化学及血清療法研究所	凝固因子製剤用	20.0万L
	その他の分画用	3.0万L
	中間原料PⅡ+Ⅲ	8.0万L相当
日本製薬(株)	凝固因子製剤用	16.2万L
	その他の分画用	26.0万L
(株)ベネシス	凝固因子製剤用	20.0万L相当
	その他の分画用	5.5万L相当

(平成23年度需給計画)

製剤名	換算規格	平成23年度				
		計画		供給		
		製造・輸入	国内血液由来	国内血液由来	国内自給率	
アルブミン ※	25% 50ml 1瓶	2,924,300	1,664,100	3,093,000	1,798,100	58.4%
乾燥人フィブリノゲン	1g 1瓶	5,200	5,200	4,200	4,200	100.0%
組織接着剤	cmf	11,127,600	5,640,000	11,177,200	5,305,500	47.5%
血液凝固第Ⅲ因子 ※	1000単位 1瓶	459,800	100,000	434,500	94,700	21.8%
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅳ因子 ※	1000単位 1瓶	74,200	39,700	75,700	43,600	57.6%
インヒビター製剤 ※	延人数	18,200	0	16,700	0	0.0%
ヒト血漿由来乾燥血液凝固第Ⅴ因子	1瓶	112,000	0	128,500	0	0.0%
トロンピン	10000単位 1瓶	19,400	19,400	21,200	21,200	100.0%
人免疫グロブリン	2.5g 1瓶	1,678,200	1,560,200	1,663,900	1,542,500	92.7%
抗HBs人免疫グロブリン	1000単位 1瓶	22,600	400	18,300	400	2.2%
乾燥抗D(Rho)人免疫グロブリン	1000倍 1瓶	14,000	0	9,700	0	0.0%
抗破傷風人免疫グロブリン	250単位 1瓶	47,400	0	65,700	0	0.0%
乾燥濃縮人アンチトロンピンⅢ	500単位 1瓶	436,600	436,600	427,600	427,600	100.0%
乾燥濃縮人活性化プロテインC	2500単位 1瓶	0	0	100	100	100.0%
人ハプトグロビン	2000単位 1瓶	37,300	37,300	41,600	41,600	100.0%
乾燥濃縮人C1-インヒビター	1瓶	3,500	0	3,100	0	0.0%

※:遺伝子組換え製剤を含む。

(平成23年度原料血液確保目標量:95万L)

(平成23年度原料血液配分量・案)

会社名	計画	
(財)化学及血清療法研究所	凝固因子製剤用	20.5万L
	その他の分画用	5.0万L
	中間原料PⅡ+Ⅲ	6.5万L相当
日本製薬(株)	凝固因子製剤用	14.5万L
	その他の分画用	26.0万L
(株)ベネシス	凝固因子製剤用	20.0万L
	その他の分画用	17.0万L相当

血小板がすべて成分採血由来となった経緯等について

(日本赤十字社提出資料)

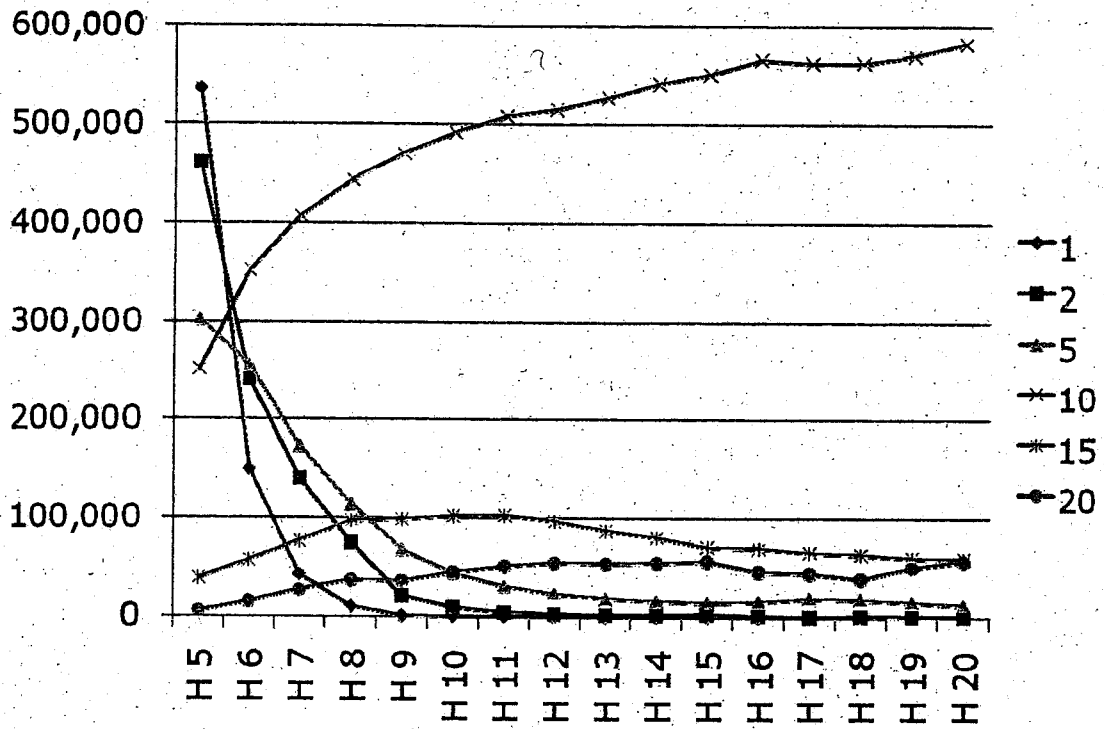
1

血小板がすべて成分採血由来となった経緯

- 安全性（感染や抗HLA抗体産生リスクの低減）及び医療機関からの要望（輸血業務の効率化：1単位ごとの交差適合試験が不要となる、等）を考慮し、昭和61年に成分採血由来血小板を導入した。
- 平成12年の時点で、血小板の殆ど全てが5単位以上の成分採血由来製剤へ移行していた。
- 平成15年4月に全製剤を白除する方針が決定された際、未プールの全血採血由来血小板は血小板数、容量が少なく、白血球を除去することが困難であったため、1、2単位は成分採血由来血小板を分割して製造することとした。

2

血小板供給本数の推移 (単位別)



3

全血採血由来血小板を導入した
際に発生するコスト等について

全血採血由来血小板を導入した際 のコスト計算の考え方

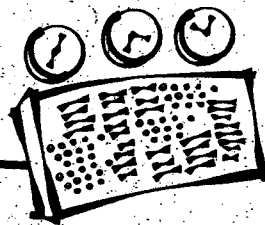
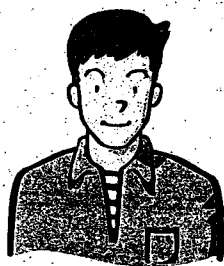
- 全血採血由来血小板を製造することにより、赤血球及び血漿の製造方法も変更になる。



血小板のコストのみでなく、同時に製造される赤血球や血漿のコストを含めて比較する必要がある。

5

成分採血血小板(1人から10単位採取)の製造工程 (現在の方法)



成分採血装置

血小板分離と白血球除去が装置内で行われる。

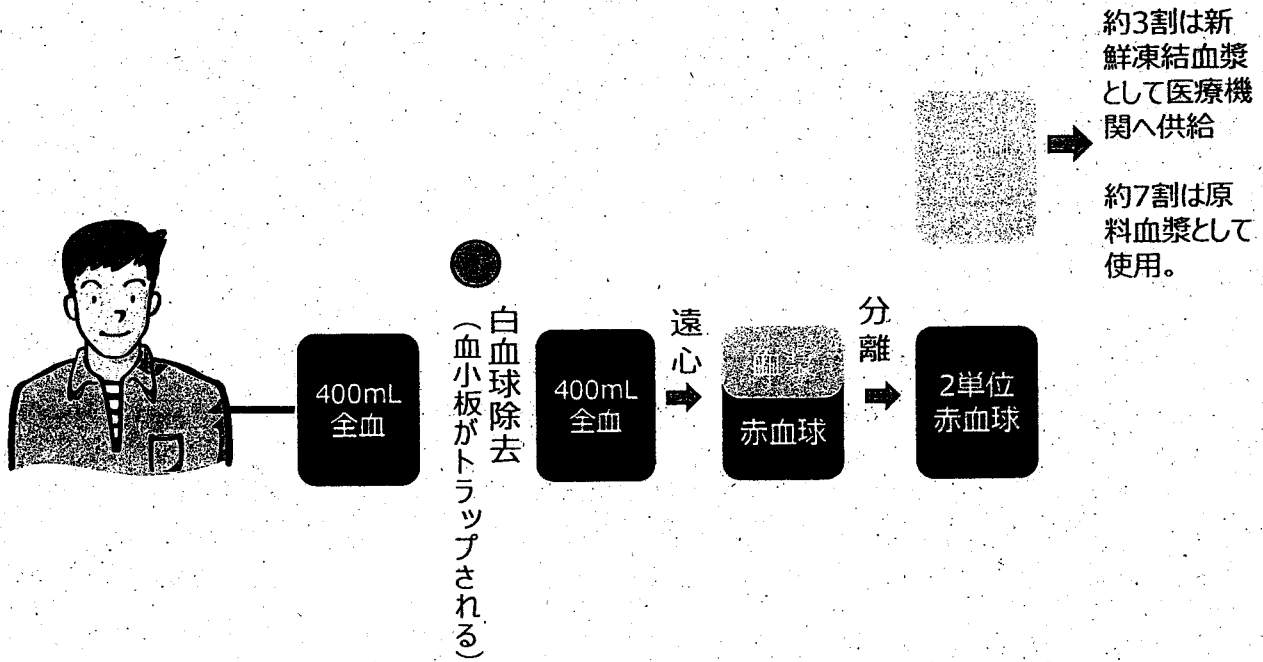
10単位
血小板



↓
全て原料血漿として使用。

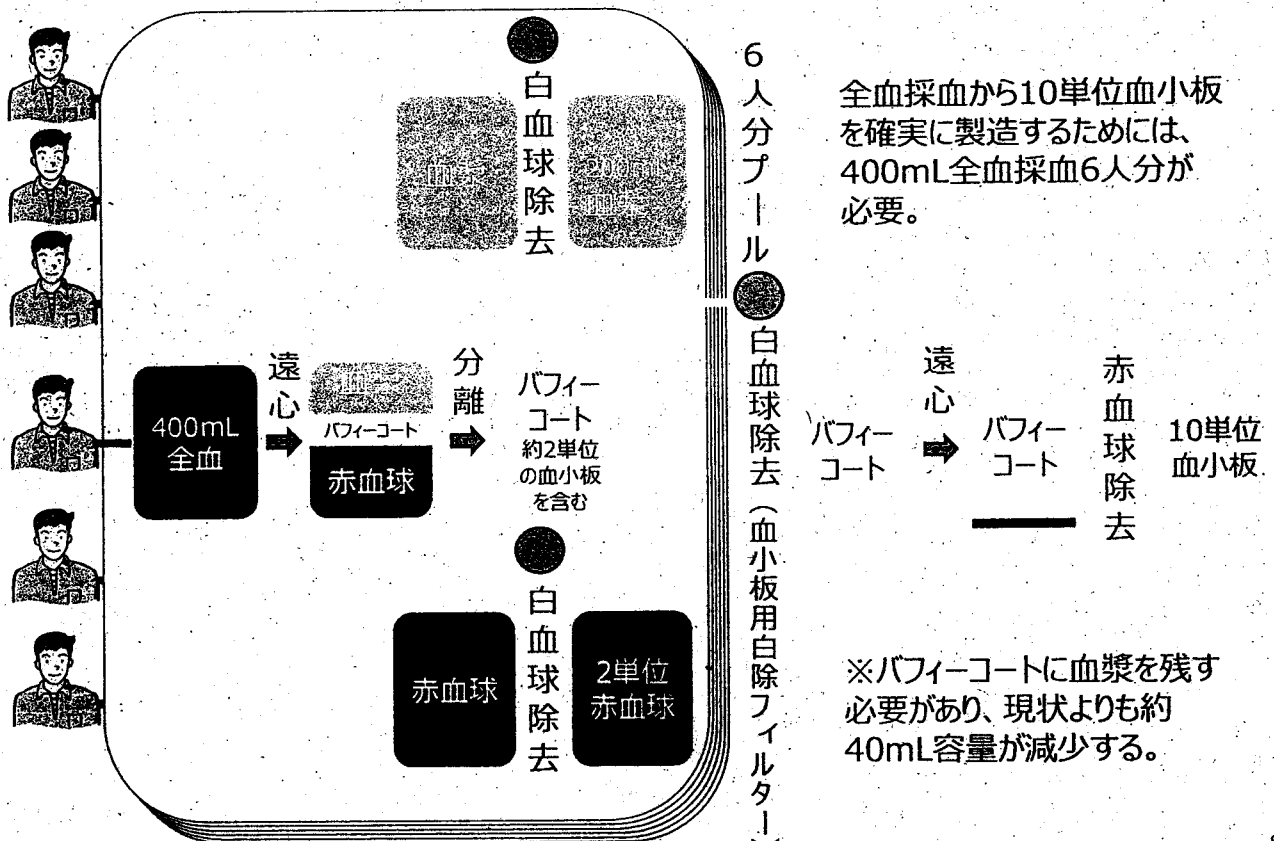
6

400mL全血採血からの赤血球、血漿の製造工程(現在の方法)



7

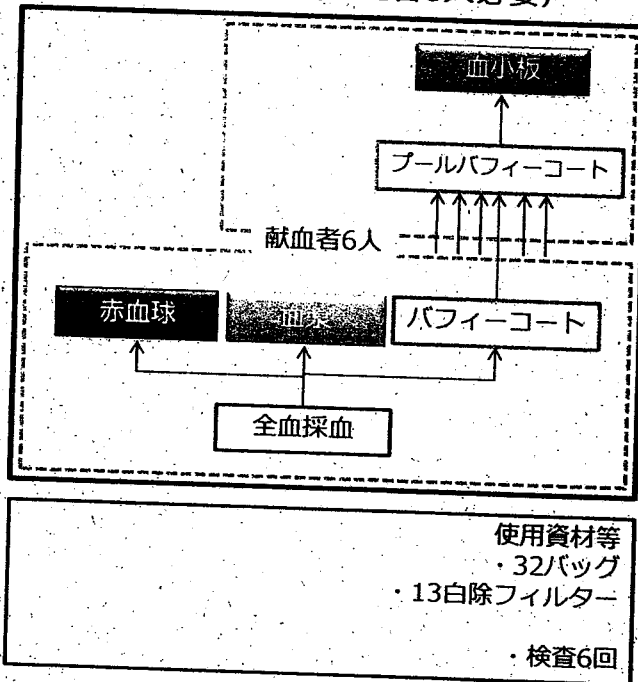
全血採血からの10単位血小板等の製造工程(現在は行っていない)



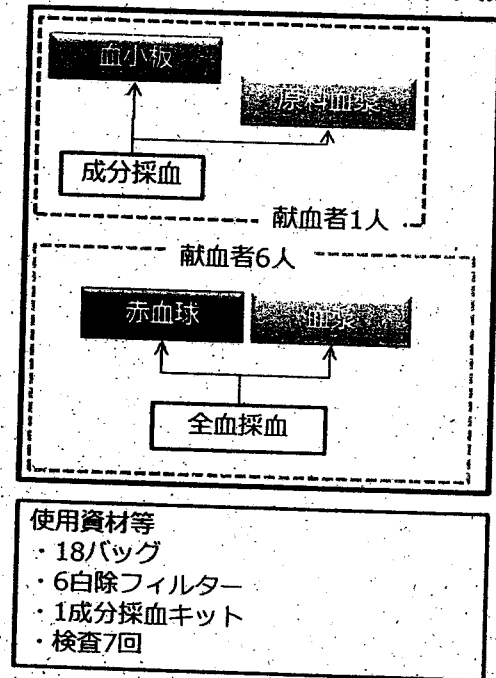
8

血小板10単位1バッグ、赤血球6バッグ及び血漿6バッグを製造するのに必要な資材等の比較

全血採血由来 (献血者6人必要)



成分採血由来 (現状：献血者7人必要)



同時に製造される赤血球や血漿の製造に必要な資材等を含めて比較

全血採血由来血小板に切り替えた場合の資材費等の増加額 (血小板10単位1バッグ、赤血球6バッグ及び血漿6バッグの製造を想定)

14バッグ + 7白除フィルター - 1成分採血キット - 検査1回

資材等	バッグ	白除フィルター		成分採血 キット	検査
		赤血球用 血漿用	血小板用		
単価※	@+270	@+2,730	@+3,190	@-11,778	@-3,094
個数	14	6	1	1	1
小計	+3,780	+16,380	+3,190	-11,778	-3,094
総計	+8,478 (増加額は白除フィルターの価格により増減する)				

※各資材等の単価は、白除フィルターを除き実際の購入価格、検査費用を記載した。白除フィルターについては、以下の材料価格基準の価格を記載した。ただし、血漿用のフィルターが販売されていないため赤血球用と同額とした。また、検査費用には試薬等の材料費に検査機器のリース費用等の経費を加えた。輸血用血液フィルター(赤血球製剤用白血球除去用) 2,730円、(同血小板製剤用) 3,190円
 [材料価格基準：平成二十二年厚生労働省告示第七十一号]

全血採血した原料血液から血小板を製造するとした場合に予想される影響

<p>安全面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1製剤あたりの献血者数が1人から6人に増加するため、抗HLA抗体の産生増加が懸念される。 ・プールによる感染症のリスクの増大が懸念される。 	<p>献血者確保面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・血小板成分採血は約40万減少するが、血小板成分採血と同時に採取される原料血漿等を確保するため、血漿成分採血を増やす必要があり、献血者の大幅な減少は見込めない。
<p>供給面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NAT結果判明後にプールし製造するため、全血採血由来血小板の出庫は半日程度遅くなる。 ・全血採血の全てからは血小板を製造することができないため、成分採血由来血小板も約40万バッグ製造し供給する必要がある。 ・バフィーコートに血漿を残す必要があり、全血採血由来の血漿製剤及び原料血漿の容量が約40mL減少する。 	<p>コスト面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての輸血用血液に白血球除去が必要なこと、血漿成分採血が増加すること等から、資材費等の増加が見込まれる。 ・工程数が大幅に増えるため製剤部門の人件費が増加する。

11

海外の状況

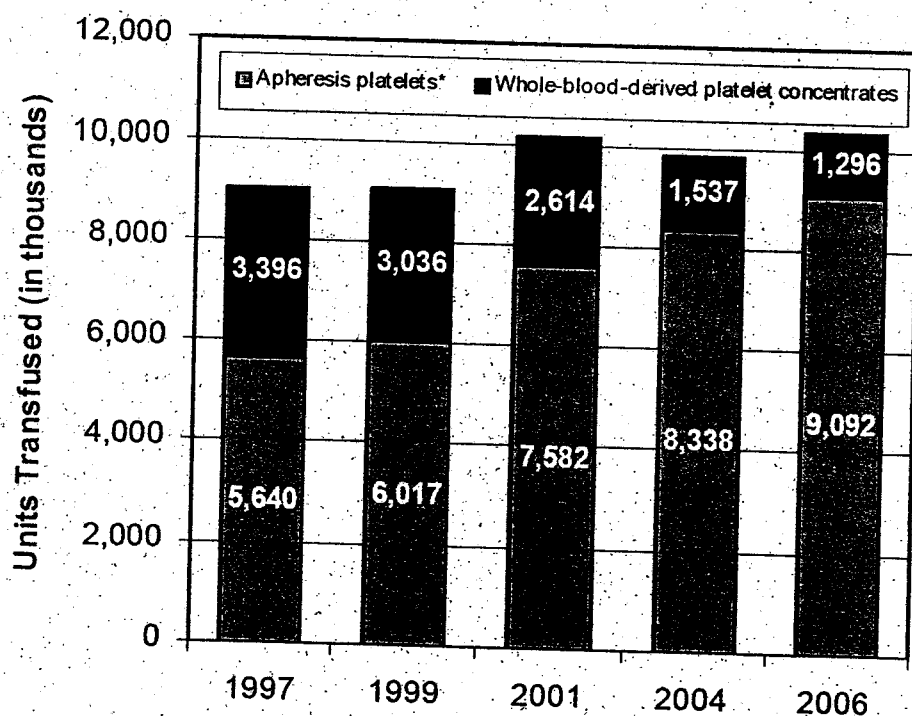
各国の成分血小板の割合

国名	成分血小板の割合[%]
アメリカ	87.5
イギリス	43.1
イタリア	50.4
オランダ	8.9
ドイツ	62.1
フランス	87.7
ベルギー	45.8
日本	100

Report on the collection, testing and use of blood and blood components in Europe in 2004 (EDQM)及びTHE 2007 NATIONAL BLOOD COLLECTION AND UTILIZATION SURVEY REPORT(HHS)より抜粋

13

米国における全血採血由来及び成分採血由来血小板製剤の供給状況



*expressed as platelet concentrate equivalent units.

THE 2007 NATIONAL BLOOD COLLECTION AND UTILIZATION SURVEY REPORT(HHS)より

Figure 11-3. Trends in platelet transfusions.

14

Report on the collection, testing and use of blood and blood components in Europe in 2004 (EDQM)

In Europe, platelets are generally recovered from 4 to 5 buffy coats of whole blood donations. Discussions on blood safety in relation to variant Creutzfeldt- Jakob Disease (vCJD) later led to the setting up of programmes to enhance the use of random single-donor platelets by aphaeresis in order to reduce donor exposure in recipients. These programmes may have been influential in some member states where the use of aphaeresis platelets in relation to recovered platelets is relatively high. The extent to which donors are willing to undergo aphaeresis may be limited, as no supply ever reaches 100% aphaeresis platelets. On average, in 32 reporting member states, 38% (range 0-88) of the adult therapeutic doses of platelets are produced by (random) single donor platelets by aphaeresis.

15

Report on the collection, testing and use of blood and blood components in Europe in 2004 (EDQM)

ヨーロッパでは、血小板は一般的に4～5人分の全血採血由来バフィーコートから調製されてきた。変異型クロイツフェルトヤコブ病 (vCJD) に関連した議論は、後に、ドナー暴露数を減少させるために成分採血による単一供血者由来血小板の使用を増加させるプログラムの策定へと導いた。これらのプログラムは、全血由来血小板に比して成分採血由来血小板の使用量が比較的多い加盟国に大きな影響を与えた。成分採血由来血小板の供給が未だ100%になっていないのは、成分採血をする意思のある供血者の数には限度があるためと思われる。報告のあった32加盟国の平均で、成人への投与量の38% (範囲 0-88) が、成分採血された単一供血者の血小板から製造された。

16

成分採血由来と全血採血由来血小板の価格

国	成分採血由来 (単位あたり)	全血採血由来 (単位あたり)	注	年	備考
アメリカ	\$655.33	\$142.21	-	2010	成分は15単位、全血は2.75単位(NYBC)
オランダ	\$1,027.00	\$697.00	(5)	2009	12.5単位
スペイン	\$702.80	\$349.27	(4)	2009	成分は20単位、全血は10単位
ドイツ	\$909.63	\$389.04	(4)	2009	10-20単位、成分はHLA typed
フランス	\$276.99	\$95.51	(4-5)	2010	成分は10単位、全血は5単位
日本	¥77,270	-	-		成分は10単位

ibpn news及びAABBホームページより